

加入・喪失・各種変更 免除・納付猶予 お手続きガイド

加入のお手続き

各種変更・資格喪失
のお手続き

基礎年金番号通知書の
再交付のお手続き

保険料はいくら？

保険料の納付方法は？

申請免除・納付猶予
のお手続き

学生納付特例のお手続き

法定免除のお手続き

保険料負担と年金額
の関係は？

追納のお手続き

加入・喪失・各種変更 免除・納付猶予 お手続きカード

こんなとき	どうする
加入や免除の 一般的なお客様が来たとき	 お手続きカード 概要版

詳細な説明が必要なお客様には

加入するとき	 お手続きカード No.1,4,5
各種変更・資格喪失 するとき	 お手続きカード No.2,3,6,届書等
基礎年金番号通知書を 再交付するとき	 お手続きカード No.7
保険料を説明するとき	 お手続きカード No.8,9,10
保険料の納付方法を 説明するとき	 お手続きカード No.11,12,13,14
申請免除・納付猶予制度を 説明するとき	 お手続きカード No.15
学生納付特例制度を 説明するとき	 お手続きカード No.16
法定免除制度を説明するとき	 お手続きカード No.17
保険料負担と年金額の 関係を説明するとき	 お手続きカード No.18
追納制度を説明するとき	 お手続きカード No.19

国民年金の加入者



必ず加入しなければならない人



加入・喪失・変更
(No.1-6)

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっています。国民年金の加入者のことを被保険者といい、職業等により次の3種類に分類されます。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業者、学生、無職の人など	会社員・公務員など厚生年金保険や共済組合に加入している人	厚生年金保険や共済組合の加入者に扶養されている配偶者のうち、20歳以上60歳未満の人
■加入手続き 市区町村の国民年金担当窓口で行ってください。	■加入手続き 勤務先を通じて手続きを行います。	■加入手続き 配偶者の勤務先を通じて手続きを行います。
■保険料 自分で保険料を納めます。	■保険料 厚生年金の保険料を納めます。 (国民年金保険料が含まれます。)	■保険料 自分で保険料を納める必要はありません。

(注) 65歳以上70歳未満の被用者年金の被保険者のうち、老齢基礎年金の受給権を有している人は、第2号被保険者に該当しません。そのため、その配偶者は第3号被保険者に該当しなくなります。

“今”も“将来”も“老後”も、国民年金は一生のリスクの備えです。

今の“まさか”に

障害基礎年金

病気やけがなどで障がい者になった際に受け取る年金。

将来の“まさか”に

遺族基礎年金

一家の働き手が亡くなった際に、家族や子どもが受け取る年金。

老後の“安心”に

老齢基礎年金

65歳になったら生活費の一部として受け取る年金。



希望すれば加入できる人 ※ただし、加入は申し出たときからになります。

つぎの①～④のいずれかに該当する人は、希望すれば国民年金に任意加入することができます。

- ① 海外に居住する20歳以上65歳未満の日本国籍を有する者
- ② 60歳未満の老齢（退職）年金受給権者
- ③ 60歳以上65歳未満で、老齢基礎年金の受給資格期間が足りない人や年金額を満額に近づけたい人
- ④ 昭和50年4月1日以前生まれで、満65歳の時点において老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない人（65歳以上70歳未満は老齢基礎年金の受給資格期間を満たすまで任意加入することができます。）



海外任意
(No.4)



任意加入
(No.5)

加入手続き

お住まいの市区町村窓口で手続きしてください。
※ただし、①のうち、すでに海外に住んでいる人は、国内協力者の有無により手続き先が異なりますので申し出てください。

保険料

自分で保険料を納めます。
※ただし、左記の②～④の人は口座振替または、クレジット納付が原則となります。
口座振替の場合は預（貯）金通帳・届出印、クレジット納付の場合はクレジットカードをご持参ください。

国民年金保険料と納め方

国民年金保険料の収納事務は、日本年金機構（年金事務所）が行っています。



第1号被保険者と任意加入被保険者の保険料



保険料
(No.8)

令和7年度の保険料 令和7年4月～令和8年3月

定額保険料（月額） **17,510円** 付加保険料（月額） **400円**

- 付加保険料（**月額400円**）は定額保険料に加えて、より高い年金を受けられるようにするもので、本人の希望により納めることができます。
- 付加加入は申出をしたときからになります。
- 国民年金基金の加入員は、付加保険料を納めることはできません。



付加
(No.9)



保険料はいつまでに納めますか

納付期限は、「納付対象月の翌月末日」
と定められております。

保険料の納め忘れがあると、将来の老齢基礎年金が少なくなるほか、万一の事故や病気で障害が残ったときの障害基礎年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族基礎年金が受けられない場合があります。



保険料の納め方



保険料
(No.8)

口座振替

金融機関 郵便局、
コンビニ等の
窓口で納付

クレジット
カード納付

電子納付
(ペイジー)

スマートフォン
アプリで納付

※ 市区町村および年金事務所の窓口では、国民年金保険料を納めることはできませんので、ご了承ください。



やりくり上手な納め方



前納
(No.10)

- 保険料を早めに納めること（前納）により保険料が割引になります。
- 前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引になります。

※ クレジットカード納付および口座振替により直近の4月から2年前納の開始を希望する場合は、「2年前納（4月開始）」を選択し、2月末までにお申し込みください。

国民年金保険料を納めるのが困難なとき

国民年金制度は保険料を納めていただくことが原則です。しかし、失業や所得の減少等により、国民年金保険料を納めることができない場合があるため、免除や猶予制度があります。



申請免除



申免、猶予
(No.15)

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得※が一定額以下の場合や失業などの場合は、本人が申請することによって保険料の全額または一部の納付が免除されます。

※1月から6月までに申請される場合は前々年所得

なお、学生の方は学生納付特例制度の対象のため、対象外となります。

審査対象者：本人・配偶者・世帯主

承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間 ※審査は7月～翌年6月で行います。

保険料を納めることが困難な場合は、所得によって「**全額免除**」か「**一部免除**」があります。

※ 免除申請は年度毎の手続きが必要です。

令和7年7月以降の保険料の免除手続きをすると

令和7年7月から令和8年3月の保険料（月額）

例えば、 単身の場合	免除の種類		
	全額免除	所得 67万円以下のとき※	0円
	4分の3免除	所得 88万円以下のとき※	4,380円
	半額免除	所得 128万円以下のとき※	8,760円
	4分の1免除	所得 168万円以下のとき※	13,130円

※ 令和8年4月から令和8年6月の全額免除の保険料額は0円、4分の3免除の保険料額は4,480円、半額免除の保険料額は8,960円、4分の1免除の保険料額は13,440円となります。

免除されると将来の年金は

	老齢基礎年金			障害基礎年金・遺族基礎年金
	受給資格	年金額への反映		受給資格
全額免除	○		8分の4	○
4分の3免除	○		8分の5	○
半額免除	○		8分の6	○
4分の1免除	○		8分の7	○
保険料未納	×	×		×
学生納付特例	○	×		○
納付猶予	○	×		○



ご注意ください！

一部免除の期間中、必要な保険料を納めないと「未納」とみなされ、年金を受け取れなくなったり、年金額が減ります。

国民年金保険料を納めるのが困難なとき



納付猶予



申免、猶予
(No.15)

50歳未満の方で国民年金保険料を納めるのが困難な方は、申請をして承認されると、保険料を納めることを猶予されます。（ただし学生は対象外）

審査対象者：本人（50歳未満）および配偶者

承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間

※審査は7月～翌年6月で行います。



学生納付特例



学特
(No.16)

学生で前年所得が基準額以下の方は、申請をして承認されると、保険料を納めることを猶予されます。

審査対象者：学生本人

承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間

※審査は4月～翌年3月で行います。

学生とは、学校教育法に定める大学（大学院）・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校に在籍する学生。
※一部対象とならない学校もあります。



法定免除



法免
(No.17)

次に該当する国民年金の第1号被保険者は、届け出れば保険料が免除されます。

1. 障害基礎年金、厚生年金などの被用者年金の障害年金 （2級以上） を受けている方
2. 生活保護法による「生活扶助」を受けている方（※外国籍の方は申請免除の要件となります。）
3. 厚生労働大臣が指定する施設（ハンセン病療養所、国立保養所など）に入所している方



追納



追納
(No.19)

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間や法定免除の期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

将来受け取る年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。

国民年金その他の手続き先



こんなときは市区町村以外の窓口で手続きが必要です

こんなとき	どうする？	手続き先
配偶者の被扶養者が 20歳になったとき (厚生年金保険や共済組合に 加入していない人)	第3号被保険者の加入手続きをする	配偶者の勤務先
結婚や退職等で 配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者が会社をかわったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の 新しい勤務先
海外に居住するとき	任意加入する（国内協力者なし）	年金事務所



日本年金機構 年金事務所の電話番号

事務所名	業務内容	国民年金の資格・保険料に関する照会
日本年金機構 〇〇年金事務所国民年金課		00-0000-0000
日本年金機構 〇〇年金事務所		00-0000-0000

年金の請求など年金給付に関する照会

ねんきんダイヤル	0570-05-1165 050ではじまる電話で おかけになる場合は 03-6700-1165
----------	--

【受付時間】

月曜：午前8:30～午後7:00
(月曜が祝日の場合は翌開所日)
火～金曜日：午前8:30～午後5:15
第2土曜日：午前9:30～午後4:00
※土曜日、日曜日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

一般的な国民年金の加入に関する照会

ねんきん加入者 ダイヤル	0570-003-004 050ではじまる電話で おかけになる場合は 03-6630-2525
-----------------	--

【受付時間】

月～金曜：午前8:30～午後7:00
第2土曜日：午前9:30～午後4:00
※土曜日、日曜日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません

ねんきん定期便・ねんきんネットに関する照会

ねんきん定期便・ ねんきんネット 専用ダイヤル	0570-058-555 050ではじまる電話で おかけになる場合は 03-6700-1144
-------------------------------	--

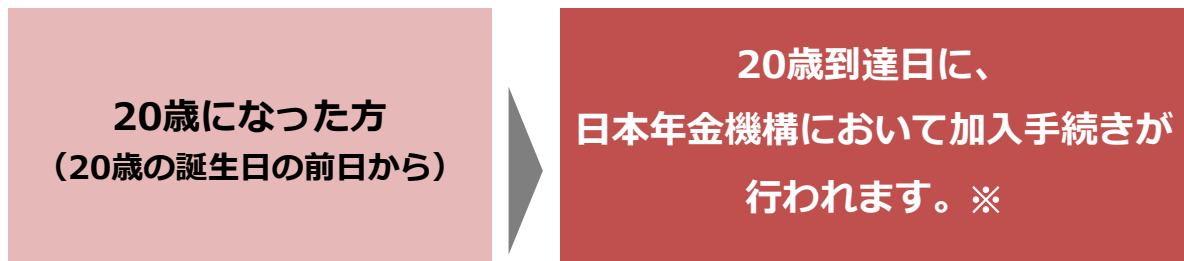
【受付時間】

月曜：午前8:30～午後7:00
(月曜が祝日の場合は翌開所日)
火～金曜日：午前8:30～午後5:15
第2土曜日：午前9:30～午後4:00
※土曜日、日曜日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません

No.1 20歳になったとき

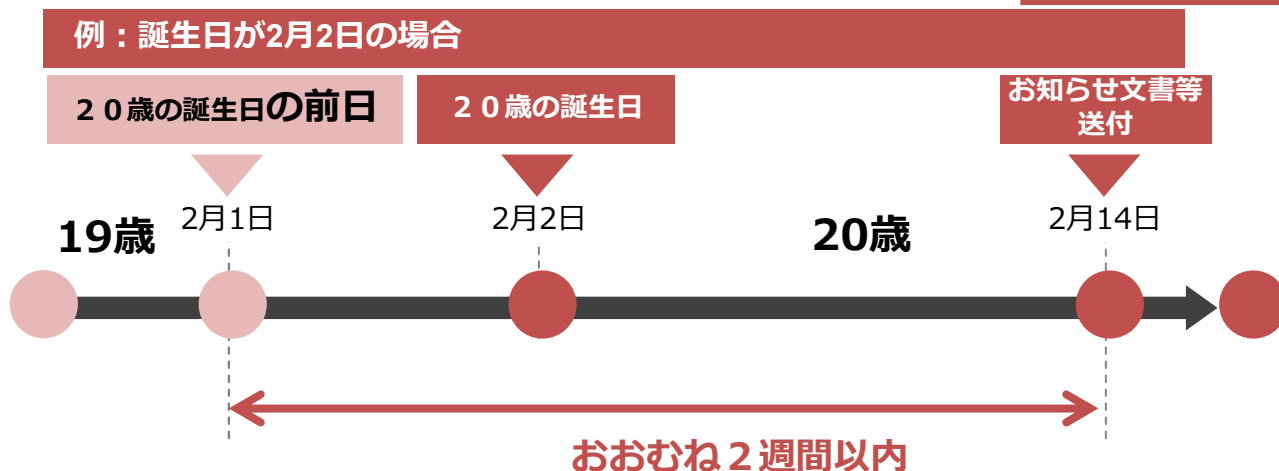
✓ 加入手続きの方法は？

➡ 届書等
(①)



※ 令和元年10月より20歳到達者の国民年金第1号被保険者の加入届出が原則として不要となりました。ただし、従来通り届出によるお手続きが必要な場合もあります。また、付加保険料の納付を希望される方も、付加保険料申出書の提出が必要です。

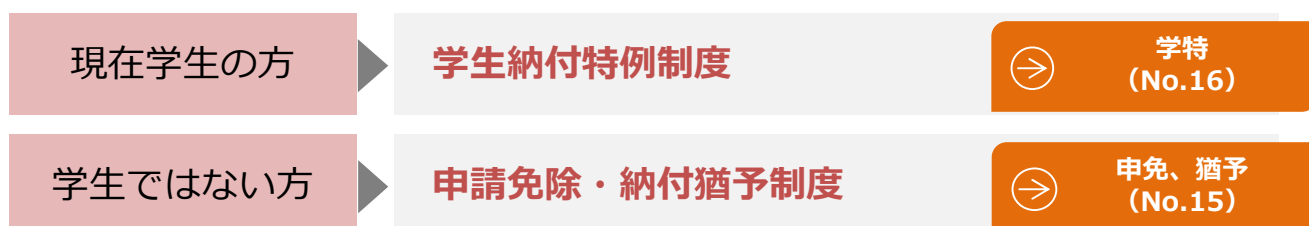
➡ 付加保険料と
付加年金
(No.9-1)



✓ 納付方法は？

➡ 保険料
(No.8)

✓ 納付が困難な場合



✓ 基礎年金番号通知書の見本は？

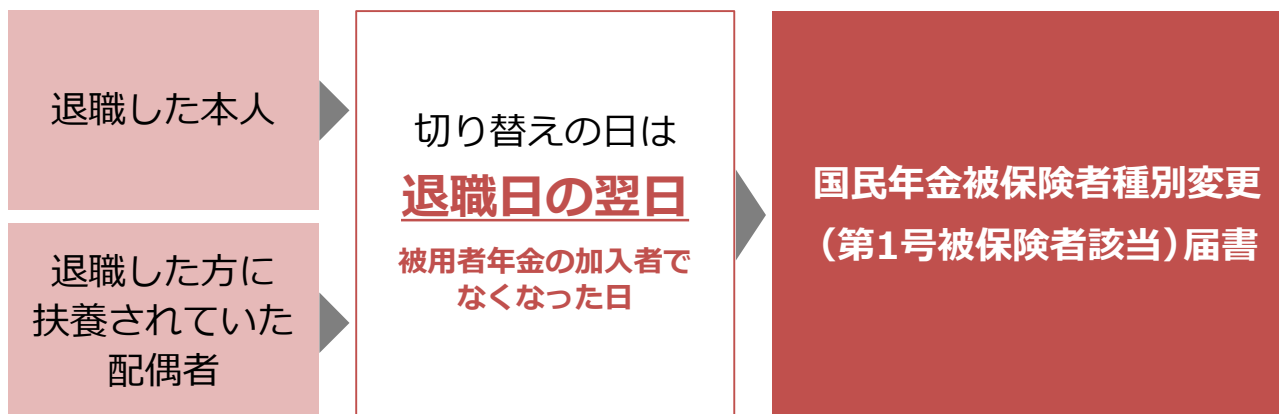
➡ 再交付
(No.7)

No.2 会社を退職したとき

☑ 必要な手続きは？

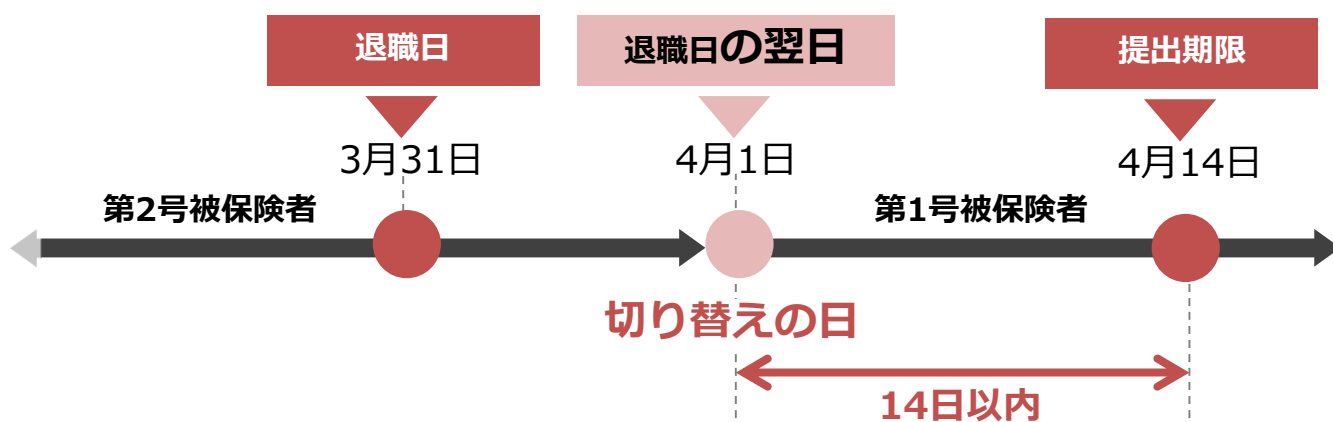


届書等
(①)



※配偶者を扶養している場合、配偶者の方（第3号被保険者）のお手続きも必要です。

例：退職日が3月31日の場合

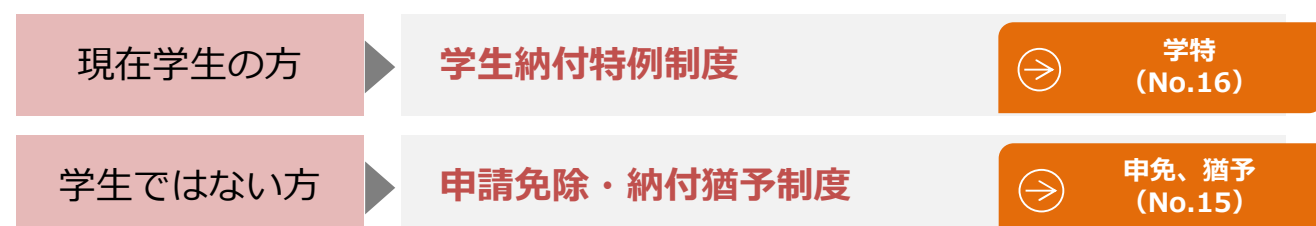


☑ 納付方法は？



保険料
(No.8)

☑ 納付が困難な場合

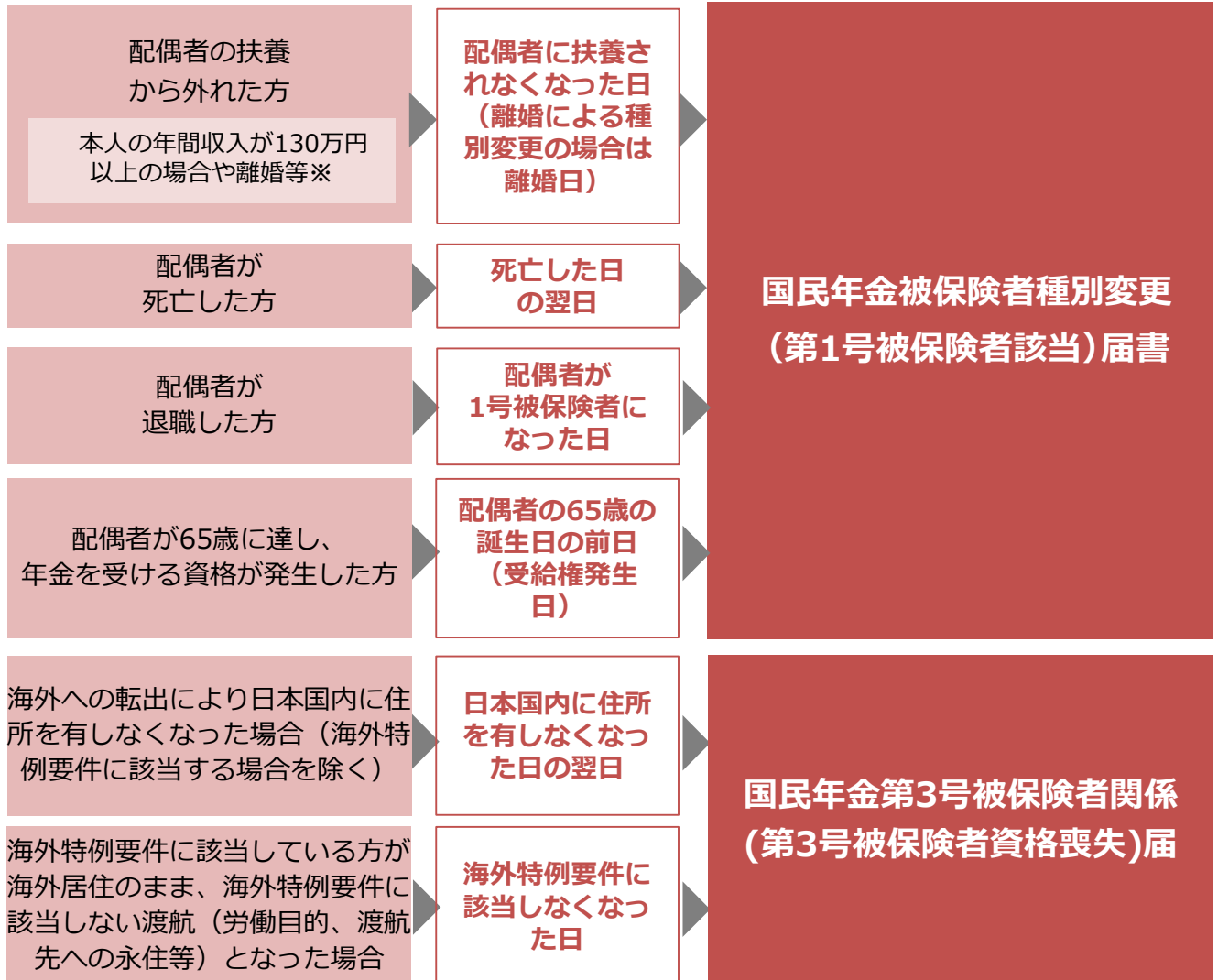




必要な手続きは？

届書等
(①)

種別変更日



※ 扶養から外れて国民年金の第1号被保険者に該当する場合は、**市区町村への種別変更の手続きを必ず行ってください。**

配偶者(夫または妻)が勤務する会社などを經由して、扶養から外れたことの届出を日本年金機構に提出しても、市区町村への手続きが必要となります。



納付方法は？

保険料
(No.8)

納付が困難な場合



No.4-1 海外に居住するとき



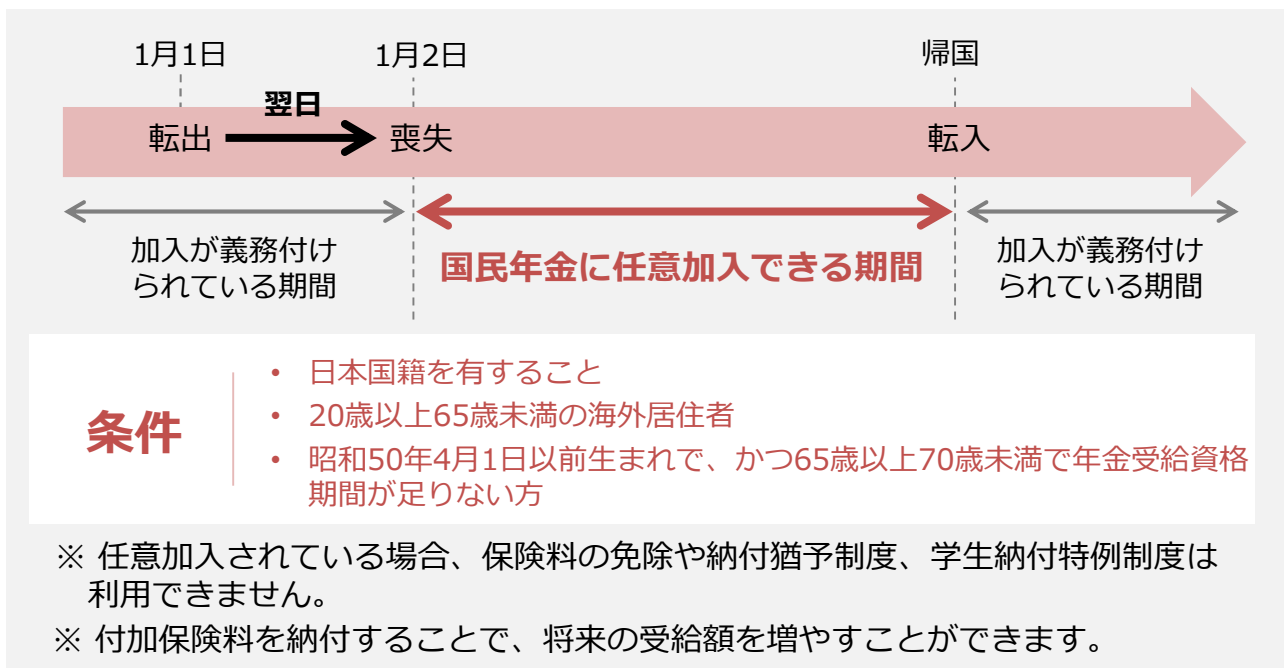
海外任意加入制度の内容

- 日本に住所を有しなくなった時は、強制加入被保険者ではなくなり、資格を喪失するため、喪失手続きが必要となりますが、**日本国籍の方**は国民年金に**任意加入**することができます。
- 任意加入された被保険者も国内で保険料を納めた方と同様に、保険料納付済期間に応じた**老齢基礎年金を受け取る**ことができます。
- **任意加入し、保険料を納めていれば、海外での生活において病気・ケガで障害が残った時や死亡した時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。**
- 任意加入しない場合、海外に居住していた期間は**合算対象期間**※となります。

※ 合算対象期間とは、老齢基礎年金などの受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されない期間のことです。



合算対象期間
(老-No.4)



お手続き窓口

海外任意加入をされる方	お手続きを行う窓口
国内協力者がいる方	最後にお住まいだった住所地の市区町村窓口
国内協力者がいない方	最後にお住まいだった住所を管轄する年金事務所
国内協力者がいない方で、日本国内に住所を有したことがない方	千代田年金事務所

No.4-2 海外に居住するとき



納付方法



口座振替

日本国内の預貯金口座から引き落とす方法



口座振替
(No.12)



協力者が
金融機関、郵便局、
コンビニ等の
窓口で納付



窓口
(No.11)



クレジット カード納付

クレジットカード
により納める方法



クレジット
(No.13)



電子納付 (ペイジー)

ネットバンキングの
電子媒体で納める方法



電子納付
(No.11)



スマートフォン アプリで納付

〇〇PAY等の
決済アプリで納める方法



電子納付
(No.14)

前払いによる割引制度があります。



前納
(No.10)

- 任意加入制度の加入または喪失は申出の手続きをお早めをお願いします。
- 任意加入は、さかのぼってすることはできません。
- 代理の方が窓口にご来訪される場合、委任状と身分証が必要になります。



日本国内に転入した（帰国した）場合のお手続き

国民年金の強制加入被保険者となります。その際には手続きが必要※
ですので、転入された市区町村窓口にて手続きを行ってください。

※ これまでと同様の納付方法で納付する場合であっても、**再度、納付方法の申出**が必要となります。ただし、口座振替の場合は資格取得時に意思表示を行うことで、口座振替の申出を省略することができます（同月内に喪失と取得がある場合に限り）。



任意加入をやめるとき



届書等
(①)

任意加入をやめるときにも手続きが必要ですので、任意加入したときの
手続きを行った窓口にてお問い合わせください。

No.5-1 任意加入するとき（高齢任意加入）



年金額を増やすには



届書等
(①)

60歳に達した日の属する月以後、65歳に達した日の属する月の前月までの間、厚生年金・共済組合に加入しておらず、国民年金の繰上げ受給をしていないときは、任意加入した上で保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

任意加入が可能な方

年金額が満額に到達していない方

加入期間

65歳になるまでの間
(満額になるまで)

具体例（年額）

20歳

60歳

65歳

35年（420月）納付済

任意加入で5年間
(60月) 納付

(令和7年度受給額)
 $831,700円 \times \frac{420月}{480月}$
→ **727,738円**

(令和7年度額)
 $831,700円 \times \frac{480月}{480月}$
→ **831,700円**
(満額)

**103,962円
プラス**

60歳（65歳）に達した日 = 60歳（65歳）の誕生日の前日



納付方法



任意加入の保険料の納付方法は、
口座振替または、クレジットカード納付
となっております。

※預金口座等を有しない方はご相談ください。



任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも手続きが必要ですので、お住まいの市区町村窓口にて手続きを行ってください。

No.5-2 任意加入するとき（高齢任意加入・特例高齢任意加入）



受給要件を満たすためには



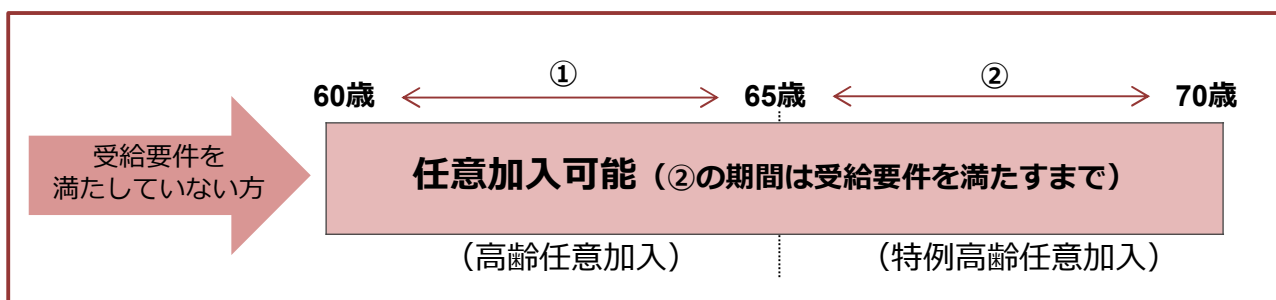
届書等
(①)

受給資格（120月以上の納付）を満たしていない場合、60歳に達した日の属する月以後（申出された月以後）70歳に達した日が属する月の前月までの間、任意加入した上で保険料を納めることにより、受給権を確保することができます。

ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

①の高齢任意加入で受給要件を満たさなかったときに、②の特例高齢任意加入が可能となります。

任意加入が可能な方	加入期間
① 受給要件（10年）を満たしていない方 または、年金額を増額させたい方	① 65歳になるまでの間
② 受給要件（10年）を満たしていない方 ただし、昭和50年4月1日以前に生まれた方	② 70歳になるまでの間 (受給要件を満たすまで)



60歳（70歳）に達した日 = 60歳（70歳）の誕生日の前日



納付方法



任意加入の保険料の納付方法は、
口座振替または、クレジットカード納付
となっております。

※預金口座等を有しない方はご相談ください。



任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも手続きが必要ですので、お住まいの市区町村窓口にて手続きを行ってください。

No.6-1 資格を喪失したとき

☑ 必要な手続きは？



届書等
(①)



※ 第2号被保険者または第3号被保険者となる場合を除く。

☑ 保険料

- 国民年金の保険料は、資格喪失日の属する月の前月分まで納付する必要があります。
- 資格取得日の属する月に資格を喪失した場合は、当月分を納付する必要があります。
（ただし、その後月末の時点で第2号被保険者または第3号被保険者である場合は、納付を要しません。）
- 保険料を前納している場合には、資格喪失日の属する月以後は還付されます。

（注）なお、被保険者資格を喪失した場合であっても、引き続いて任意加入などの被保険者資格を取得し、希望した場合には、引き続き被保険者期間に係る前納保険料として取り扱うことができます。

No.6-2 資格を喪失したとき



手続きに必要な書類

書類名	目的	備考
基礎年金番号通知書 または年金手帳	基礎年金番号の確認のため	死亡届の場合は、必ずしも 要しません
共済組合員証	共済組合の資格取得日の 確認のため	共済組合に加入の場合
年金証書のコピー	—	退職を事由とした年金の 受給権を得た場合
委任状	—	本人以外が手続きするとき (ただし、世帯主は委任状が なくても届出が可能)

No.7-1 基礎年金番号通知書再交付申請



基礎年金番号通知書



届書等
(①)

基礎年金番号通知書

基礎年金番号

フリガナ
氏 名

生 年 月 日

交付

厚生労働大臣

<現在交付している基礎年金番号通知書>



基礎年金番号通知書（表裏）

基礎年金番号通知書

基礎年金番号

フリガナ
氏 名

生 年 月 日

交付

厚生労働大臣

年金についての相談

年金についてわからないことがあるときは、年金事務所にご相談ください。なお、国民年金については、市区町村役場でも相談できます。

日本年金機構

No.7-2 基礎年金番号通知書再交付申請



お手続き窓口

再交付申請をされる方	お手続きを行う窓口
国民年金第1号被保険者の方 任意加入被保険者の方	住所地の市区町村窓口、住所地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センターでも可）
厚生年金保険または船員保険の被保険者の方	勤務する事業所の所在地を管轄する年金事務所（事業所経由または直接。郵送の場合は事務センターでも可）
国民年金第3号被保険者の方	配偶者の勤務する事業所の所在地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センターでも可）
厚生年金保険の第四種被保険者の方	住所地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センターでも可）
最後に加入の年金制度が国民年金であり、第1号被保険者または任意加入被保険者であった方	被保険者であった最後の住所地を管轄する年金事務所
最後に加入の年金制度が厚生年金保険または船員保険であった方	被保険者であった最後の事業所の所在地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センターでも可）
最後に加入の年金制度が国民年金であり、第3号被保険者であった方	被保険者であった最後の住所地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センターでも可）

○ 約1ヵ月半後、年金事務所より新しい基礎年金番号通知書が送付されます。

昭和57年

国民年金手帳

厚生省

昭和58年

年金手帳

社会保障庁

昭和59年

年金手帳

日本年金機構

なお、年金手続きにおいて基礎年金番号通知書及び国民年金手帳等を、特定の個人を識別するための本人確認書類として取り扱うことができます。

年金手帳

○国民年金の加入者（被保険者）	
第1号被保険者	20歳以上・60歳未満の自営業者・農林漁業従事者・自営農・無職などの人とその配偶者及び学生など
第2号被保険者	会社員・公務員などの厚生年金保険、国民年金の加入者
第3号被保険者	20歳以上・60歳未満の第2号被保険者に扶養されている配偶者
任意加入被保険者	60歳以上65歳未満の希望する者、65歳以上・60歳未満の在野外国人、65歳に達しても年金受給権が確保できない人は70歳まで

注 意 事 項

この年金手帳は、あなたが若年年金を受けるために必要となりますので、大切に保管してください。

また、次のような場合の届出などにこの年金手帳の提出が必要となります。

- 新に厚生年金資格や国民年金に加入するとき
- 年金を変更したとき
- 年金や一時金の請求をするとき
- 年金や一時金についての相談を受けるとき

この年金手帳を通して聞いてもらったり、送ったりしてもらった場合は、直ちに再交付の申請を行ってください。

基礎年金番号 _____

氏 名 _____

生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

性 別 _____

交付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

郵便局の店名 (〒 _____ 市 _____ 区 _____)

郵便局の店名 (〒 _____ 市 _____ 区 _____)

[illegible][illegible][illegible]

厚生年金保険の記録(3)				被保険者の行方届出	
事業名称 (雇用者番号)	所在地	被保険者 の人数	被保険者 の月数		
事業名称 (雇用者番号)	所在地	1	2	3	4
		5	6	7	8
		9	10	11	12
		13	14	15	16
事業名称 (雇用者番号)	所在地	17	18	19	20
		21	22	23	24
		25	26	27	28
		29	30	31	32
事業名称 (雇用者番号)	所在地	33	34	35	36
		37	38	39	40
		41	42	43	44
		45	46	47	48
事業名称 (雇用者番号)	所在地	49	50	51	52
		53	54	55	56
		57	58	59	60
		61	62	63	64
事業名称 (雇用者番号)	所在地	65	66	67	68
		69	70	71	72
		73	74	75	76
		77	78	79	80
事業名称 (雇用者番号)	所在地	81	82	83	84
		85	86	87	88
		89	90	91	92
		93	94	95	96
事業名称 (雇用者番号)	所在地	97	98	99	100
		101	102	103	104
		105	106	107	108
		109	110	111	112

[illegible]

年金は世代と世代の支え合い

No.8 保険料額について



国民年金の保険料（令和7年度の額）

令和7年度の保険料（令和7年4月～令和8年3月）

定額保険料（月額） **17,510円** 付加保険料（月額） **400円**

※国民年金保険料は社会保険料控除の対象となります。



付加
(No.9)



国民年金保険料の納付義務

国民年金保険料を納付することは法律で義務付けられています。

納付しない場合は、日本年金機構が委託している民間事業者から納付のご案内がされたり、日本年金機構によりご自身や連帯納付義務者である配偶者、世帯主の銀行口座等が差押えられることがあります。



納付方法



口座振替

日本国内の預貯金口座から引き落とす方法



口座振替
(No.12)



協力者が
金融機関、郵便局、
コンビニ等の
窓口で納付



窓口
(No.11)



クレジット
カード納付

クレジットカードにより納める方法



クレジット
(No.13)



電子納付
(ペイジー)

ネットバンキングの
電子媒体で納める方法



電子納付
(No.11)



スマートフォン
アプリで納付

〇〇PAY等の
決済アプリで納める方法



電子納付
(No.14)

※ 市区町村および年金事務所の窓口では、国民年金保険料を納めることはできませんので、ご了承ください。

早割制度（口座振替）

- 通常：翌月末日振替
- 早割：当月末日振替 ⇒ 年間720円（月額60円）の割引

前納制度

- 保険料をまとめて納めることにより保険料が割引になります。
- 前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引が大きくなります。

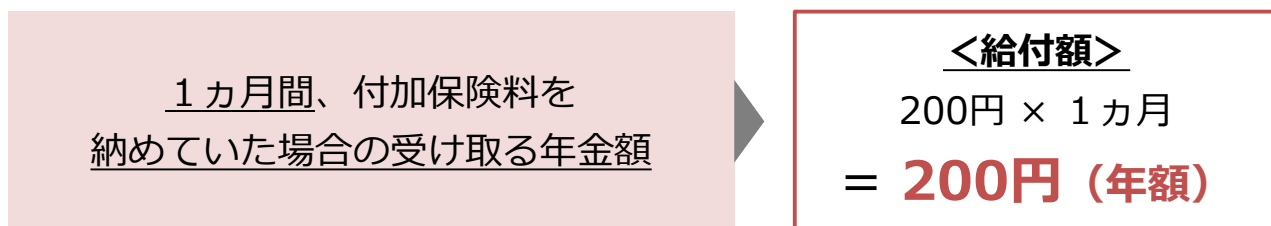


前納
(No.10)

✓ 付加保険料

定額保険料（令和7年度：17,510円）に加えて、**付加保険料（月額400円）**を納めた場合、年金受給時に**年額で【200円×付加保険料を納めた月数】**の付加年金が加算されます。

- 付加保険料を納めた場合は、以下の年金額を受け取れます。



※ 付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

- 1カ月間付加保険料を納めた場合



年金を受け取り始めて2年で、納付した付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。マイナンバーカードがあれば、スマホでオンラインによる申請が可能です。

✓ 注意事項

➡ 届書等
(①)

- 付加保険料を納めるためには申込みが必要です。
- 付加保険料の納付は、申込みをした月分からとなります。
- 納付期限は、翌月末日となっています。
- 納付期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- 付加保険料を納付することを希望しなくなった場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。
- 国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。
- 定額保険料が未納で付加保険料のみ納付したときは、付加保険料も未納になってしまいます。
- 産前産後保険料免除期間についても付加保険料を納付することができます。



前納とは

- 保険料をまとめて納めることにより保険料が割引になる制度です。
- 前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引が大きくなります。

※クレジットカード納付と電子納付は現金納付と同様の割引額になります。

※口座振替申出後、引き続き第1号被保険者である場合は、翌年の申出は不要です。

- 前納の種類には下記の種類があります。
 - ・「2年前納」・「2年前納（4月開始）（口座振替・クレジットカード納付のみ）」
 - ・「1年前納」　・「6ヵ月前納」　・「早割（口座振替のみ）」



2年前納、2年前納（4月開始）とは

- 2年度分の保険料をまとめて納めることができる制度です。
- 毎月納付する場合に比べ割引になります。
 - ・ 口座振替の場合：2年間で17,010円の割引
 - ・ 現金・クレジットカード納付の場合：2年間で15,670円の割引



届書等
(8)

※ 2年前納額は、**毎年2月下旬**に公表されます。

※ 実際に口座から引き落とされる金額は、「国民年金保険料口座振替額通知書」にてご確認願います。



前納保険料額



参考資料

<令和7年度の金額>

※（ ）内は割引額

納付方法		1ヵ月分	6ヵ月分	1年分	2年分
割 引 が な い 場 合		17,510円	105,060円	210,120円	425,160円
前 納	現金支払 クレジットカード納付	※前納制度なし	104,210円 (△850円)	206,390円 (△3,730円)	409,490円 (△15,670円)
	口座振替	17,450円 (△60円)	103,870円 (△1,190円)	205,720円 (△4,400円)	408,150円 (△17,010円)

※ 割引額は年利4%の複利現価法によって計算した額です。

※保険料額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでは納付できません。



手続き方法

クレジット納付の場合は・・・



クレジット
(No.13)



届書等
(⑧)

- 口座振替により「前納」で納付するためにはお手続きが必要です。
- マイナンバーカードがあれば、スマホからオンラインによる申請が可能です。
- 紙の申出書による場合は、「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書 兼 還付金振込方法（変更）申出書」に必要事項を記入の上、
預貯金口座をお持ちの金融機関（郵便局を含むの窓口、または年金事務所）
にご提出（郵送可）ください。
- 口座振替のお申し込みには、基礎年金番号の記入が必要ですので、基礎年金
番号通知書や納付書で基礎年金番号をご確認ください。また、紙の申出書によ
る場合は金融機関届出印の押印が必要となります。金融機関届出印や口座名義
人氏名に誤りがあると、手続きに時間がかかる場合がありますので、
是非、オンライン申請をご利用ください。
- 前納方法を変更する場合は、改めて手続きが必要です。

No.11-1 金融機関・郵便局・コンビニ等の窓口で納付



現金で納付するときは

- 「領収（納付受託）済通知書」を使用し、「納付期限」までに銀行などの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。
- 市区町村および年金事務所の窓口では、国民年金保険料を納めることはできませんので、ご了承ください。

国民年金保険料が納付できるコンビニ店舗一覧

● セブン-イレブン ● 山崎製パン - デイリーヤマザキ - ニューヤマザキデイリーストア - ヤマザキデイリーストア ● ポプラグループ - ポプラ - 生活彩家 - くらしハウス - スリーエイト	● ローソン ● ファミリーマート ● ミニストップ ● セイコーマート ● MMK設置店 ※ MMK端末とは、株式会社しんきん情報サービスが設置する公共料金収納端末のことです。
--	---



納付書見本

領収（納付受託）済通知書 (国庫金) 国民年金

82401 0343 6118 00066421 厚生労働省年金局（国民年金）

納付目的 国民年金保険料 ()

納付額 56005

納付期限 年 月 日

納付書発行年月日 年 月 日

納付場所 日本年金機構、支店、代理店又は納入代理店、納付受託機関、日本年金機構の年金事務所（詳しくは裏面をご覧ください）

※裏面のご説明をお読みください。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

※ 納付方法の詳細については、納付書の裏面をご確認ください。

親展 折り曲げ厳禁

料金後納 郵便

開封前にあて名をご確認ください。

日本年金機構 Japan Pension Service 年金事務所

※国民年金保険料の納付補助業務を委託している関係事業者から電話・文書・訪問による納付のご案内をさせていただきます。※すでに納付済とされている方や同様の納付書を受け取られる方は、行き違いですのでご注意ください。※ご利用いただく保険料の額については口座振替・クレジットカードによる納付はご利用いただけません。

<年金事務所発送封筒>

親展 料金後納 郵便

国民年金保険料納付書 在中

日本年金機構 事務センター

開封前にあて名をご確認ください。 区分郵便

※日本年金機構は、厚生労働大臣から委託を受けて納付書を送付しています。

ご不明な点がございましたら、日本年金機構ホームページをご確認ください (https://www.nenkin.go.jp/)

<日本年金機構本部発送封筒>

✓ 電子納付（ペイジー）

ペイジーでのお支払い手順



お手元に納付書が届いたら…

ATMの利用方法

次の金融機関のATMで

ペイジーが使えます。

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、
埼玉りそな銀行、青森銀行、群馬銀行、足利銀行、
千葉銀行、横浜銀行、関西みらい銀行、南都銀行、
広島銀行、福岡銀行、十八親和銀行、東和銀行、百十四銀行
京葉銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行、七十七銀行、荘内銀行
全国の農業協同組合（一部の農協ではお取り扱いできない場合があります。）

ネットバンキングの利用方法

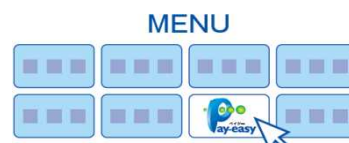
インターネットバンキングにログイン

ご契約のインターネットバンキングのホーム
ページを開きます。

「利用者ID」「パスワード」等を入力し、
ログインします。

① メニューの「ペイジー」を選ぶ

① メニュー名称は「税金・各種料金払込み」など、金融機関
によって異なります。



② 納付情報入力

② 納付書に記載されている「収納機関番号」「納付番号」
「確認番号」を入力します。

収納機関番号

00500

次へ

③ 納付

③ お支払内容が自動的に画面に表示されます。
お手元の納付書と比べて確認します。

国民年金保険料

¥（納付書記載の額）

支払

キャッシュカードまたは現金で納付

「支払」ボタンを押す

支払いFINISH！

ペイジー

検索

<http://www.pay-easy.jp>

日本マルチペイメントネットワーク推進協議会・日本マルチペイメントネットワーク運営機構

※日本マルチペイメントネットワーク推進協議会・日本マルチペイメントネットワーク運営機構より引用





注意事項

納付期限は、「納付対象月の翌月末日」と定められております。

月末が土曜日、日曜日、休日等にあたる場合は翌月最初の金融機関等の営業日となります。

例) 月末が平日の場合：



例) 月末が土曜日・日曜日・休日等の場合：



納付期限までに保険料を納めていないと障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない場合がありますので、忘れずに納めてください。

※なお、納付書の「納付期限」とは、納付対象月の翌月末日のことをいい、納付書の「使用期限」とは、その納付書が使用できなくなる日をいいます。

※ 納付期限から2年を経過した場合は、時効により納付できなくなります。

✓ 口座振替のメリット

口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。

✓ 手続き方法



届書等
(⑧)

- マイナンバーカードがあれば、スマホからオンラインによる申請が可能です。
- 申込用紙（「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書 兼 還付金振込方法（変更）申出書」）に必要事項を記入し、お近くの年金事務所または金融機関の窓口提出していただくか、年金事務所に郵送してください。
- 申込用紙は、金融機関、年金事務所の窓口に備え付けているほか、日本年金機構のホームページからプリントアウト（白黒でも可）することもできます。

※ 申込用紙にご記入の際は、指定預金口座の届出印、氏名と口座名義の確認をお願いいたします。

- 口座振替が開始されるまで、2カ月程度かかりますのであらかじめご了承ください。

✓ 振替方法ごとの振替期間と振替日

振替方法	期間	振替日
翌月末振替	前月分	納付対象月の 翌月末日
当月末振替(早割)	当月分	納付対象月の 当月末日
6カ月前納	4月分～9月分 10月分～翌年3月分	4月末日 9月末日
1年前納	4月分～翌年3月分	4月末日
2年前納 2年前納(4月開始)	4月分～翌々年3月分	4月末日

口座振替の早割制度とは

通常は翌月末に行われる口座振替を、当月末に行い、早めに納めていただくことで保険料を割引 **（年間720円（月額60円））** する制度です。

- 早割制度は、平成17年4月から開始された制度です。従来から口座振替で毎月納付いただいている方も **早割に変更するためには、あらためて申し込みが必要** です。

注意事項

- 前納における初回振替の際は、**「初回振替日の属する月」から「初回振替時の振替対象期間の最終月分」まで**を一括振替します。
（※1、※2の場合を除く）

※1「6カ月前納」の初回振替日が5月末日から9月末日までの場合は、9月分の保険料までは自動的に割引のない翌月末振替となり、10月末日に6カ月前納を開始します。

※2「2年前納（4月開始）」の初回振替日が5月末日から当年度3月末日の場合は、当年度3月分の保険料までは自動的に割引のない翌月末振替となり、翌年度4月末日に2年前納を開始します。



届書等
(9)

- お申込みから数週間後に、**「国民年金保険料口座振替開始（変更）のお知らせ」** および **「国民年金保険料口座振替額通知書」** をお送りします。
- 翌年度以後は、**毎年（2年前納は隔年）4月中旬に「国民年金保険料口座振替額通知書」** をお送りします。

残高不足にならないように口座の確認をお願いします

残高不足の場合には、各月中旬に振替不能のお知らせ（ハガキ）をお送りすると共に、以下の取り扱いとなりますので、ご注意ください。

翌月末振替、当月末振替（早割）の場合：

① 翌月にもう一度だけ再振替します。

例：9月分が振替不能
次回に9月分と10月分を合わせて振替します。

② 再振替できなかった場合

後日、納付（案内）書が送付されますので、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納めてください。

※再振替につきましては、当月末振替（早割）による割引は受けられません。

2年前納、

2年前納（4月開始）の場合：

翌年の前納振替までの間は、自動的に割引のない翌月末振替となります。

翌年の前納振替時に再び2年前納分の口座振替が行われます。

1年前納、6カ月前納の場合：

次の前納振替までの間は、自動的に割引のない翌月末振替となります。

納付（案内）書でご依頼された時の月分以後の前納はできますので、ご希望の方は年金事務所へご連絡ください。

注意：残高不足以外の理由で振替不能の場合は、以後の口座振替が停止となります。

「2年前納」と「2年前納（4月開始）」の違い

● 「2年前納」

翌年度3月分まで（振替開始月に応じて13カ月から最大で24カ月分）の保険料（割引あり）を初回の口座振替の際にまとめて前払い（前納）する方法です。（次回以降は、2年分（24カ月分）の保険料を翌々年度の4月に口座振替します。）

● 「2年前納（4月開始）」

2年分（24カ月分）の保険料（割引あり）を最初の4月にまとめて前払い（前納）する方法です。最初の4月が到来するまでの間は、1カ月分ずつ保険料（割引なし）を口座振替します。

● 「2年前納（4月開始）」を選択した場合の申出書の提出期限

直近の4月から2年前納の開始を希望する場合は、「2年前納（4月開始）」を希望する申出書を、2月末日までに日本年金機構に提出（必着）してください。

なお、2月末日までに申出書を提出した場合でも、口座の確認に時間を要した場合など4月の口座振替に間に合わない場合があります。この場合、5月末日に、割引のない4月分保険料と5月分から翌々年3月分まで23カ月分の前納保険料を振替します。

オンラインでマイナポータルを經由して「ねんきんネット」から口座振替を申し込みすると口座の確認に時間がかからず、すみやかに前納を開始できます。

No.13-1 クレジットカード納付



手続き方法



届書等
(12)

- 申込用紙に必要事項を記入し、お近くの年金事務所の窓口提出していただくか、年金事務所へ郵送してください。
- 申込用紙は、年金事務所の窓口にて備え付けているほか、日本年金機構のホームページからプリントアウト（白黒でも可）することもできます。



注意事項



届書等
(13)

納付方法（クレジットカード会社の立替納付期日）

納付方法	期間	立替納付期日
毎月納付	当月分	当月末日
6ヵ月前納	4月分～9月分 10月分～翌年3月分	4月末日 9月末日
1年前納	4月分～翌年3月分	4月末日
2年前納 2年前納(4月開始)	4月分～翌々年3月分	4月末日

- 前納における初回立替納付の際は、「初回立替納付日の属する月」から「初回立替納付時の立替納付対象期間の最終月分」までを一括立替納付します。（※1、※2の場合を除く）

※1「6ヵ月前納」の初回立替納付日が5月末日から9月末日までの場合は、9月分の保険料までは自動的に割引のない毎月納付となり、10月末日に6ヵ月前納を開始します。

※2「2年前納（4月開始）」の初回立替納付日が5月末日から当年度3月末日の場合は、当年度3月分の保険料までは自動的に割引のない毎月納付となり、翌年度4月末日に2年前納を開始します。

- クレジットカード納付では、当月末振替（早割）はできません。また、クレジットカード納付による前納の割引額は、納付書で納めていただいた場合の割引額と同額です。

No.13-2 クレジットカード納付

- お申込みから数週間後に「国民年金保険料クレジットカード納付開始（変更）・額通知書」をお送りします。

※被保険者とカード名義が異なる場合には、被保険者が国民年金保険料のクレジットカード納付をカードの名義人に委託したものとして取り扱わせていただき、カードの名義人の方はこれを承諾していただきます。

なお、被保険者とカードの名義人の続柄が配偶者以外の場合は、カードの名義人に対して、年金事務所から電話または書面による同意確認を行っております。

「2年前納」と「2年前納（4月開始）」の違い

- 「2年前納」

翌年度3月分まで（納付開始月に応じて13カ月から最大で24カ月分）の保険料（割引あり）を初回クレジットカード納付の際に、まとめて前払い（前納）する方法です。（次回以降は、2年分（24カ月分）の保険料を翌々年度の4月にクレジットカード納付します。）

- 「2年前納（4月開始）」

2年分（24カ月分）の保険料（割引あり）を最初の4月にまとめて前払い（前納）する方法です。最初の4月が到来するまでの間は、1カ月分ずつ保険料（割引なし）をクレジットカード納付します。

- 「2年前納（4月開始）」を選択した場合の申出書の提出期限

直近の4月から2年前納の開始を希望する場合は、「2年前納（4月開始）」を希望する申出書を、2月末日までに日本年金機構に提出（必着）してください。

No.14-1 スマートフォンアプリ納付



スマートフォンアプリでの納付のメリット

納付書がお手元に届いたら、スマートフォンを使ってすぐに納付することができます。



支払方法

国民年金保険料が納付できるスマートフォンアプリ一覧

au PAY	d払い®
PayB ※	PayPay
楽天ペイ	AEON Pay

※金融機関等が提供するアプリを含む。
(対象の決済アプリは、変更となる場合があります。)

スマホ決済では、利用する決済アプリにより以下のいずれかの方法で支払うこととなります。

① 第三者型前払式支払方式による支払（PayB以外）

事前に〇〇Pay等の決済アプリにチャージした
電子マネー等による決済を行う方式

② クレジットカード情報等を登録した決済アプリを利用した支払（PayB）

事前にPayBアプリに登録した金融機関口座又はクレジットカードの情報に基づき、金融機関口座からの引き落とし又はクレジットカードによる立替払いによる決済を行う方式

No.14-2 スマートフォンアプリ納付

✓ 納付方法

- ①決済アプリをダウンロード
- ②氏名・生年月日等を登録
- ③納付書に記載されているバーコードを読み取る
- ④決済内容を確認
- ⑤パスワード入力

↓
納付完了

The image displays three overlapping screenshots of a '納付書（納付委託）済通知書' (Payment Slip (Payment Entrusted) Completed Notification). The leftmost screenshot is the primary focus, showing a form with various fields for personal information and payment details. A red dashed circle highlights a barcode at the bottom of the form, with a red arrow pointing to it. The middle and right screenshots show the same form from different perspectives, emphasizing the payment amount and the barcode area.

ここを読み取る

✓ 注意事項

バーコードが印字されない納付書（30万円を超える金額の納付書および延滞金納付書）はスマホ決済ができません。

バーコード読み込み後の支払い画面及び支払い結果画面には、「日本年金機構（国民年金保険料）」と表示されます。

No.15-1 申請免除・納付猶予制度



制度のご説明

■ 申請免除

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの場合は、本人が申請することによって保険料の全額または一部の納付が免除されます。

■ 納付猶予

50歳未満（学生を除く）で、本人および配偶者の前年所得が一定額以下（全額免除の所得基準と同じ）の場合は、本人が申請することによって保険料の納付が猶予されます。

定額保険料（月額）	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
	17,510円	16,980円	16,520円	16,590円

免除の種類	月額の保険料			
全額免除	0円	0円	0円	0円
4分の3免除（4分の1納付）	4,380円	4,250円	4,130円	4,150円
半額免除（2分の1納付）	8,760円	8,490円	8,260円	8,300円
4分の1免除（4分の3納付）	13,130円	12,740円	12,390円	12,440円
納付猶予	0円	0円	0円	0円

No.15-2 申請免除・納付猶予制度

✓ 対象となる方

- 学生の方は、学生納付特例制度の対象となりますので、学生納付特例を申請してください。
- 海外居住者などで、日本に居住していない期間については、免除・納付猶予の申請はできません。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	納付猶予
対象者	第1号被保険者（任意加入被保険者および学生は対象外）				50歳未満の第1号被保険者（50歳になる月の前月まで）
審査基準	本人・本人の配偶者・世帯主 3名 のそれぞれの所得が基準に該当することが必要です（P.46 ☒ 審査基準 参照）				本人・本人の配偶者 2名 のそれぞれの所得が納付猶予基準に該当することが必要です
免除・納付猶予を受けられる期間	7月から翌年6月まで（納付期限日から2年を経過していない期間）				
継続申請	できます（一部不可）	できません（更新手続きが必要です）			できます（一部不可）
将来受け取る老齢基礎年金額（※）	全額納めた場合の				年金額に反映されません
	8分の4	8分の5	8分の6	8分の7	
保険料の追納	10年以内であれば、さかのぼって納めることができます（一定期間を経過している場合には、当時の保険料に加算がつきます）				

（※）平成21年4月以後の期間である場合

No.15-3 申請免除・納付猶予制度



年金を受け取る時はどう違うの？



年金額
(No.18)

		保険料納付	納付猶予	申請免除		保険料未納
				全額	一部	
障害基礎年金 遺族基礎年金		○	○	○	△ ※1	×
老齢基礎年金	もらえる？ (受給資格期間)	○	○	○	△ ※1	×
	増える？ (年金額)	○	×	○ ※2※3	△ ※2※3	×

- ※1 4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間は、納付が必要な残りの保険料を納付しないと未納期間となり、**障害基礎年金・遺族基礎年金等を受けられなくなる**場合があります。
- ※2 申請免除または納付猶予が承認された期間の保険料は、**10年以内であれば、古い期間から順に納付（追納）が可能**です。
- ※3 申請免除の種類や追納の状況により、受け取ることができる年金額が異なります。



手続き



申請書等
(16)

「マイナポータル」による**電子申請**、もしくは「**国民年金保険料免除・納付猶予申請書**」を**住民票上の住所地**の市区町村に提出することで手続きが可能です。

- 申請免除・納付猶予は、**過去2年1カ月分**をさかのぼって申請することができます。
- **1枚の申請書につき1年度分**（7月から翌年6月までの12カ月間）の申請となります。
※過去の年度分も申請する場合は、複数の申請書の提出をお願いします。
- 全額免除と一部免除（4分の3・半額・4分の1）を同時に申請することができます。
- 全額免除を希望された場合でも、審査の結果、一部免除（4分の3・半額・4分の1）となったり、却下となる場合があります。
- 口座振替を利用されている場合は、全額免除または納付猶予が承認された時点で一時停止となります。承認期間が終了したときに口座振替が再開されますのでご承知おきください。

No.15-4 申請免除・納付猶予制度

審査基準

- 審査基準の対象および基準額は、以下のとおりとなります。

所得の審査の対象となる方	免除・納付猶予の種類	前年の所得（下記金額以下）
本人、配偶者、世帯主	全額免除	（扶養親族等の数+1）×35万円+32万円
	4分の3免除	88万円+扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	半額免除	128万円+扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	4分の1免除	168万円+扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
本人、配偶者	納付猶予※	（扶養親族等の数+1）×35万円+32万円

- 次に該当する方は前年所得にかかわらず、その事実に基づいて審査します。ただし、世帯主や配偶者に一定以上の所得がある場合は免除されない場合があります。
 - ・ 生活保護法における生活扶助以外の扶助を受けている方
 - ・ 地方税法に規定する障がい者または寡婦の方で前年所得が135万円以下の方
 - ・ 災害により、被保険者世帯主等が所有する財産について、被害金額がその価格の概ね2分の1以上である損害を受けた方
 - ・ 失業等により経済的に保険料を納めることが困難な方
 - ・ 配偶者からの暴力を受け避難している方で、国民年金保険料を納付することが経済的に困難な方
 - ・ 特別障害給付金を受給している方
 - ・ 外国籍の方で生活保護に相当する保護（給付）を受けている方
- 所得の申告を行っていない方でも所得の申立の状況により、免除の対象となる場合があります。

（配偶者からの暴力を受け避難している方は、配偶者の所得にかかわらず、**本人および世帯主**の前年所得が一定以下であれば、保険料の全額または一部が免除となります。）

No.15-5 申請免除・納付猶予制度



免除・納付猶予・学生納付特例の承認期間

- 申請時点において保険料の納付期限日（翌月末）より2年を経過していない期間から令和8年6月末（令和7年6月30日までに申請した場合は令和7年6月末）までの範囲で未納となっている月について、前年所得等（下記参照）が免除基準に該当すれば免除・納付猶予、学生納付特例が承認されます。
- 失業等の特別事情による申請の場合は、特別事情が発生した月の前月以後の月が承認されます。
- 納付猶予は50歳になる月の前月分まで申請できます。50歳になった月以後は、基準に該当する免除を申請してください。
- 過去分の免除等の申請については、申請が遅れると承認される期間が短くなるとともに、障害を負った場合等の障害基礎年金等を受けられない恐れがありますのでご注意ください。

令和7年度期間

7 ・ 7	7 ・ 8	7 ・ 9	7 ・ 10	7 ・ 11	7 ・ 12	8 ・ 1	8 ・ 2	8 ・ 3	8 ・ 4	8 ・ 5	8 ・ 6
-------------	-------------	-------------	--------------	--------------	--------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

令和6年の所得（※）により審査します

令和6年度期間

6 ・ 7	6 ・ 8	6 ・ 9	6 ・ 10	6 ・ 11	6 ・ 12	7 ・ 1	7 ・ 2	7 ・ 3	7 ・ 4	7 ・ 5	7 ・ 6
-------------	-------------	-------------	--------------	--------------	--------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

令和5年の所得（※）により審査します

令和5年度期間

5 ・ 7	5 ・ 8	5 ・ 9	5 ・ 10	5 ・ 11	5 ・ 12	6 ・ 1	6 ・ 2	6 ・ 3	6 ・ 4	6 ・ 5	6 ・ 6
-------------	-------------	-------------	--------------	--------------	--------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

令和4年の所得（※）により審査します

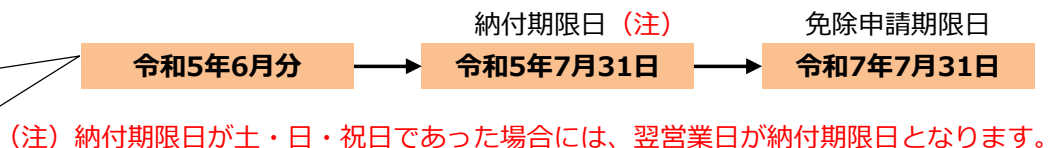
令和4年度期間

4 ・ 7	4 ・ 8	4 ・ 9	4 ・ 10	4 ・ 11	4 ・ 12	5 ・ 1	5 ・ 2	5 ・ 3	5 ・ 4	5 ・ 5	5 ・ 6
-------------	-------------	-------------	--------------	--------------	--------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

令和3年の所得（※）により審査します

（※）地方税法上の所得（純損失、雑損失の繰越控除前の額）

たとえば、
令和5年6月分の
保険料の
免除申請期限日は…



情報整理
シート

No.15-6 申請免除・納付猶予制度



来年度以後は？

- **来年度以後、年度毎に申請が必要**となります。

免除・納付猶予の種類	申請する年度	継続申請
申請免除	年度毎に申請が必要 年度：7月～翌6月	○ ※全額免除および 納付猶予のみ

継続 申請

全額免除および納付猶予については、申請するときに翌年度以後も継続して申請することを申し出ることで、翌年度以後の申請手続きを省略することができます。

ただし、次の場合は翌年度にあらためて申請手続きが必要です。

- ・全額免除・納付猶予が承認されなかった場合
- ・一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）で承認された場合
- ・失業や天災による被害などの理由により承認を受けた場合
- ・生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることにより承認を受けた場合
- ・特別障害給付金を受給していることにより承認を受けた場合
- ・配偶者もしくは世帯主の異動等により、一部免除や納付猶予から全額免除など、免除の種類の変更を希望する場合

- 免除等の申請をした後に**前年所得の修正**があった場合は、年金事務所にご連絡ください。
- 免除等の承認後に**第2号被保険者（会社員等）や第3号被保険者（会社員等の被扶養配偶者）となった場合**
第1号被保険者でなくなった場合は、自動的に免除等期間ではなくなりますが、承認期間中に再び第1号被保険者となったときは、免除等の期間に戻すことができます。
ご希望の場合は年金事務所までご連絡ください。
- 免除等の承認期間中に**学生となった場合**は、学生納付特例の申請が必要です。
- 免除等の承認期間中に**配偶者もしくは世帯主の異動があった場合**は、再度申請することにより異動日の前日から免除区分が変更になることがあります。



手続き後は？



申請書等
(18)

■ 審査結果について

日本年金機構から概ね2～3カ月後に審査結果が送付されます。決定通知書が届くまでの間、日本年金機構が委託する民間事業者が文書や電話、訪問により納付をご案内する場合がありますが、その場合は申請手続き済である旨を伝えてください。

- ※ 申請免除・納付猶予を申請した期間であっても、この申請を行う前に納付した国民年金保険料（前納保険料を除く）は還付できません。
- ※ 全額免除・納付猶予が承認されますと、保険料を納める必要がありませんので、お手元の納付書は不要となります。

■ 承認された場合の注意点

審査の結果（承認通知）、4分の3免除、半額免除、4分の1免除が承認された場合は、

あらためて、納めるべき額が記載された納付書が届きます。

なお、継続申請を希望していた場合であっても一部免除で承認されたときは継続申請が無効となります（来年度も免除を希望されるときは申請手続きが必要です）。

■ 申請が却下された場合

保険料の納付が必要となるため納付書を大切に保管してください。なお、納付書を紛失した場合は、年金事務所にご連絡ください。

■ 口座振替を利用している方はご注意ください

口座振替を利用されている場合は、全額免除または納付猶予が承認された時点で一時停止となります。承認期間が終了したときに口座振替が再開されますのでご承知おきください。



将来の年金額を増やすには？



追納
(No.19)

追納制度（後払い）を利用すれば、過去10年以内の保険料を追納（後払い）することができ、将来の年金額を増やすことができます。

No.16-1 学生納付特例制度



学生納付特例とは

学生納付特例制度は、学生の方の申請により、保険料の納付を猶予（先送り）する制度です。

この制度を活用することで、学生の方が、不慮の事故や病気により障害が残ってしまった場合等、**障害基礎年金等を受給できなくなることを防止**できます。

※学生の方は、申請免除・納付猶予制度は利用することができません。



対象となる方

学生で、本人の所得が一定以下の方が対象です。

学校教育法に定める大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校※¹、一部の海外大学の日本分校※²等に在学する方
（夜間・定時制課程や通信課程の方も含む）



128万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等（本人）

※1 修業年限が1年以上の課程に在学している方（私立の各種学校については都道府県知事の認可を受けた学校に限られます）

学生納付特例の対象となる学校は日本年金機構のホームページで確認ができます。

※2 日本国内にある海外大学の日本分校であって、文部科学大臣が個別に指定した課程に在籍する方



年金を受け取るときはどう違うの？



年金額
(No.18)

		保険料納付	学生納付特例	保険料未納
障害基礎年金 遺族基礎年金		○	○	×
老齢基礎年金	もらえる？ (受給資格期間)	○	○	×
	増える？ (年金額)	○	×	×

✓ 手続き

➡ 申請書等
(20)

「マイナポータル」による電子申請、もしくは「国民年金保険料学生納付特例申請書」を住民票上の住所地の市区町村窓口に提出することで手続きが可能です。

- 学生納付特例は、過去2年1ヵ月分をさかのぼって申請することができます。
- 1枚の申請書につき1年度分（4月から翌年3月までの12ヵ月間）の申請となります。
※過去の年度分も申請する場合は、複数の申請書の提出が必要です。
- 在学証明書原本もしくは学生証（裏面も含む）のコピーの添付が必要です。

免除・納付猶予の種類	申請する年度	継続申請
学生納付特例	年度毎に申請が必要 年度：4月～翌3月	×（※）

（※）申出している在学期間中は、毎年4月に更新の申請書が届きます。

✓ 将来の年金額を増やすには？

➡ 追納
(No.19)

追納制度（後払い）を利用すれば、過去10年以内の保険料を追納（後払い）することができ、将来の年金額を増やすことができます。

- 追納しようとする期間の翌年度から起算して、3年度目以後に保険料を追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

例1：令和7年（2025年）3月31日までに追納する場合

H.26	H.27	H.28	H.29	H.30	R.1	R.2	R.3	R.4	R.5
					➡				
←					➡				
加算あり									

例2：令和8年（2026年）3月31日までに追納する場合

H.27	H.28	H.29	H.30	R.1	R.2	R.3	R.4	R.5	R.6
					➡				
←					➡				
加算あり									



手続き後は？



申請書等
(22)

■ 審査結果について

申請後、日本年金機構から概ね2～3カ月後に審査結果が送付されます。それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますので予めご承知ください。

なお、前年所得「有」として申請された方については所得の確定が6月以後となりますので、日本年金機構での所得審査が7月から開始となります。

※学生納付特例を申請した期間であっても、この申請を行う前に納付していただいた国民年金保険料は還付できません。

■ 申請が却下された場合

保険料の納付が必要となるため納付書を大切に保管してください。なお、納付書を紛失した場合は、年金事務所にご連絡ください。

■ 学生でなくなった場合



申免、猶予
(No.15)

学生納付特例の承認を受けていた方は、「学生不該当届」を提出する必要があります。また、所得の少ない方は免除・納付猶予の申請を行うことができます。

■ 来年度も学生である場合

前年度の申請の際に記入した在学予定期間中の方は、日本年金機構から3月末に更新の案内が届きます。

学生納付特例を希望する場合は、来年度4月以後すみやかに申請してください。



卒業後に国民年金保険料が払えないときは？

保険料の免除・納付猶予制度があります。



申免、猶予
(No.15)

【免除・納付猶予制度のメリット】

- 病気やけがで障害が残ったときにも年金を受け取ることができます。
- 年金を受け取るために必要な「受給資格期間」に参入されます。



法定免除とは

第1号被保険者が法で定められる要件に該当したとき、当然に**保険料の納付が免除**される制度です。



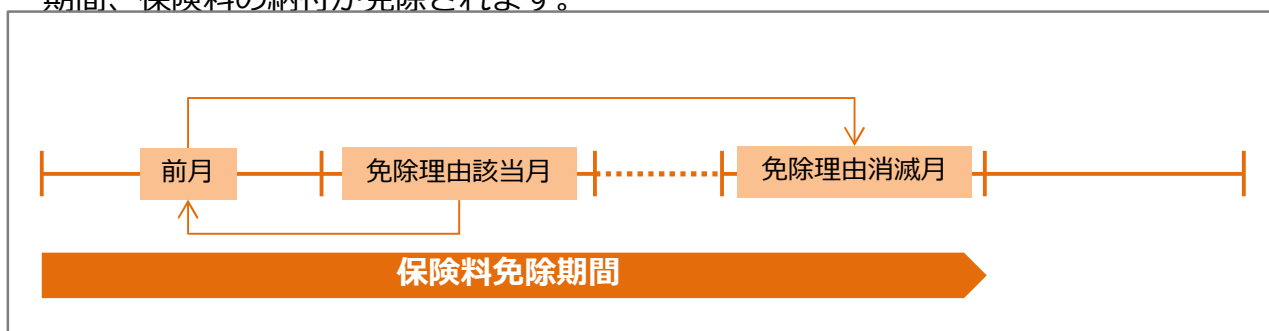
対象となる方

1. 障害基礎年金、厚生年金などの被用者年金の**障害年金**、その他の障害を支給事由とする給付であって、政令で定める給付を受けている方
2. 生活保護法による**「生活扶助」**を受けている方
※外国籍の方は生活保護の決定実施の取扱いに準じて必要と認める保護となっているため申請免除の要件となります。
3. **厚生労働大臣が指定する施設**（ハンセン病療養所、国立保養所など）に入所している方



年金の給付はどうなるの？

- 法定免除を受けた期間は、老齢基礎年金の**受給資格期間および年金額に算入**されます。
※老齢基礎年金の場合、1カ月を2分の1として計算され、支給されます（平成21年3月分までは1カ月を3分の1として計算されます）。また、10年以内であれば追納も可能です。
- **免除理由該当日の属する月の前月分**から**免除理由消滅日の属する月分**までの期間、保険料の納付が免除されます。



【前納保険料】

- ・法定免除に該当した時点において、既に保険料が前納されている場合、法定免除該当日の属する月以後の期間に係る保険料については、充当または還付されます。

手続き

■ 条件に該当するようになった時

「国民年金保険料免除理由該当届」を市区町村に提出します。



申請書等
(①)

■ 条件に該当しなくなった時

「国民年金保険料免除理由消滅届」を市区町村に提出します。



申請書等
(①)

免除ではなく、引き続き支払いたいときは？

「国民年金保険料免除期間納付申出書」を市区町村に提出します。



申請書等
(②)

- 本人の申出により、平成26年4月1日前に法定免除に該当している場合には、平成26年4月1日以降の免除期間（平成26年3月分保険料～）、平成26年4月1日以降に法定免除に該当する場合には、免除理由該当日の属する月の前月以降の免除期間について、保険料を納付することができます。
- 遡及して法定免除となった期間について、本人が保険料の納付を希望する場合は、過去期間について納付申出が出来ます。ただし、2年を超える未納期間については、納付することができません。
- 法定免除該当日の属する月以降の前納保険料がある場合、通常は還付等を行いますが、平成26年4月以降の期間については、納付申出を行うことでそのまま前納期間とすることができます。

■ 国民年金保険料免除期間納付申出にあたって、以下の確認事項があります。

- 納付申出をした期間は、国民年金保険料の納付義務が発生するため、保険料が未納のまま納付期限が経過すると、その期間は未納期間となります。
- 納付申出をした過去期間は、原則としてさかのぼって法定免除に戻すことはできません。なお、時効内であれば、さかのぼって申請免除はできます。
- 納付申出をしたことにより納付された国民年金保険料は、還付することはできません。
- 納付申出をした期間は、付加年金または国民年金基金に加入することができますが、これから付加年金または国民年金基金に加入する場合は、さかのぼって加入することはできません。
- 納付申出をやめる場合にも、申出が必要です。

No.18 保険料負担と年金額の関係は？

✓ 保険料負担と年金額の関係

免除の種類毎の1カ月の保険料額と1カ月あたりの年金額の関係は下記のとおりです。

保険料							
国庫負担							

	① 納付済期間	② 4分の1免除	③ 半額免除	④ 4分の3免除	⑤ 全額免除	⑥ 納付猶予 学生納付特 例	⑦ 産前産後 免除
1カ月の 保険料額 ※1	17,510円	13,130円	8,760円	4,380円	0円	0円	0円
年金額に 反映される割 合	1	7/8	6/8	5/8	4/8	0	1
(参考) 1カ月あた りの年金額 ※2	1,732円	1,515円	1,299円	1,082円	866円	0円	1,732円

※1 令和7年度の保険料額
※2 昭和31年4月2日以降に生まれた方の老齢基礎年金の満額（831,700円）を基に推計

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなりますが、追納することで将来の年金額を増やすことができます。

➡ 追納 (No.19)



「追納」とは？

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間や法定免除の期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

将来受け取る年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。

例：令和7年11月に追納できるのは平成27年11月分からとなります。



いくら納めればいいのか？

	全額免除 納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	
平成27年度の月分	15,930円	11,950円	7,960円	3,990円	↓ 加算
平成28年度の月分	16,600円	12,450円	8,300円	4,150円	
平成29年度の月分	16,820円	12,620円	8,400円	4,200円	
平成30年度の月分	16,650円	12,480円	8,330円	4,160円	
令和元年度の月分	16,710円	12,530円	8,350円	4,170円	
令和2年度の月分	16,820円	12,610円	8,410円	4,200円	
令和3年度の月分	16,860円	12,650円	8,420円	4,210円	
令和4年度の月分	16,740円	12,550円	8,360円	4,190円	
令和5年度の月分	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円	
令和6年度の月分	16,980円	12,740円	8,490円	4,250円	
					加算額 はありません



手続き



申請書等
(26)

「国民年金保険料追納申込書」を年金事務所に提出します。



注意点

- 一部免除を受けた期間に、免除されていない一部の保険料を納付していない場合は、**未納期間となるため、追納できません。**
(例えば、4分の3免除の期間を追納する場合は、先に4分の1の保険料を納めている必要があります。)
- **すでに老齢基礎年金を受けられている方は追納できません。**
- 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。



事務処理誤りにかかる特例制度とは

年金事務所や市区町村役場などで事務処理を誤ったことにより、国民年金保険料の納付ができなかった場合や各種手続きができなかった場合、申出（特定事由の申出）をし承認されると、保険料（特例保険料）の納付や各種手続きをすることが可能になる制度です。



申出ができる主な事例

- 年金事務所へ納付書を送るように依頼したが、年金事務所で誤った処理を行い納付書が到着しなかったため、2年を経過（※）し国民年金の保険料が納付できなかったため、納付できるようにしてほしい。
- 市区町村役場で受け付けた届書について、処理が遅延し納付書が到着しなかったため、2年を経過（※）し国民年金の保険料が納付できなかったため、納付できるようにしてほしい。

（※国民年金法第102条第4項の規定により2年を経過した保険料については、保険料徴収権が時効によって消滅することから徴収することはできません。）



特例保険料

- 特定事由の申出が承認され、保険料を納付することができるようになった場合、後日、納付書（特例保険料）をお送りいたします。
- 特例保険料の金額については、事務処理誤りがあった当時の金額になります。
- 特例保険料の納付期限は、申出が承認されてから2年となります。



注意点

- 次の国民年金制度の事務処理を担当する機関の事務処理誤りがあり、保険料の納付や各種手続きができなかった場合に申出が可能となります。

厚生労働省・日本年金機構・市区町村・委託業者等・収納機関等

- 当時の状況について、関連資料を集め、できる限り思い出していただき、お申し出の時に関連資料の提出や内容説明のご協力をお願いします。
- 「事務処理誤りにより前納制度による割引後の額での納付ができなかったが、通常の保険料額での納付はできた場合」や「事務処理誤りにより追納申込みの時期が遅れたため、追納額が高くなった場合」などの金額についての申し立ての場合、特定事由の申出はできません。

国民年金 特定事由等該当申出書

日本年金機構理事長 あて 令和 年 月 日 以下のとおり申出します。 また特定事由にかかる他の機関への願書について、日本年金機構に添付します。	日本年金機構
〒 〇〇〇〇〇 住 所	
氏 名	
電話番号	

① 申出日	令和 年 月 日
② 氏名	
③ 申出理由	
④ 申出期間	令和 年 月 日
⑤ 申出の理由や経緯などを詳しくご記入ください。(別紙に記載いただいても差し支えありません。)	

※「⑤ 申出の理由や経緯など」については、口付・封書となる期間・届いた事実・できなかった事実等について記入してください。お客様の氏名も併せてご記入ください。

⑥ 申出期間	令和 年 月 日
⑦ 申出する手続き及び納付(該当するもの)に	
ア. 保険料の納付・付加保険料納付	
イ. 任意加入の申出・申出期間の保険料の納付	
ウ. 付加保険料の申出・申出期間の付加保険料の納付	
エ. 免除・納付猶予の申請(一部免除の場合、一部保険料の納付を含む)	
オ. 学生納付特例の申請	
カ. 追納保険料の納付	
キ. 後納保険料の納付	

※ 基礎年金番号(10桁)で提出する場合は「⑥個人番号」に左側の数字を記入し

■ 添付書類

- ◇ 申し出の手続きを代理の方に委任する場合は、委任状
- ◇ 申し出の手続きを法定代理人が行う場合は、法定代理人であることを明らかにする戸籍謄本、登記事項証明書など
- ◇ 申出の根拠となる書類(お持ちの場合のみ)
 - ・ 国書・申請書などの控え
 - ・ 相談票(来訪)の控え
 - ・ お客様が録音した録音データ
 - ・ 日本年金機構の職員が作成し、お客様に交付した手紙
 - ・ 日本年金機構の職員が作成し、お客様に交付したメモ
 - ・ お客様の当時のメモ
 - ・ 免除・納付猶予申請や学生納付特例申請に必要な証明書(当時の所得証明書や世帯の構成が確認できる証明書、在学証明書など)

■ 個人番号(マイナンバー)により申出する際の添付書類について

- ◇ 本人が窓口で申出書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。
- ① マイナンバーが確認できる書類: 個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)
- ② 本人(実印)確認書類: 運転免許証、パスポート、在留カードなど※2
- ※1 郵送で申出書を提出する場合は、マイナンバーカードの裏面または①および②のコピーを添付してください。
- ※2 上記以外の②書元(実印)確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

■ 注意事項

- ◇ 『前納による保険料の割引』や『期間が経過したことによる追納加算額の増加』などの金額についての申出の場合、本制度は利用できません。
- ◇ 申し出から回答までに要する期間は約90日です。
- ◇ 本制度の申出が認められない場合、3カ月以内に文書または口頭で、社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に審査請求(不服の申立て)ができます。

■ 手続きの流れ(事例: 納付ができなかったケース)



■ 提出先・お問い合わせ先

「国民年金 特定事由等該当申出書」は、年金事務所にご提出ください。
なお、ご不明な点がございましたら、年金事務所にお問い合わせください。

No.21-1 産前産後期間の保険料の免除



産前産後期間の免除制度とは

国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、産前産後免除の期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

※ 産前産後期間とは、**出産の予定日（又は出産の日）の属する月（以下「出産予定月等」という。）の前月（多胎妊娠（双子等）の場合は3月前）から出産予定月等の翌々月までの期間**を指します。

【単胎の場合】

		産前産後免除	産前産後免除	産前産後免除	産前産後免除		
--	--	--------	--------	--------	--------	--	--

△
出産予定日（出産後の届出の場合は「出産の日」）

【多胎の場合】

産前産後免除	産前産後免除	産前産後免除	産前産後免除	産前産後免除	産前産後免除		
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--	--

△
出産予定日（出産後の届出の場合は「出産の日」）



対象となる方

妊娠85日（4か月）以上の分娩（死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含む）をした者のうち、産前産後期間に第1号被保険者期間を有する者が対象です。



年金を受け取るときはどう違うの？



年金額
(No.19)

		保険料納付	産前産後免除期間※1	免除期間
障害基礎年金 遺族基礎年金		○	○	○
老齢基礎年金	もらえる？ (受給資格期間)	○	○	○
	増える？ (年金額)	○	○	△※2

※1 保険料を納付していただく場合と同様に年金額に反映されます。

※2 国庫負担分のみが年金額に反映されます。

手続き



申請書等
(①)

- マイナンバーカードがあれば、スマホからオンラインによる申請が可能です。
- 「**国民年金被保険者関係届書（申出書）**」を市区町村窓口に提出します。
- 産前産後免除は、出産予定日の6ヶ月前から届出することができます。

※【具体例】

令和7年10月15日が出産予定日であれば、令和7年4月15日以降に届出を行うことができます。

- 届出の際は以下の添付が必要です。（国民年金法施行規則第73条の7第2項第3号）

・ 出産前に届出をする場合

母子健康手帳、医療機関が発行した証明書その他の出産予定日を明らかにすることができる書類

・ 出産後に届出をする場合

戸籍謄（抄）本、戸籍記載事項証明書、出生届受理証明書、母子健康手帳、住民票、医療機関が発行した証明書その他出産の日及び身分関係を明らかにすることができる書類

※原則添付書類は不要ですが、添付書類を省略した場合、審査・認定まで1カ月程度時間を要する場合があります。お急ぎの場合は添付書類を添付の上、提出をお願いします。

・ 死産等の場合

死産証明書、死胎埋火葬許可証、母子健康手帳、医療機関が発行した証明書その他死産等の日及び身分関係を明らかにすることができる書類

- 出産予定日の属する月と実際の出産日の属する月が乖離した場合であっても、原則として変更は行いません。
- ただし、出産の予定日で届出を行い、出産の予定日を基準とした産前産後期間よりも出産の日を基準とした産前産後期間の方が長い場合や、単胎として届出を行ったが、その後、多胎であることが判明した場合は産前産後期間の変更の届出をすることができます。
- 産前産後免除期間は、付加保険料の申出が可能です。

✓ 社会保障協定の目的

国際間の人的移動に伴う課題の解決

国際間の人的移動に伴い、日本から外国に派遣され就労している被用者及び外国から日本に派遣され就労している被用者について、年金保険料の二重負担、年金受給資格の確保が課題となっています。これらの問題を解決するため、我が国は、諸外国との間で社会保障協定の締結を進めています。その主な内容は大きく分けて次の2つです。

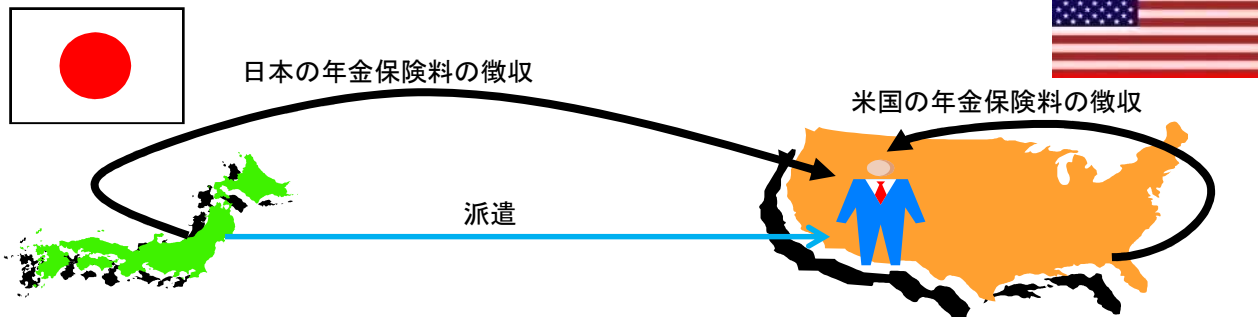
(1) 適用法令の調整

日本から外国へ一時的に派遣される被用者等は、派遣元国である日本と派遣先国の両方の年金制度等に二重に保険料を負担することがありますが、社会保障協定を締結することにより、派遣先国の法令のみ適用することを原則としつつ、例外として、派遣当初の一定期間(5年)は派遣先国の法令の適用を免除し、日本の法令のみを適用することとして、二重の保険料負担を解消します（なお、申請により、5年を超えて派遣先国の法令の適用免除が認められる可能性があります）。

※年金制度のみならず、医療保険制度や労災制度も適用法令の調整を行っている協定もあります。

年金保険料の二重負担の課題

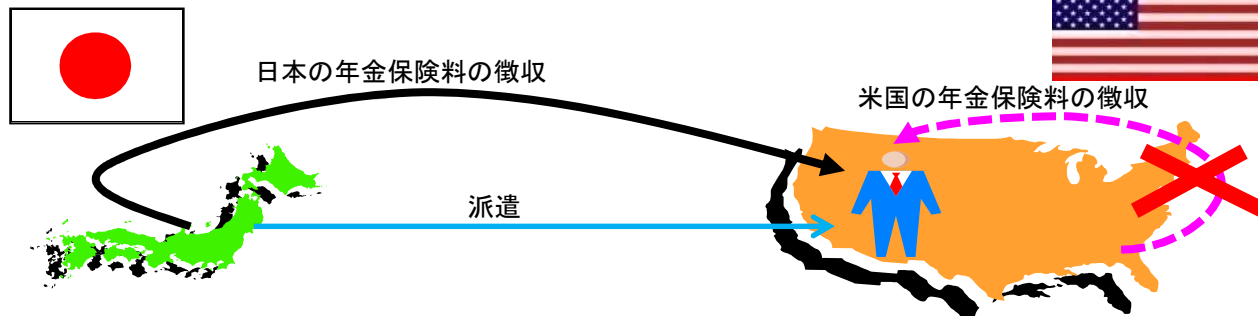
○ 協定発効前(米国の例)



⇒ 日本の年金保険料と米国の年金保険料の両方を払うことが必要。

適用法令の調整

○ 協定発効後(米国の例)



⇒ 短期の派遣（5年以内）の場合は、日本の制度にのみ加入し、米国制度への加入義務免除（原則は就労国（米国）の制度のみ加入）。

No.22-1 社会保障協定とは

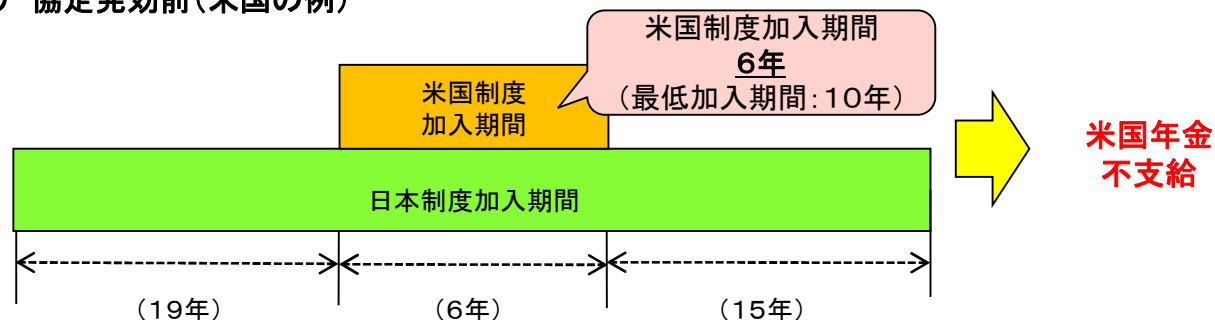
(2) 年金加入期間の通算

外国の年金制度に加入したものの、加入した期間が短いためその国の年金受給権に結びつかない場合がありますが、社会保障協定を締結することにより、両国間の年金制度への加入期間を通算して、年金を受給するために必要とされる年金加入期間を満たすことができれば、その国の加入期間に応じた年金を受けることができますようになります。

※年金加入期間の通算に関する規定がない協定もあります。

年金受給資格の確保の課題

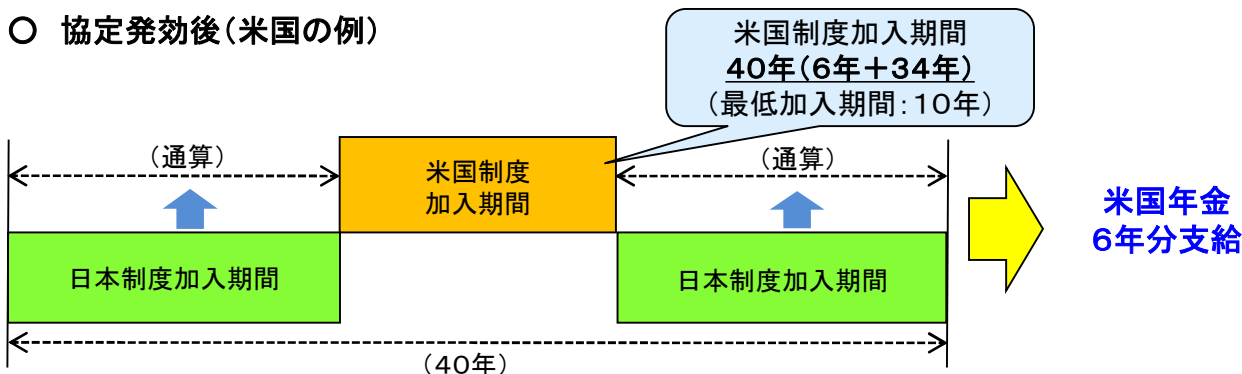
○ 協定発効前(米国の例)



⇒ 米国制度加入期間のみでは、米国年金の最低加入期間を満たさないため、米国年金は受給できない。

加入期間の通算

○ 協定発効後(米国の例)



⇒ 日本制度にのみ加入していた期間(34年)が通算されることで、米国年金の最低加入期間を満たすため、米国年金を受給できる(ただし、受給額は6年分(日本の年金は34年分))。

【日本が社会保障協定を締結(発効済)している国(23カ国(2025年4月1日現在))】

ドイツ、英国、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国、フィンランド、スウェーデン及びイタリア

※英国、韓国、中国及びイタリアとの協定については年金加入期間の通算に関する規定は含まれていません。

社会保障協定に関する詳細な情報は、
日本年金機構ホームページ(下記URL参照)をご覧ください。
<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/shaho.html>

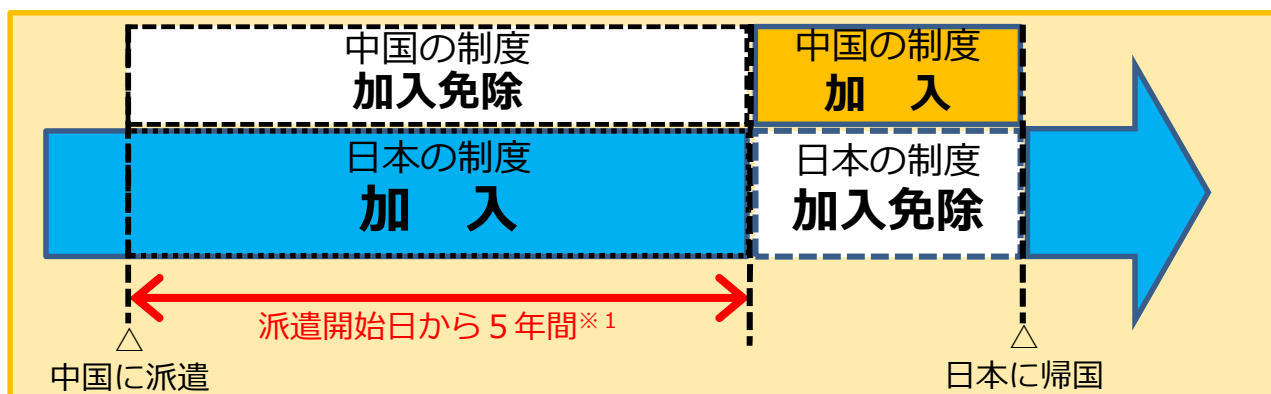
《重要》社会保障協定について、中国との社会保障協定を例に説明させていただきます。
 ※本協定には「年金加入期間の通算」についての規定は含まれていません。
 ※社会保障協定の規定は国ごとに異なりますのでご注意ください。



日・中社会保障協定の概要

- 本協定の対象制度は「年金制度」のみとなります。
 - 日本は、国民年金、厚生年金保険が対象です。
 - 中国は、被用者基本老齢保険(中国語で「职工基本养老保险」)が対象です。
- 適用法令の調整
 - 適用法令の調整の対象者は「被用者」のみとなります。
 （「自営業者」は対象外です）
 - まず、**就労している国の制度のみ**に加入することが**原則**となります。
 - ただし、雇用主により相手国に派遣された被用者については、**例外的に派遣開始日から5年間は派遣元国の制度にのみ加入**することとなります。

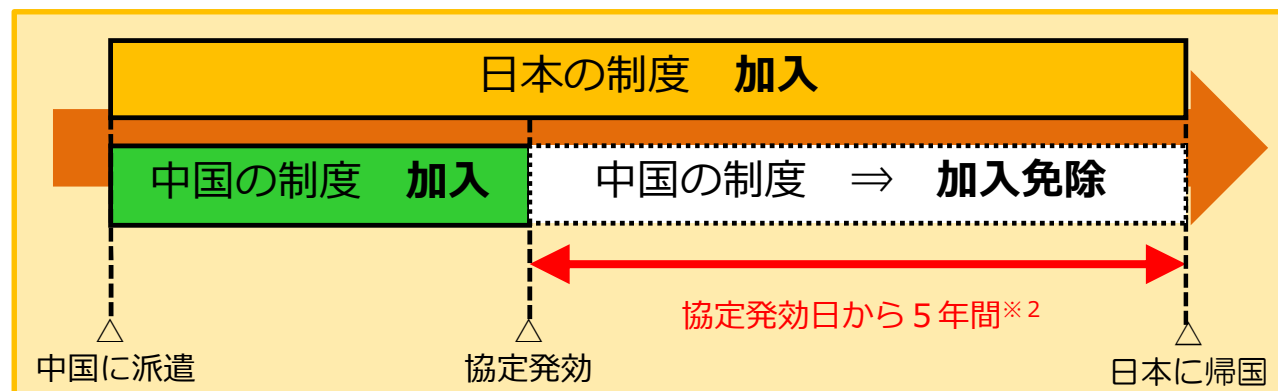
《例：日本の企業に勤務する人が中国に派遣される場合》



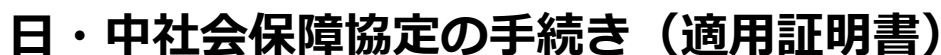
※1 派遣期間が5年を超える場合、申請に基づき、両国関係機関間で協議し合意したときには、派遣先国制度の加入免除期間の延長が認められます。ただし、その延長期間は原則として5年を超えない期間とされています。

- 協定発効日の時点において既に中国に派遣され就労している場合、協定発効日を起算点として5年間は、中国の制度への加入が免除されます。

《例：協定発効前より日本から中国に派遣されていた者の場合》



※2 協定発効日から5年を超える場合、申請に基づき、加入免除期間の延長が認められる可能性があります（上記※1参照）。



- JP/CNHN01
- 社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定
日本国政府と中華人民共和国政府社会保障協定
- 中華人民共和国で就労する被用者のための日本国協定の年金の適用に関する証明書
- 在留外国人用適用日本国年金手帳発給保証状
- ・ 法定第4条第2項第1号、第5条第1号第1項第1号、第6条第1号、第7条第1号、第8条第2項第1号第1号、第9条第1号
 - ・ 行政手続法第3条第1項第1号、行政手続法第3条第1項第2号
- | | |
|---|--|
| 1 | 被用者 / 雇員 |
| | 氏/姓 名/名 生年月日 / 出生年月日
(ローマ字 / 漢文字母) 年/年 月/月 日/日
日本国に在ける住所 / 日本国内住址
日本国に在る年金手帳 / 日本国関係年金記録号 |
| 2 | 日本国における事業所 / 日本国内工作单位 |
| | 事業所 名/单位名称
所 在 地/居住地址 |
| 3 | 中華人民共和国における事業所 / 中国工作单位 |
| | 事業所 名/单位名称
所 在 地/居住地址 |
| 4 | 証明 / 証明 |
| | 上表1に示す内容に基き、次の事項を次に掲げるため、以下の期間、日本国協定の年金制度(法定第4条第1項)に
ついて表の適用を受ける。/ 第1次申請承認委員会等自国行政公文、自国に在る内、適用日本国協定の年金制度(法定
第2条第1項)に
請求書文 / 符合書文
第 次/第 次
期 間 期 間
年/年 月/月 日/日 ~ 年/年 月/月 日/日 |
- | | |
|---|---|
| 5 | 日本の連絡機関 / 日本国政府機関 |
| | 名 称/名称 日/国
所 在 地/地址
年 月/年月日 年/年 月/月 日/日 |

(日本で交付される適用証明書の様式 (表面))

- | | | |
|---|---|---------------------|
|  | 中華人民共和國人の健康と社会保険福祉社会協会の管理センター
中华人民共和国の保健社会協会の中国代表部センター | 中-日101
CHN-JP101 |
| <h2 style="margin: 0;">参保证明書</h2> <h3 style="margin: 0;">適用証明書</h3> <p style="margin: 10px 0;">中華人民共和國及び日本国政府社会協定を締結六次、第七次、第八次、第九次、第十次、第十一次及び第九次社会協定（以下「華人社会協定」と）を適用することの請を第百六次、第七次、第八次及び第九次</p> | | |
| <p>1. 参保人氏情報 / 被保険者に關する情報</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>a) 名前 / 氏名</p> <p>[姓 / 氏 名 / 名]</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>b) 国籍 / 国別</p> </div> </div> <p>c) 永住居住国 / 永住国</p> <p>d) 出生日（月/日/年） / 出生月日（月/日/年）</p> <p>e) 性別 / 性別</p> <p>口男 / 男</p> <p>口女 / 女</p> <p>f) 市民社会登録号 / 中国の社会保険番号</p> <p>g) 入国記録 / 渡来履歴の日期</p> <p>口来航人員 / 訪客者</p> <p>口労働者（非派遣型）の職員 / 海外での活動及び在外滞留において勤務する従業員</p> <p>口公務員 / 公務員</p> <p>口職員 / 職員</p> | | |
| <p>2. 在中国的工作单位信息 / 中国における勤務先に関する情報</p> <p>a) 单位名称 / 勤務先名称</p> <p>b) 地址 / 所在地</p> | | |
| <p>3. 在日本的工作单位信息 / 日本における勤務先に関する情報</p> <p>a) 单位名称 / 勤務先名称</p> <p>b) 地址 / 所在地</p> | | |

(中国で交付される適用証明書の様式 (表面))

「適用証明書」の交付申請書及び適用証明書の見本は、日本年金機構ホームページ（下記URL参照）で入手可能です。

<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/shikumi/shinseisho/china/china.html>

市区町村における留意点

【派遣者について】

- 中国から日本に派遣された被用者で、社会保障協定の規定により中国の法令の適用を受ける者は、日本の年金制度の適用を免除されます。

【派遣者同行する配偶者及び子】

- 中国から日本に派遣された被用者が日本の年金制度の適用を免除されている場合、その者に同行する配偶者・子は、一定の条件（※）を満たす場合、日本の年金制度の適用を免除されます（ただし、配偶者・子が日本の年金制度への加入を希望する場合には、その限りではありません）。

※同行する配偶者・子が当該被用者の収入により生計を維持していること等

【医療保険制度等の適用について】

- 日・中社会保障協定は「年金制度」のみが適用法令の調整の対象となることから、健康保険、国民健康保険、介護保険等の年金制度以外の社会保障制度に関してはそれぞれの法令に基づき従来通り適用されます。

被保険者資格喪失・取得に関する手続き（参考）

- 協定発効前から日本に派遣され、厚生年金保険（又は国民年金）に加入している被用者は、協定発効後中国において「適用証明書」の交付を受けたうえで、年金事務所等に「被保険者資格喪失届」（国民年金の場合は市区町村に「国民年金被保険者関係届書（申出書）」）を届出することで日本の年金制度の被保険者資格を喪失することになります。その際、資格喪失届の喪失原因欄は「11.社会保障協定」を選択してください（国民年金の場合は関係届書の資格喪失届の理由等欄は該当する理由を選択し、備考欄には「社会保障協定による喪失」と記入してください）。なお、資格喪失日は、協定発効日となります。
- 社会保障協定により日本の年金制度への加入を免除されていた被用者が、中国で交付された適用証明書上の派遣期間が満了したときは、原則として日本の年金制度のみに強制加入することになりますので、この場合、厚生年金保険の被保険者資格取得届（国民年金の場合は「国民年金被保険者関係届書（申出書）」）を届出する必要があります（同行する配偶者及び子は国民年金の被保険者となります）。ただし、派遣期間の延長が認められた場合には、延長された派遣期間が記載された新たな「適用証明書」が中国当局から交付されますので、その「適用証明書」に基づいて引き続き日本の年金制度の加入が免除されます。

【在留資格と社会保障協定の関係】

- 社会保障協定は、在留資格（例：技能実習）に基づいて適用免除を行うような仕組みはありません。



Q&A

- **日本国内の企業に直接雇用される方（例：日本にある中華料理店に直接雇用される方）は、本協定により日本の年金制度の加入免除の対象者となりますか。**

（答）

対象者となりません。

中国の被用者基本老齢保険に強制加入したまま日本に派遣されて就労する被用者が本協定による適用法令の調整の対象となります。

- **自営業者として就労している方は、本協定により日本の年金制度の加入免除の対象者となりますか。**

（答）

対象者となりません。

中国の年金制度上、自営業者（他人を雇用せずに事業を行う者）については任意加入とされており、協定には自営業者の適用法令の調整に関する規定を置いていません（中国側から適用証明書が交付されません）。

- **中国の年金制度に任意加入している方が日本に一時派遣された場合、本協定により日本の年金制度の加入免除の対象者となりますか。**

（答）

対象者となりません。

本協定は、両国で年金制度の強制加入の対象となっている被用者について、適用法令の調整を行うことを目的としており、任意加入している方は適用法令の調整の対象としておりません（中国側から適用証明書が交付されません）。

- **中国からの技能実習生は、本協定により日本の年金制度の加入免除の対象者となりますか。**

（答）

社会保障協定は、技能実習等の在留資格とは関係なく、協定の規定に基づき「就労」、「年金制度への加入」等を基準に適用法令の調整を行うこととしており、

- 中国の年金制度（被用者基本老齢保険）に強制加入していない技能実習生については、就労地国である日本の年金制度のみに加入することとなります。
- 中国の年金制度（被用者基本老齢保険）に強制加入したまま中国の雇用主により日本に派遣されて就労する技能実習生については、日本の年金制度の加入免除の対象者となり得ます。

日中社会保障協定に関する詳細な情報は、
日本年金機構ホームページ（下記URL参照）をご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/kunibetsu/info/china.html>



届書等・通知書等①（資格取得）

国民年金被保険者関係届書（申出書）

様式コード			
4	1	0	0



国民年金被保険者関係届書（申出書）

裏面の「提出にあたってのご注意」を参考のうえ記入してください。

市区町村長 日本年金機構理事長 あて 以下のとおり届け出（申し出）ます。	令和 年 月 日
氏 名：	_____
被保険者 との続柄	1. 本人 2. その他（ ）

市区町村	日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

A. 被保険者	① 個人番号 (または基礎年金番号)	_____	② 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日	
	③ 氏名 (フリガナ)	_____	④ 性別	1. 男性 2. 女性		
	⑤ 郵便番号	_____	⑥ 電話番号	1. 自宅 3. 勤務先 2. 携帯電話 4. その他		
	⑦ 住所	_____				
	⑧ 国籍 (外国籍の方のみ)	_____	⑨ 外国人通称名 (住民票上の通称)	(フリガナ) _____		

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

B. 届出（申出）事項	⑩届書種類・番号	⑪該当・申出年月日／出産（予定）日	⑫理由等	
	資格取得届	1	平成 年 月 日	0. 20歳到達（学生） 1. 資格取得届出もれ 2. 20歳到達 3. 厚生年金（共済含む）からの移行 4. 任意加入の申出 5. その他 10. 中国残留邦人等 11. 外国からの転入
	種別変更届	2	平成 年 月 日	1. 厚生年金（共済含む）への移行 2. 任意加入対象者に該当 3. その他 4. 任意喪失の申出
	資格取得申出	3	平成 年 月 日	3. 農業者年金の資格取得 4. 農業者年金の資格喪失
	資格喪失届	4	平成 年 月 日	1. 納付の申出 2. 納付辞退の申出
	資格喪失申出	5	平成 年 月 日	3. 希望する 2. 希望しない
	付加保険料 納付・辞退申出	6	平成 年 月 日	1. 法第89条第1号（障害基礎年金等） 2. 法第89条第2号（生活扶助等） 3. 法第89条第3号（国立療養所等）
	付加保険料 該当・非該当届	7	平成 年 月 日	⑬保険料納付申出の確認
	保険料 免除理由該当届	8	平成 年 月 日	1. 希望する 2. 希望しない
	保険料 免除理由消滅届	9	平成 年 月 日	9. その他（ ）
基礎年金番号通知書再交付申請	10	平成 年 月 日	1. 紛失 2. 破損（汚れ）	
産前産後免除 該当届	14	平成 年 月 日	単胎・多胎の別	1. 単胎 2. 多胎
備考				

個人番号をお持ちでない方が以下の届出を行う場合は、必要事項を記入してください。

C. 届出事項	⑩届書種類・番号	⑪該当年月日	⑫理由等
	住所変更届	11	平成 年 月 日 変更前住所
	氏名変更届	12	平成 年 月 日 変更前氏名
	死亡届	13	平成 年 月 日 届出者連絡先

※ 市区町村・日本年金機構連絡欄

⑭納付書関連

作成不要	1
早期送付	2

S3年

2505 1016 006

[illegible]



届書等・通知書等③（3号被保険者）

国民年金第3号被保険者関係届

様式コード			
4	3	0	0

国民年金 第3号被保険者関係届



令和 年 月 日提出

提出者情報	事業所 所在地	〒 -
	事業所 名称	
	事業主 氏名	
	電話番号	()
	事業主等 受付年月日	令和 年 月 日

日本年金機構

社会保険労務士記載欄

氏名等

A. 配偶者欄 (第2号被保険者)	① 氏名	(フリガナ)	② 生年月日	5. 昭和 年 月 日 ③ 性別	1. 男性 2. 女性
	④ 個人番号 [基礎年金番号]				
	⑤ 住所	個人番号を記入した場合は、住所の記入は不要です。 〒 - 都道府県			

届出内容に応じて、該当・非該当（変更）のいずれかを○で囲み、記入してください。

B. 第3号被保険者欄	① 氏名	この届書記載のとおり届出します。 令和 年 月 日 日本年金機構理事長あて (フリガナ) (氏名) ※届書の提出は配偶者(第2号被保険者)に委任します ☐		② 生年月日	5. 昭和 年 月 日 ③ 性別 (配偶者)	1. 夫 3. 夫(未届) 2. 妻 4. 妻(未届)
	④ 個人番号 [基礎年金番号]					
	⑤ 外国籍		⑥ 外国人 氏名	(フリガナ)		
	⑦ 住所	1. 同居 2. 別居 〒 - ※別居の場合は住民票の住所を記入してください。 ※海外居住者は国内協力番号を記入してください。なお、協力番号が開始の場合は協力番号及び続柄を併記してください。		⑧ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯 3. 勤務先 4. その他 ()	
	⑨ 該当 第3号被保険者 になった日	7. 平成 年 月 日 ⑩ 理由	1. 配偶者の就職 4. 収入減少 2. 婚姻 5. その他 3. 離婚 ()		備考	
	⑪ 配偶者の 加入制度	31. 厚生年金保険・健康保険 36. 地方公務員等共済組合 30. 厚生年金保険・船員保険 32. 国家公務員共済組合 37. 日本私立学校振興・共済事業団				
⑫ 非該当 (変更) 第3号被保険者 でなくなった日	7. 平成 年 月 日 ⑬ 理由	1. 死亡(令和 年 月 日) 2. 離婚 3. 収入増加 6. その他 ()				
⑭ 右の⑨～⑫の欄は、 海外へ転出した場合や 海外から転入した場合に いずれかを○で囲み、記入 してください。	⑮ 海外特例 要件該当	⑯ 海外特例要件に 該当した日	9. 令和 年 月 日 ⑰ 理由	1. 留学 4. 海外婚姻 2. 同行家族 5. その他 () 3. 特定活動		
	⑮ 海外特例 要件非該当	⑯ 海外特例要件に 非該当となった日	9. 令和 年 月 日 ⑰ 理由	1. 国内転入(令和 年 月 日) 2. その他 ()		

健康保険証の発行元に確認を受けてください。 ※届書記載の配偶者が協会けんぽ加入者の場合は、確認不要です。

医療保険者記入欄	組合(保険者)番号	
	上記のとおり第3号被保険者関係届の届出がありましたので提出します。	
	届書記載の第3号被保険者は、健康保険組合又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。	
	認定年月日 令和 年 月 日 (「⑨第3号被保険者になった日」と同じ場合は、記載の必要はありません)	
	所在地	〒 -
	名称	
代表者 等氏名		
電話	()	

S3年

2410 1016 003



届書等・通知書等④（3号被保険者）

国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録（取消）届

様式コード				
4	4	1	0	



国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録（取消）届書

日本年金機構理事長 あて

提出者	事業所所在地	下記のとおり被保険者から第3号関係の届出がありましたので提出します。 令和 年 月 日 ○ 届書記載の番号について、相違ないことを確認しました。
	事業所名称	〒 —
	事業主氏名	
	電話番号	()
	事業主等 受付年月日	令和 年 月 日

日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「②・⑦個人番号」に左詰めで記入してください。

A. 第3号被保険者	① 氏名	この届書記載の通り届け出ます。 令和 年 月 日 (フリガナ) (氏名)	② 個人番号 (または基礎年金番号)															
	③ 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年	月	日	④ 性別	1. 男性 2. 女性											
	⑤ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話	3. 勤務先 4. その他	—	—													
	⑥ 住所	(フリガナ)																

B. 配偶者	⑦ 個人番号 (または基礎年金番号)																	
	⑧ 氏名	(フリガナ) (氏名)	⑨ 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年	月	日											

C. 届出内容	⑩ 第3号被保険者 特例措置該当期間1（始期）	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月	⑪ 第3号被保険者 特例措置該当期間1（終期）	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月
	⑫ 第3号被保険者 特例措置該当期間2（始期）	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月	⑬ 第3号被保険者 特例措置該当期間2（終期）	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月
	⑭ 第3号被保険者 特例措置該当期間3（始期）	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月	⑮ 第3号被保険者 特例措置該当期間3（終期）	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月
	⑯ 第3号被保険者 特例措置該当期間4（始期）	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月	⑰ 第3号被保険者 特例措置該当期間4（終期）	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月
	⑱ 高齢基礎年金または旧国民年金法による高齢年金もしくは通算高齢年金の受給権者の方は、右の欄へ年金証書の 年金コードを記入してください。							
	⑲ 備考							

【個人番号（マイナンバー）により届出する際の添付書類について】

第3号被保険者本人が、窓口で届書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

① マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

② 身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど※2

※1 郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

S3年

2410 1016 036



届書等・通知書等⑤（各種変更）

国民年金被保険者氏名・生年月日・性別変更（訂正）届

届書コード	処理区分
2 2 2	1. 氏名変更(訂正) 2. 生年月日訂正 3. 性別訂正
	01. 届書

氏 名
国民年金被保険者 生年月日 変更(訂正)届
性 別

① 個人番号(または基礎年金番号)	② 生年月日(訂正前)	変更(訂正)前氏名
	1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成	(215?)

③ 変更(訂正)後氏名	④ 変更(訂正)年月日	⑤ 訂正後外国人区分
(215?)	年 月 日	0. 日本 1. 米国人(強制) 2. 1以外の外国人

生年月日 訂 正	③ 生年月日(訂正後)	④ 訂正後取得年月日・種別	⑤ 訂正後喪失予定年月日・区分
	1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成	年 月 日 1. 第1号 2. 任意 第3号 (注1)	年 月 日

性別 訂 正	③ 性別(訂正後)
	1. 女性→男性 2. 男性→女性

(注 1)	
A 第3号(厚生年金保険)	F 第3号(日本鉄道共済組合)
C 第3号(国家公務員共済組合)	G 第3号(地方職員共済組合等)
D 第3号(日本たばこ産業共済組合)	J 第3号(日本私立学校振興・共済事業団)
E 第3号(日本電信電話共済組合)	K 第3号(農林漁業団体職員共済組合)

住所	(フリガナ) 〒	備考
----	-------------	----

【個人番号（マイナンバー）により届出する際の添付書類について】

本人が窓口で届書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

① マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

② 身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど※2

※1 郵送で申込書を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

上記のとおり届出します。
令和 年 月 日
市区町村長 あて
氏名

- 訂正後取得年月日・種別欄は、生年月日を訂正したことにより取得年月日に変更が生じた場合に記入してください。
- 訂正後喪失予定年月日欄は、生年月日を訂正したことにより喪失予定年月日に変更が生じた場合に記入してください。

受 付 印	
市区町村	日本年金機構

2104 1016 066



届書等・通知書等⑥（特例追納）

時効消滅不整合期間にかかる特定期間該当届

届書コード	届書
6	4
1	

事務ゼ/ター長/ 所長	副事務ゼ/ター長/ 副所長	グループ長/ 課(室)長	担当者

時効消滅不整合期間にかかる特定期間該当届

※ ① 個人番号(または基礎年金番号)				② 生年月日				氏名			
				5. 昭和 7. 平成				(7/カナ)			
郵便番号				住所コード				住所			
								(7/カナ)			

※ 基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

時効消滅不整合期間(特定期間)												自 ~ 至							
③時効消滅 期間1	5. 昭和 7. 平成	年	月	日	~	5. 昭和 7. 平成	年	月	日	④時効消滅 期間4	5. 昭和 7. 平成	年	月	日	~	5. 昭和 7. 平成	年	月	日
④時効消滅 期間2	5. 昭和 7. 平成	年	月	日	~	5. 昭和 7. 平成	年	月	日	⑤時効消滅 期間5	5. 昭和 7. 平成	年	月	日	~	5. 昭和 7. 平成	年	月	日
⑤時効消滅 期間3	5. 昭和 7. 平成	年	月	日	~	5. 昭和 7. 平成	年	月	日										

○ 上記の期間に以下の期間が含まれている場合は○を記入してください。

海外在在期間		平成3年3月以前に学生であった期間		60歳前に老齢給付を受けることができた期間	
--------	--	-------------------	--	-----------------------	--

※ 老齢基礎年金等の老齢給付を受けることができる場合は下記もご記入ください。

年金証書の年金コード	年金証書の記号番号等(共済組合)	⑧ 受付年月日	送信
		9. 令和	年 月 日

※ 裏面の記載事項をお読みいただいたうえで届出してください。

上記のとおり届出します。		令和 年 月 日	日本年金機構
年金事務所長 へ	住所		
	氏名		
	電話番号		

- 住所欄は、届出者が被保険者本人の場合は、省略できます。
- 内容について確認させていただく場合がありますので、電話番号欄には連絡が取れる電話番号を記入してください。

2405 1016 034



届書等・通知書等⑦（窓口）

納付書の封筒見本

＜年金事務所発送封筒＞



＜日本年金機構本部発送封筒＞





届書等・通知書等⑧（口座振替）

国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書兼還付金振込方法（変更）申出書

記入例

国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書 兼 還付金振込方法（変更）申出書

日本年金機構理事長 へて 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

私は、国民年金保険料を口座振替により納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書を、指定の金融機関あてに送付してください。

また、国民年金保険料の払い過ぎ等により還付（払い戻し）が発生した場合の口座への振込について、「C. 還付金振込方法」のとおり申出します。

〒 111-1111
住所：○○区○○町11-11-111

(フリガナ) コクネン ジロウ 次郎

被保険者氏名： 国 年 次 郎

電話番号： ① 自宅 ② 携帯電話 ③ 勤務先 ④ その他 03 (9999) 9999

口座振替に関し、重要な事項を記載しております。申出の際には、裏面も必ずお読みいただき、申出書のご提出をお願いいたします。

市外局番からご記入ください。

太線枠内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に○をつけてください。複写様式を使用する場合は、強めに○をご記入ください。

還付金振込方法のみをこの用紙で申出する場合は、下記「A. 被保険者」欄をご記入いただき、用紙下部「C. 還付金振込方法」欄の記載事項をご確認のうえ、「還付金振込方法のみ申出」に○をつけてください。

基礎年金番号		生年月日	
9 9 9 9 - 9 9 9 9 9 9		5 5 0 1 1 1	
希望するどちらか一方に○をつけてください。		記入事項を訂正された場合は、必ず訂正箇所にて訂正印（口座振出印）を押印してください。（2枚目のみ）	
振替方法のみ変更		振替方法のみ変更する場合は、「指定預金口座」欄の記入、お届け印の押印は不要です。	
金融機関名	銀行等	口座番号	金融機関コード
1. 普通	2. 当座	0 1 2 3 4 5 6	0 1 2 3 4 5 6
種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号（右詰めで記入）
1 6 6 3 2	1 0	2 6 0	0 1 2 3 4 5 6 1
フリガナ		口座名義人	
コクネン ジロウ		国 年 次 郎	
振替方法		振替方法	
1 翌月末振替		2 6カ月前納	
3 1年前納		4	

▼国民年金保険料の支払いを口座振替でしており、振替口座は変えずに振替方法のみ変更する場合

記入例

国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書 兼 還付金振込方法（変更）申出書

日本年金機構理事長 へて 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

私は、国民年金保険料を口座振替により納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書を、指定の金融機関あてに送付してください。

また、国民年金保険料の払い過ぎ等により還付（払い戻し）が発生した場合の口座への振込について、「C. 還付金振込方法」のとおり申出します。

〒 111-1111
住所：○○区○○町11-11-111

(フリガナ) コクネン ジロウ 次郎

被保険者氏名： 国 年 次 郎

電話番号： ① 自宅 ② 携帯電話 ③ 勤務先 ④ その他 03 (9999) 9999

国民年金保険料の納付を口座振替で行っており、振替口座を変えずに振替方法のみ変更する場合

市外局番からご記入ください。

太線枠内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に○をつけてください。複写様式を使用する場合は、強めに○をご記入ください。

還付金振込方法のみをこの用紙で申出する場合は、下記「A. 被保険者」欄をご記入いただき、用紙下部「C. 還付金振込方法」欄の記載事項をご確認のうえ、「還付金振込方法のみ申出」に○をつけてください。

基礎年金番号		生年月日	
9 9 9 9 - 9 9 9 9 9 9		5 5 0 1 1 1	
希望する振替方法の数字に○をつけてください。（いずれか一つに○をつけてください。）		振替方法のみ変更する場合は、こちらに○をつけてください。	
振替方法のみ変更		振替方法のみ変更する場合は、1枚目（年金事務所用）のみ提出してください。	
金融機関名	銀行等	口座番号	金融機関コード
1. 普通	2. 当座	0 1 2 3 4 5 6	0 1 2 3 4 5 6
種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号（右詰めで記入）
1 6 6 3 2	1 0	2 6 0	0 1 2 3 4 5 6 1
フリガナ		口座名義人	
コクネン ジロウ		国 年 次 郎	
振替方法		振替方法	
1 翌月末振替		2 6カ月前納	
3 1年前納		4 当月末振替（早割）	
5 2年前納		6 2年前納（4月開始）	

※希望する振替方法の番号を○で囲んでください。振替方法の詳細については、記入例の裏面「振替方法について」をご覧ください。



届書等・通知書等⑨（口座振替）

国民年金保険料口座振替開始（変更）通知書 および国民年金保険料口座振替額通知書

料金後納 郵便

親 展

見 本

大切なお知らせ

国民年金保険料口座振替開始(変更)・振替額通知書

送付人 日本年金機構 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号 Japan Pension Service

お問い合わせ先 宛先不明の場合の返送先 〒 TEL

② ご案内は内側にあります。
矢印の方向へゆっくりはがして中をください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください)

**国民年金保険料
口座振替開始(変更)通知書**

国民年金保険料の納付について口座振替をご利用いただき、ありがとうございます。下記の内容で承りましたのでお知らせします。

※金融機関の合併などにより、合併などの前の金融機関名および口座番号となっている場合がありますが、振替に支障はありません。

※口座番号は個人情報保護のため、一部「*」で表示しています。

※ゆうちょ銀行を指定している場合は、口座番号欄に通帳記号、通帳番号を併記したものを記載しています(併記が義務とは異なる場合がありますが、振替に支障はありません)。

※2年前納(4月開始)で手続した場合は振替方法欄は2年前納とのみ表示されます。

基礎年金番号	
生 年 月 日	
被保険者氏名	
初回振替日	
納付対象月	
振 替 方 法	
金融機関名	
口 座 番 号	預金種別
口 座 名 義 人	

発行年月日: 年 月 日 日本年金機構理事長 印

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、あなたの住所地の社会保険審査官(地方厚生(支)管内)に審査請求をします。また、その決定に不服があるときは、決定書の送付が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(厚生労働省管内)に再審査請求をします。なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できません。が、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないとき、この決定の執行による支払いの義務を免れるための訴えがあるとき、その修正または理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の決定。以下同じ。)があったことを知った日から3か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、審査請求の決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

国民年金保険料口座振替額通知書

振替金額および振替日につきましては、下記のとおりです。
振替日の前日までにご指定の口座の残高をご確認ください。

1. 口座振替による毎月の保険料額

納付の繰上	対 象 月	振 替 日	保 険 料 額
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円

2. 口座振替による前納の保険料額

対 象 月	振 替 日	保 険 料 額
年 月	年 月 日	円
年 月	年 月 日	円

※発行年月日現在、すでに会社などに就職され、厚生年金保険に加入されている方などであっても、国民年金保険料が一旦振替される場合があります。
その場合は、国民年金保険料を返付(払い戻し)します。詳しくは裏面をご確認ください。

※口座振替の停止を希望する方は、年金事務所までお早めにご相談ください。
お申し出の日によっては、停止希望月に停止できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
(口座振替の停止の手続きが必要場合があります。)

厚生労働大臣 印

**国民年金は、
一人ひとりの将来の
大きな支えになります。**

あなたの年金 簡単便利ね んきんネットで!

「ねんきんネット」は、最新の年金記録の確認や、さまざまな条件で年金見込額を計算ができます。マイナンバーをお持ちの方は、マイナンバーからのご利用登録が便利です。

詳しくは「ねんきんネット」で検索
https://www.nenkin.go.jp/n_net/

ねんきんネット 検索

開封方法

① ②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㊱

㊲

㊳

㊴

㊵

㊶

㊷

㊸

㊹

㊺

㊻

㊼

㊽

㊾

㊿

口座振替について

国民年金保険料の口座振替の取り扱い、次のとおりです。

【振替内容と振替日】

- 「翌月末振替(毎月納付)」
振替日は国民年金保険料の納付期限である納付対象月の翌月末日です。
- 「当月末振替・早割(毎月納付)」
振替日は納付対象月の月末まで。納付期限より1カ月早い納付となるため保険料が月額60円引きになります。初回は前月分と当月分の2カ月分を同時に振替します。ただし、割引は当月分からです。
- 「2年前納」「1年前納」「6カ月前納」
納付対象期間の最初の月の末日が振替日です。保険料を納付期限前までにまとめて納付することで保険料が割引になります。

【振替不能となった場合の取り扱い】
振替日に残高不足などにより振替できなかった場合は、次の振替日に翌月分と合わせて2カ月分の振替を行います。再度振替ができなかった場合には納付書をお送りしますので、最寄りの金融機関などで納付してください。
なお、前納が振替不能となった場合は、「翌月末振替(毎月納付)」の口座振替による納付となり、割引が受けられなくなりますのでご注意ください。

産前産後期間の保険料免除制度

国民年金第1号被保険者(であった者を含む)の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間が満額の基礎年金を保障する制度が平成31年4月から開始されました。

**令和7年4月分から令和8年3月分までの
国民年金保険料は、月額17,510円です。**

上記国民年金保険料に加えて、1カ月あたり400円の付加保険料を納付すると、納付月数に応じて受け取る年金額の年額が、「200円×納付月数分」上乗せされます。

【前納における初回振替について】
初回振替の際の振替対象期間は、初回振替日の属する月分(初回振替日が金融機関の休業日で翌営業日となる場合は初回振替日の属する月の前月分)から当年度3月分(2年前納の場合は翌年度3月分)までとなります。

※6カ月前納の初回振替日が5月末日から9月末日までの場合、4月から9月までの各月の保険料は割引(※)して翌月末日に振替し、10月末日に6カ月前納が開始されます。

※2年前納(4月開始)の初回振替日が5月末日から当年度3月末日の場合は、当年度3月分の保険料までは自動的に割引のない翌月末振替となり、翌年度4月末日に2年前納を開始します。

※6カ月前納、1年前納、2年前納、2年前納(4月開始)をお申し込みいただいた場合、前納分の振替の際に、初回振替日の属する月の前月分をまとめて振替します。

【還付(払い戻し)金が発生した場合の取り扱い】
国民年金(保険料)の払い過ぎ等により還付(払い戻し)金が発生した場合、口座振替による納付を申し出された際等に、「国民年金(保険料)の振替口座」への振込を希望した方については、「国民年金(保険料)の振替口座」へ還付金を振込します。
なお、「国民年金(保険料)の振替口座」が被保険者本人名義でない場合でも振込します。
※「国民年金(保険料)の振替口座」への振込を希望していない方については、還付請求書の提出が必要となり、振込までに2~3カ月程度の期間がかかります。



届書等・通知書等⑩（口座振替）

国民年金保険料口座振替額通知書

料 金 後 納
郵 便

親 展

見 本

大切なお知らせ

国民年金保険料口座振替額通知書

差出人 日本年金機構 Japan Pension Service 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

お問い合わせ先、宛先不明の場合の返送先

〒

TEL

② ご案内は内側にあります。
矢印の方向へゆっくりはがして中をください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください)

**国民年金保険料
口座振替額通知書**

発行年月日: 年 月 日

国民年金保険料の納付について口座振替をご利用いただき、ありがとうございます。ご指定の口座から、右記のとおり振替しますのでお知らせします。

〇この通知書は、発行年月日現在の情報で作成しているため、その誤、会社などに就職され、厚生年金保険に加入している方などにも届くことがあります。なお、厚生年金保険への加入などにより、国民年金保険料を納める必要がなくなった方でも、一旦保険料が納付されることがあります。その場合は、国民年金保険料を還付（払い戻し）します。詳しくは裏面をご確認ください。

〇口座振替の停止を希望する方は、年金事務所までお早めにご相談ください。なお、お申し出の日によりは、停止希望月に停止できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

基礎年金番号	
被保険者氏名	様

ご指定の口座

金融機関名	
口座番号	預金種別
口座名義人	

※金融機関の合併などにより、合併などの前の金融機関名および口座番号となっている場合がありますが、振替に支障はありません。
※口座番号は個人情報保護のため、一桁「*」で表示しております。
※ゆうちょ銀行を指定されている場合は、口座番号欄に通帳記号、通帳番号を合わせたものを記載しています（新換が実施とは異なる場合がありますが、振替に支障はありません）。

厚生労働大臣 印

1. 口座振替による毎月の保険料額

振替の期日	対象月	振 替 日	保 険 料 額
	月	年 月 日	円
	月	年 月 日	円
	月	年 月 日	円
	月	年 月 日	円
	月	年 月 日	円
	月	年 月 日	円
	月	年 月 日	円
	月	年 月 日	円
	月	年 月 日	円
	月	年 月 日	円
	月	年 月 日	円
	月	年 月 日	円

2. 口座振替による前納の保険料額

対象月	振 替 日	保 険 料 額
年 月 ~ 年 月	年 月 日	円
年 月 ~ 年 月	年 月 日	円

振替日の前日までにご指定の口座の残高をご確認ください。

国民年金は、
一人ひとりの将来の
大きな支えになります。

あなたの年金 簡単便利な ねんきんネットで！

「ねんきんネット」は、最新の年金記録の確認やさまざまな条件での年金見込額の計算ができます。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイポータルからの利用登録が可能です。

詳しくは「ねんきんネット」で検索
<https://www.nenkin.go.jp/n-net/>

ねんきんネット 検索

開封方法

① ②の順に矢印の方向へゆっくりはがして中を開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください)

ご案内は内側にあります。

①

口座振替について

国民年金保険料の口座振替の取り扱いは、次のとおりです。

【振替方法と振替日】

〇「翌月末振替（毎月納付）」
振替日は国民年金保険料の納付期限である納付対象月の翌月末日です。

〇「当月末振替・早割（毎月納付）」
振替日は納付対象月の月末です。納付期限より1カ月早い納付となるため保険料が月額60円引きになります。初回は前月分と当月分の2カ月分を同時に振替します。ただし、割引は当月分からです。

〇「2年前納」「1年前納」「6カ月前納」
納付対象期間の最初の月の末日が振替日です。保険料を納付期限前までにまとめて納付することで保険料が割引になります。

【振替不能となった場合の取り扱い】

振替日に残高不足などにより振替できなかった場合は、次回の振替日に翌月分と合わせて2カ月分の振替を行います。再度振替ができなかった場合には納付書をお送りしますので、最寄りの金融機関などで納付してください。

なお、前納が振替不能となった場合は、「翌月末振替（毎月納付）」の口座振替による納付となり、割引が受けられなくなりますのでご注意ください。

令和7年4月分から令和8年3月分までの
国民年金保険料は、月額17,510円です。

上記国民年金保険料に加えて、1カ月あたり400円の付加保険料を納付すると、納付月数に応じて受け取る年金額の年額が、「200円×納付月数分」上乗せされます。

【還付（払い戻し）金が発生した場合の取り扱い】

国民年金保険料の払い過ぎ等により還付（払い戻し）金が発生した場合、口座振替による納付を申し出された際等に、「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望した方については、「国民年金保険料の振替口座」へ還付金を振込します。

なお、「国民年金保険料の振替口座」が被保険者本人名義でない場合でも振込します。

※「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望していない方については、還付請求書の提出が必要となり、振込までに2～3カ月程度の期間がかかります。

産前産後期間の保険料免除制度

国民年金第1号被保険者（であった者を含む）の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間が満額の基礎年金を保障する制度が平成31年4月から開始されました。

2504 1016 005



届書等・通知書等⑪（口座振替）

国民年金保険料口座振替辞退申出書 国民年金保険料口座振替辞退（取消）通知書

様式コード 4 6 5 5	国民年金保険料口座振替辞退申出書																					
年金事務所長 へて 令和 年 月 日																						
私は、下記国民年金保険料の納付を口座振替により納付することを辞退したいので申出します。																						
住所： (市町村) 被保険者氏名：	市区町村	日本年金機構																				
電話番号： 1. 自宅 2. 勤務先 3. 他住所 4. その他																						
太極棒内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に○をつけてください。横書き様式を使用する場合は、強めにご記入ください。																						
<table border="1"><tr><td>基礎年金番号</td><td>生年月日</td></tr><tr><td>1. 1 2. 3 3. 4 4. 5 5. 6 6. 7 7. 8 8. 9 9. 0</td><td>年 月 日</td></tr></table>			基礎年金番号	生年月日	1. 1 2. 3 3. 4 4. 5 5. 6 6. 7 7. 8 8. 9 9. 0	年 月 日																
基礎年金番号	生年月日																					
1. 1 2. 3 3. 4 4. 5 5. 6 6. 7 7. 8 8. 9 9. 0	年 月 日																					
銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入し、2枚目に押印してください。																						
<table border="1"><tr><td>金融機関名</td><td>口座番号</td><td>通帳記号</td><td>通帳番号(右詰めで記入)</td><td>お印行印</td></tr><tr><td>1. 普通 2. 当座</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>1 6 6 3 2 1</td><td>0 -</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">口座名義人</td><td>2枚目に押印してください</td></tr></table>			金融機関名	口座番号	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入)	お印行印	1. 普通 2. 当座					1 6 6 3 2 1	0 -				口座名義人				2枚目に押印してください
金融機関名	口座番号	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入)	お印行印																		
1. 普通 2. 当座																						
1 6 6 3 2 1	0 -																					
口座名義人				2枚目に押印してください																		
○ 対象保険料 国民年金保険料																						
○口座振替辞退の申し出をされてからお手帳が完了するまでに1～2カ月程度かかることがありますのでご了承ください。 ○提出は指定預金口座のある金融機関もしくはお近くの年金事務所へお願いします。 その際は、もう一度、届出印、口座番号等の確認をお願いします。																						
1枚目(年金事務所用)																						
51年 2410 2016 013																						

様式コード 4 6 5 5 2	国民年金保険料口座振替辞退(取消)通知書																					
取戻金融機関等 御中 令和 年 月 日																						
私は、下記国民年金保険料の納付を口座振替により納付することを辞退したいので通知します。																						
住所： (市町村) 被保険者氏名：	市区町村	日本年金機構																				
電話番号： 1. 自宅 2. 勤務先 3. 他住所 4. その他																						
太極棒内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に○をつけてください。																						
<table border="1"><tr><td>基礎年金番号</td><td>生年月日</td></tr><tr><td>1. 1 2. 3 3. 4 4. 5 5. 6 6. 7 7. 8 8. 9 9. 0</td><td>年 月 日</td></tr></table>			基礎年金番号	生年月日	1. 1 2. 3 3. 4 4. 5 5. 6 6. 7 7. 8 8. 9 9. 0	年 月 日																
基礎年金番号	生年月日																					
1. 1 2. 3 3. 4 4. 5 5. 6 6. 7 7. 8 8. 9 9. 0	年 月 日																					
銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入し、押印してください。																						
<table border="1"><tr><td>金融機関名</td><td>口座番号</td><td>通帳記号</td><td>通帳番号(右詰めで記入)</td><td>お印行印</td></tr><tr><td>1. 普通 2. 当座</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>1 6 6 3 2 1</td><td>0 -</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">口座名義人</td><td>2枚目に押印してください</td></tr></table>			金融機関名	口座番号	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入)	お印行印	1. 普通 2. 当座					1 6 6 3 2 1	0 -				口座名義人				2枚目に押印してください
金融機関名	口座番号	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入)	お印行印																		
1. 普通 2. 当座																						
1 6 6 3 2 1	0 -																					
口座名義人				2枚目に押印してください																		
○ 対象保険料 国民年金保険料																						
○口座振替辞退の申し出をされてからお手帳が完了するまでに1～2カ月程度かかることがありますのでご了承ください。 ○提出は指定預金口座のある金融機関もしくはお近くの年金事務所へお願いします。 その際は、もう一度、届出印、口座番号等の確認をお願いします。																						
2枚目(金融機関・ゆうちょ銀行用)																						
2410 1016 013																						



届書等・通知書等⑫ (クレジットカード納付)

国民年金保険料クレジットカード納付(変更) 申出書

記入例

届書コード	届書
6	5
4	2

国民年金保険料クレジットカード納付(変更) 申出書

日本年金機構理事長 あて

令和〇〇年〇〇月〇〇日

私は、下記国民年金保険料をクレジットカードにより定期的に納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書は、指定の指定代理納付者へ送付してください。

個人番号で申し出する場合には、添付書類が必要になります。詳細は裏面をご確認ください。

1. 被保険者の基礎年金番号・指定クレジットカード

基礎年金番号(10桁)で申し出する場合は「①個人番号(または基礎年金番号)」欄に左詰めで記入してください。

太枠線内のみ記入してください。

国民年金被保険者	① 個人番号(または基礎年金番号)	② 生 年 月 日	送 信
	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 5 昭和 5 0 年 0 1 月 0 1 日 7 平成		市外局番からご記入ください。
	被 保 険 者 氏 名	③ 電 話 番 号 種 別	④ 電 話 番 号
	国 年 太 郎	① 自宅 2 携帯 3 勤務先 4 その他	011 - 999 - 9999
指定クレジットカード	住 所		送 信
	〒 111-1111 〇〇郡〇〇町〇〇4-11-15		
	⑤ カ ー ド 番 号 (右詰めで記入)	⑥ カ ー ド 有 効 期 限	
	3 4 5 6 - 7 8 9 0 - 1 2 3 4 - 5 6 7 8 0 8 月 / 2 0 2 7 年		
納付方法	クレジットカード名義人氏名(自署)		被保険者との続柄
	国 年 一 郎		父
	電話番号		090 - 9999 - 9999
	ご利用いただくクレジットカードに〇印をつけてください。		
① アメリカン・エクスプレス 2. イオン 3. NCB日商連 4. OC 5. Orico 6. セゾン 7. JCB 8. 三井住友カード(FS) 9. ダイナースクラブ 10. ジャックス 11. 東急 12. トヨタファイナンス 13. 日専連 14. 三井住友 15. 三菱UFJニコス 16. UCS 17. ライフカード 18. 楽天 19. VISA 20. Master			
1 毎月納付 ② 6カ月前納 3 1年前納 5 2年前納 6 2年前納(4月開始)			

※「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」の場合は、割引された保険料をカード会社が立替納付します。

割引額が多いのは、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」>「1年前納」>

(注) ご利用になるクレジットカードの利用限度額が納付する国民年金保険料額を上回っている

(注) クレジットカード会員のほうが自署で

2. 対象保険料

※過去の未

いただけ

希望する納付方法の数字に〇をつけてください。(いずれか一つに〇をつけてください。)詳細は裏面をご確認ください。

提出せず、お手元に保管してください。ご確認ください】

クレジットカード名義人が本人以外の場合にご記入ください。被保険者との続柄が本人・配偶者以外の場合は、クレジットカード名義人に対し、電話または書面による同意確認を行います。

クレジットカード名義人が本人又は配偶者以外の場合は、同意書をあわせて提出してください。同意書については、日本年金機構ホームページからダウンロードしていただくか、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

お知らせ

2505 1016 020



届書等・通知書等⑬ (クレジットカード納付)

国民年金保険料クレジットカード納付開始(変更)・額通知書



料金後納郵便

親展

見 本

大切なお知らせ

国民年金保険料クレジットカード納付開始(変更)・納付額通知書

送附人  日本年金機構 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

お問い合わせ先、宛先不明の場合の返送先

〒

TEL

② ご案内は内側にあります。

矢印の方向へゆっくりはがして中をご覧ください。

(水に濡れている場合は、よく乾かしてからお読みください)

国民年金保険料

クレジットカード納付開始(変更)通知書

国民年金保険料の納付についてクレジットカード納付をご利用いただき、ありがとうございます。下記の内容で承りましたのでお知らせします。

○この通知書は、発行年月日現在の情報で作成しているため、その際、会社などに就職され、厚生年金保険に加入している方などにも届くことがあります。

なお、厚生年金保険への加入などにより、国民年金保険料を納める必要がなくなった方でも、一旦保険料が納付されることがあります。

その場合は、別途、国民年金保険料から過払いする還付請求書をご提出いただくことにより、後日払い戻ししますので、あらかじめご了承ください。

○クレジットカード納付の停止を希望する方は、年金事務所へ立替納付対象月の第7営業日(前月末日が非営業日の場合は第8営業日)までにご相談ください。お申し出の日によっては、停止希望月に停止できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。(※)

○2年前納(4月開始)で手続をした場合は納付方法も2年前納とのみ表示されます。

※この通知書が手元に届いた月の立替納付の停止はできない場合もございますので、ご了承ください。

基礎年金番号	
生 年 月 日	
被保険者氏名	様
初回立替納付日	
納付対象月	
納付方法	

発行年月日: 年 月 日

日本年金機構理事長 印

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(文書交付は口頭で、あなたの住所地の社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に審査請求をします。また、その決定に不服があるときは、決定書の送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(国・都道府県・市町村)に審査請求をします。

なお、この決定の取消の請求は、審査請求の決定を不服としないこと、提起をせざるが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないとき、この決定の執行等による不利益を避けるため提起が必要となる。その提起の理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合は、当該決定が社会保険審査会(国・都道府県・市町村)の決定)があったことを知った日から3か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、審査請求の決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

国民年金保険料クレジットカード納付額通知書

納付金額および立替納付日につきましては、下記のとおりです。

1. クレジットカード納付による毎月の保険料額

納付の繰上	対 象 月	立 替 納 付 日	保 険 料 額
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円

2. クレジットカード納付による前納の保険料額

対 象 月	立 替 納 付 日	保 険 料 額
年 月	年 月 日	円
年 月	年 月 日	円
年 月	年 月 日	円

カード利用限度額・有効期限等にご注意ください。
詳細は裏面をご覧ください。

厚生労働大臣 印

国民年金は、一人ひとりの将来の大きな支えになります。

あなたの年金生活が、もっと便利で、ねんきんネット！

「ねんきんネット」は、最新の年金情報の確認やさまざまな条件に応じた年金見込額の試算ができます。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーからの利用登録が便利です。

詳しくは「ねんきんネット」で検索
https://www.nenkin.go.jp/n_net/

ねんきんネット 検索

開封方法

① ② の順に矢印の方向へゆっくりはがして中をご覧ください。

(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください)



② ご案内は内側にあります。

クレジットカード納付について

＜クレジットカードの有効性等の確認＞
クレジットカード納付では、日本年金機構がクレジットカード会社に、利用限度額や有効性等を確認しています。

カードが有効であると確認できた場合に、クレジットカード会社が立替納付を行います。

カード利用限度額・有効期限等にご注意ください。

○上記の確認で、カードが有効と確認できなかった場合は、現金で納付していただくことになります。(納付書を送付しますので、納付書により現金で納付してください。)

○6カ月前納・1年前納・2年前納の納付方法を選択された方で、初回の立替納付時にクレジットカード納付ができなかった場合は、次回の前納予定月までクレジットカード納付による「毎月納付」の扱いとなります。

○クレジットカードの有効期限が更新されたカードで、改めて「クレジットカード納付(変更) 申出」の手続きをお願いします。

なお、下記の前納指定代理店(※)が発行するカードをご利用の方は、原則、改めての手続きは不要です。

【指定代理店】

- イオンフィナンシャルサービス株式会社
- 協同組合エヌシー日商通
- 株式会社オシー
- 株式会社オリエントコーポレーション
- 株式会社クレディセゾン
- 株式会社ジェシービー
- 三井住友トラストクラブ株式会社
- 株式会社ジャックス
- 東急カード株式会社

- トヨタファイナンス株式会社
- 株式会社日専連
- 三井住友カード株式会社(SMB)
- ファイナンスサービス株式会社
- 三菱UFJニコス株式会社
- 株式会社UCS
- ライフカード株式会社
- 楽天カード株式会社
- アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレーテッド

(※) 指定代理店とは国民年金法に基づき指定を受けたクレジットカード発行会社です。

令和7年4月分から令和8年3月分までの国民年金保険料は、月額17,510円です。

上記保険料に加えて、17月あたり400円の付加保険料を納付する場合は、月額17,910円です。

＜クレジットカード納付による保険料の納付方法と納付日＞

- 「毎月納付」……当月分を当月末日に納付
- 「6カ月前納」……4月～9月分を4月末日に、10月～翌年3月分を4月末日に納付
- 「1年前納」……4月～翌年3月分を4月末日に納付
- 「2年前納」……4月～翌々年3月分を4月末日に納付

※前納の場合、現金納付と同じ割引額となりますが、「毎月納付」の場合割引はありません。

＜前納における初回立替納付について＞

初回立替納付の際の立替納付対象期間は、初回立替納付日の属する月分(月の末日が非営業日のため、初回立替納付日が翌月の第1営業日となる場合は、当該日の属する月の前月分)から当年度3月分(2年前納の場合は翌年度3月分)となります。

※6カ月前納の初回立替納付日が5月末日から9月末日までの場合、当月分の保険料を割引なしで当月末日に立替納付し、10月末日に6カ月前納が開始されます。

※2年前納(4月開始)の初回立替納付日が5月末日から当年度3月末日の場合は、当年度3月分の保険料までは自動的に割引のない毎月納付となり、翌年度4月末日に2年前納を開始します。

＜留意事項＞

以下についてご注意ください。

○クレジットカード納付の手続きがされるまで、原則、お申し出された内容によるクレジットカード納付が継続します。

○利用限度額の確認を行う日等について

- ・立替納付対象月(前納の場合は立替納付対象期間の初月)の第8営業日(前月末日が非営業日の場合は第9営業日)から当月20日までの間に、カード会社に利用限度額の確認を行います。(立替納付日やクレジットカードの利用明細書等に記載される利用日に利用限度額の確認を行うものではありませんのでご注意ください。)
- ・デビットカードの場合は、立替納付対象月(前納の場合は立替納付対象期間の初月)の第8営業日(前月末日が非営業日の場合は第9営業日)から当月27日までの間に、口座から国民年金保険料相当額が引き落とされますので、口座残高にご注意ください。

平成31年4月から国民年金第1号被保険者(であった者を含む)の産前産後期間の保険料を免除する制度が開始されました。

2504 1016 004



届書等・通知書等⑭ (クレジットカード納付)

国民年金保険料クレジットカード有効性確認結果通知書

料金後納
郵便

見本

親展

〒

電話

ご案内は内側にあります。
裏側の方(①)からお開きください。
矢印方向にゆっくりと開いてください。

クレジットカードの有効性
確認結果のお知らせ

先に申し出のありました国民年金保険料のクレジットカード
による納付についてですが、下記のクレジットカードでは、
有効性が確認できませんでした。
カード情報をご確認のうえ、クレジットカード会社にお問い合わせ
いただきますようお願いいたします。

基礎年金番号	
生年月日	
被保険者氏名	
カード番号	

年 月 日 作成

日本年金機構

※ご注意

○このお知らせに記載されているカード番号は、個人
情報保護のため、下4桁の数字以外は「*」で
表示しております。

○別のクレジットカードにより納付を希望される
場合は、お手数ではありますが、再度、年金
事務所までお申し出ください。

○これまで国民年金保険料の口座振替を利用されて
いる場合は、今回のお申し出によってクレジット
カードの有効性が確認できませんでしたので、引
き続き口座振替の扱いとなります。

国民年金は、
一人ひとりの将来の
大きな支えになります。

あなたの年金生活に便利な「ねんきんネット」で！
「ねんきんネット」は、最新の年金情報の確認や
さまざまな条件で年金見込額の計算ができます。
マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからの
ご利用登録が便利です。

詳しくは「ねんきんネット」で検索
https://www.nenkin.go.jp/n_net/

ねんきんネット 検索

開封
方法

① のの字に矢印の方向へゆっくりと開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

② ①

ご案内は内側にあります。

裏面にご案内があります。

裏面をご覧ください。

国民年金のポイント

◎国民年金は20歳から60歳になるまでのすべての
人が加入し、保険料を納める制度です。

◎国民年金は国が責任をもって運営する安定した
制度です。
○年金の給付は生涯わたって保障されます。

◎国民年金は、40年間保険料を納付して、満額の
年金額831,700円※(令和7年度)が受け取れます。
○年金(老齢年金)を受け取るためには、原則として10年以上
の保険料納付済期間(保険料免除期間等を含む)が必要
です。 ※昭和51年4月2日以降生まれの方が受け取る場合の年金額です。

◎国民年金には老齢年金の他にも、障害年金、遺族
年金があります。
○病気や事故で障害が残ったときに受け取れる障害年金
や、被保険者により生計を維持されていた遺族(子のある
配偶者または子)が受け取れる遺族年金があります。

◎保険料を納め忘れると、年金が受けられない場合
がありますので、ご注意ください。

◎保険料は確定申告の際、社会保険料控除として
全額認められます。

2504 1016 035



事務センター提出先一覧

提出先の郵便番号および事務センター名称を記載してください。(住所を記載する必要はありません)

お住まいの都道府県	郵便番号	提出先
北海道	000-8574	日本年金機構 北海道事務センター
青森県		
岩手県		
宮城県	980-8461	日本年金機構 仙台広域事務センター
秋田県		
山形県		
福島県		
栃木県	370-8533	日本年金機構 高崎広域事務センター
群馬県		
茨城県		
埼玉県	330-8530	日本年金機構 埼玉広域事務センター
新潟県		
長野県		
千葉県		
東京都	135-8071	日本年金機構 東京広域事務センター
山梨県		
神奈川県	220-8557	日本年金機構 神奈川事務センター
富山県		
石川県	920-8626	日本年金機構 金沢広域事務センター
岐阜県		
静岡県		
愛知県	460-8565	日本年金機構 名古屋広域事務センター
三重県		
京都府	600-8389	日本年金機構 京都事務センター
滋賀県		
福井県		
大分県	541-8533	日本年金機構 大分広域事務センター
奈良県		
和歌山県		
鳥取県	651-8514	日本年金機構 鳥取事務センター
島根県		
広島県	700-8501	日本年金機構 岡山山形事務センター
岡山県		
広島県		
山口県	730-8602	日本年金機構 広島山形事務センター
徳島県		
香川県		
愛媛県	760-0017	日本年金機構 高松広域事務センター
高知県		
福岡県		
佐賀県		
長崎県		
熊本県	812-8579	日本年金機構 福岡山形事務センター
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		

記入上の注意

- 無記入の箇所を修正するため、提出時にできる限り金融機関名や口座番号の確認ができる書類（通帳のコピー等）を添付してください。
- 銀行等の金融機関の預金口座に紐結を希望する場合、「銀行区分」の銀行等（うちうち銀行除く）の左側に○を記入し、「①金融機関名」「②預金種別」「③口座番号」「④口座名義人」順に正確に記入してください。
- うちうち銀行の口座に紐結を希望する場合、「銀行区分」のうちうち銀行の左側に○を記入し、「⑤通帳記号」「⑥通帳番号」「⑦口座名義人」順に正確に記入してください。
- 「④口座名義人」欄については、カナで記入のうえ、漢字・平仮名は1マス使用とし、姓と名の間に1マス空白を付けてください。

「振込先」の記入例

●銀行等（うちうち銀行除く）の口座に振り込む場合

銀行区分 （うちうち銀行を除く）	銀行等 （うちうち銀行を除く）	①金融機関名	②預金種別 （右記から記入）	③口座番号 （右記から記入）	④口座名義人 （右記から記入）	⑤通帳記号	⑥通帳番号 （右記から記入）	⑦口座名義人 （右記から記入）
	1	2	3	4	5	6	7	8

ネキケン タ イ ス ケ

※口座番号の記入方法は、右記で記入したうえで空欄に「0」を記入してください。
※うちうち銀行は、特定の銀行を除き紐結できませんので、お取引先の銀行または年金事務所へお問い合わせください。

●うちうち銀行の口座に振り込む場合

銀行区分 （うちうち銀行を含む）	銀行等 （うちうち銀行を含む）	①金融機関名	②預金種別 （右記から記入）	③口座番号 （右記から記入）	④口座名義人 （右記から記入）	⑤通帳記号	⑥通帳番号 （右記から記入）	⑦口座名義人 （右記から記入）
	1	2	3	4	5	6	7	8

ネキケン タ イ ス ケ

※通帳の見出し左上またはキャッシュカードに記載された記号、番号および口座名義人を正確に記入してください。
※「記号」部分の5桁以内（通帳再発行時に表示される「1-2」などの枝番）は、記入しないでください。
【例：10009-2-01234561】
記号(5桁) 支番(2桁以内) 支元(1桁)
7桁以下の場合は、右詰めで記入したうえで空欄に「0」を記入してください。
※平成21年1月から開始した他の金融機関との紐結利用は、右詰めで記入したうえで空欄に「0」を記入しないでください。
（従来の「記号」「番号」を記入してください）

- 口座をお持ちでない方や口座でのお受け取りが困難な方がおられる方は、お受け取り方法について、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
- 被保険者となったことにより、相続人の方が請求するときは、「被保険者であった方の死亡」および「先順位の後継者」であることを明らかにできる書類（例：戸籍簿、被相続人続柄一覧図の写し）を添えて提出してください。ただし、この請求書と他の請求書（未支給年金請求書等）を同時に提出する場合、他の請求書等と同じ書類を添えているときは、この請求書の余白にその旨を記入すれば、重複してその書類を添える必要はありません。



申請書等・通知書等⑯（免除・納付猶予）

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

記入例

※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 令和〇〇年〇〇月〇〇日
以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者および世帯主の記入に漏れがないことを申し立てます。
この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（居住所在地等を含む）および日本年金機構に委託します。
(※) 〒123-4567
住所: 〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3
被保険者氏名: 国年 太郎

日本年金機構HP (<https://www.nenkin.go.jp/>)に国民年金保険料免除・納付猶予申請書の記載方法を説明する動画を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄(※)
○提出年月日を記入してください。
○住居裏の住所を記入してください。

申請前に、記入もれ、記入誤りがないかを再度ご確認ください。(記入もれや記入誤りが判明した場合は、書類の返戻やさかのぼって免除等の承認が取り消し等となります。)

基礎年金番号(10桁)で申請する場合は「①個人番号(または基礎年金番号)」欄に左詰めで記入してください。

① 個人番号 (または基礎年金番号)	X X X X X X X X X X X X	② 電話番号	③ 世帯主 5. 電話番号 4. その他	XX - XXXX - XXXX
④ 被保険者氏名	〇〇〇〇 国年 太郎	⑤ 被保険者生年月日	5. 昭和 ⑥ 平成	0 4 0 5 2 0
⑤ 配偶者氏名	〇〇〇〇 国年 花子	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 ⑦ 平成	0 4 0 8 1 0
⑦ 世帯主氏名	〇〇〇〇 国年 一郎	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。		
⑧ 特記事項	◆ 配偶者が別世帯の場合は、配偶者の個人番号(12桁の番号)を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更(結婚・離婚・世帯主変更等)があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日を記入してください。また、申請期間中に海外転入があった場合は、国名と転入日を記入してください。 ◆ ⑧申請期間中に記載した年の1月1日時点において海外に居住していた場合は、国名および転入日を記入してください。 令和7年1月1日アメリカ合衆国から転入 令和7年4月1日世帯主変更 前世帯主 国年 花子 (配偶者が別世帯の場合は)配偶者の個人番号(XXXX - XXXX - XXXX)			

配偶者および世帯主について
○今年度分を申請する場合は、現在の配偶者・世帯主を記入してください。
○過去の年度分を申請する場合は、その申請期間の末日時点の配偶者・世帯主を記入してください。
○世帯主氏名は、被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。
※ 配偶者については、別世帯であっても記入してください。この場合、別世帯配偶者の個人番号を「⑧特記事項」欄の配偶者の個人番号欄に記入してください。
「⑧特記事項」欄
○例:「⑧申請期間」欄が令和7年度分(令和7年7月～令和8年6月)の場合、令和7年1月1日時点での海外居住について記入してください。

⑨ 免除等区分	◆ 免除等区分は基本的に記入不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「x」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、50歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に入ります。 「納付猶予」の審査結果を変更する場合は、その旨を「⑩備考」欄に記入してください。				
	1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
⑩ 申請期間	令和 〇〇 年度分				
⑪ 16歳以上19歳未満の扶養親族	被保険者: 16歳以上19歳未満の扶養親族 あり(人) - 〇 配偶者: 16歳以上19歳未満の扶養親族 あり(人) - 〇 世帯主: 16歳以上19歳未満の扶養親族 あり(人) - 〇				
⑫ 特別認定区分 (※特例認定区分)	被保険者: 1. 失業 令和 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 あり(なし) 2. 天災等 3. その他() 配偶者: 1. 失業 令和 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 あり(なし) 2. 天災等 3. その他() 世帯主: ① 失業 令和 〇〇年 〇月 〇日 ⇒ 雇用保険加入 あり(なし) 2. 天災等 3. その他()				
⑬ 継続希望	1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同免除等区分での免除申請を希望します。 希望しない場合は、この欄に「x」を記入してください。 ※希望しません 2. 「半額免除」または「4分の1免除」が承認された年度の年度分において全額免除の審査基準に該当する場合は、その年度以降は全額免除を希望します。 希望しない場合は、この欄に「x」を記入してください。 ※希望しません				
⑭ 備考	例1:失業などに関する証明書提出済 例2:失業後の期間に限り申請				

「⑨免除等区分」欄
○審査を希望しない免除等区分がある場合のみ、該当する免除等区分の数字を「x」で抹消してください。
「⑩申請期間」欄
○免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。
○免除・納付猶予の年度は、7月から翌年6月までです。
(例:令和7年度分)
⇒令和7年7月～令和8年6月分
※ なお、令和7年度分は、令和7年7月以降に申請することができます。
○過去期間は、申請書が受理された月から2年1カ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで申請することができます。

記入欄	申請期間	審査の対象となる前年度分
令和4年度分	令和7年7月～令和8年6月	令和7年中の審査
令和5年度分	令和8年7月～令和9年6月	令和8年中の審査
令和6年度分	令和9年7月～令和10年6月	令和9年中の審査
令和7年度分	令和10年7月～令和11年6月	令和10年中の審査

「⑫特別認定区分」欄
○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止等した日)を記入の上、失業前の雇用保険加入の有(あり/なし)に○を記入し、証明書添付(雇用保険給付資格喪失届、雇用保険給付資格喪失届通知または雇用保険被保険者離職届のコピーなど)を添付してください。なお、過去に同一の失業・倒産・事業の廃止などの理由により免除等を申請し、失業した事実が確認できる証明書が添付されたことがある場合は、あらためて添付する必要はありません。
○災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。
○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入した上で、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。
「⑬継続希望」欄
○「継続希望1」においては、全額免除または納付猶予の承認を受けた場合、翌年度以降も引き続き全額免除または納付猶予の申請を希望するものです。(希望しない場合は、翌年度以降に改めて申請を行う必要はありません)
○「継続希望2」においては、納付猶予が承認された翌年度に全額免除の審査基準に該当する際、全額免除を審査する旨を希望するものです。
○継続希望1および2について希望しない場合のみ、この欄に○を記入してください。
※ 全額免除を受けた期間は将来の老齢基礎年金額に反映されますが、納付猶予を受けた期間は老齢基礎年金額に反映されません。
※ 失業など所得要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請の場合は継続申請の対象になりません。
「⑭備考」欄
○3枚目(本人用)裏面の注意事項の1.⑮をご参照の上、該当する場合に記入してください。
○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請する場合で、「⑫特別認定区分」欄に記載した失業などに関する証明書等を過去に提出したことがある場合は、例1のようにその旨を記入してください。
○申請を希望する年度中の一部の期間(失業、離職後、世帯分離後など)に限り申請する場合は、例2のようにその旨を記入してください。
※ なお、一部の期間に限り申請については、失業等の理由が発生した月の前月分から審査を行います。(失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入しないでください)
○「⑨免除等区分」欄で「2. 納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を記入してください。
(例:4分の1免除の次に納付猶予を審査)

「⑪16歳以上19歳未満の扶養親族」欄
○被保険者本人、配偶者、世帯主の方が、免除・納付猶予申請年度の前年12月末日時点において、16歳以上19歳未満の扶養親族がいる場合は「あり」、いない場合は「なし」に○を記入してください。
○「あり」に○を記入した場合は16歳以上19歳未満の扶養親族の人数を記入してください。



国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届

日本年金機構理事長 あて

令和 年 月 日

氏名		個人番号 (または基礎年金番号)	
住所			
被災者氏名		届出者との続柄	
被災者の住所又は居所			
① 災害の種類		被災年月日	令和 年 月 日
② 次の財産のうち、最も被害の大きかったものを一つだけ○で囲んでください。 イ 住宅 ニ 宅地 ロ 住宅でない建物 ホ 田畑 ハ 家財 ヘ その他の財産() ③ ②の○で囲んだ財産について記入してください。			
被災前の財産の概要とその価格		損害の程度とその金額	
<u>概要</u>		<u>程度</u>	
<u>万円</u>		<u>万円</u>	
④ この災害について、保険金又は損害賠償金を受けていますか。 イまたはロのいずれかを○で囲んでください。 イ 受けている ロ 受けていない ⑤ ④のイを○で囲んだ場合は、受け取った保険金又は損害賠償金の金額を記入してください。 <u>万円</u>			
◎ 裏面の注意事項をよく読んでから記入してください。		市区町村	日本年金機構

2507 1016 045

(裏面)

記入上の注意事項

- (1) ① 災害の種類欄は、〇〇台風などのように、できるだけ詳しく記入してください。
記入が難しい場合は、震災・水害・火災など記入をしてください。
- (2) 対象となる財産は、被保険者・世帯主・配偶者又は被保険者・世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅・家財・その他の財産となります。
- (3) ② 欄内、「その他の財産の()」には、機械・器具・荷車・漁船・牛馬・水車などの事業用財産の名称を記入してください。
- (4) ③ 欄内、「被災前の財産の概要とその価格」には、住宅については被災前のその構造と延面積(例木造平屋建60平方メートル)とその価格を、住宅でない建物については店舗・工場・倉庫・納屋などの名称、構造、延面積(例店舗木造造モルタル二階建100平方メートル)とその価格を、家財については主な家財の名称と価格の総額を、宅地についてはその総面積と価格を、田畑についてはその総面積と価格を、その他の財産については、数量と価格を記入してください。
- (5) ③ 欄内、「損害の程度とその金額」の「程度」欄には、住宅の場合は、流失・全壊・半壊・土砂流入・軒下浸水・床上〇〇センチメートル浸水・全焼・半焼一部焼失などを記入してください。
田畑の場合は、流失・冠水・土砂堆積とその被害面積などを記入してください。



申請書等・通知書等⑱（免除・納付猶予）

国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書

料金後納郵便
親展

〒
TEL

② ご案内は内側にあります。裏面の「開封方法」をご覧ください。

山折り

第 年 月 日

日本年金機構理事長 印

見本

国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書

（審査区分）

全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	納付猶予
------	--------	------	--------	------

（注）「免除」または「納付猶予」が承認された期間については、その旨を「」で表示いたします。

国民年金保険料免除・納付猶予申請者の上記の審査結果が承認されたことについて書きました結果、以下の免除または納付猶予申請を承認します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に本署又は口座で、あなたの住所の国民年金事務所（地方自治体（市））に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の写しを提出した日の翌日から起算して2か月以内に社会保険庁（厚生労働省）に審査請求できます。

なお、この決定の取消の効力は、審査請求の決定が確定しない限り、失効しません。審査請求があった日から3か月を経過しても審査請求の決定がないとき、この決定の効力は失効するものと見做されます。この効力は、審査請求の決定（再審査請求をした場合は、最終決定）は社会保険庁の決定（以下「決定」）があったことを知った日から起算して、3か月を経過すると失効するものと見做されます。ただし、誤りとして、審査請求の決定の効力は1年を経過すると失効するものと見做されます。

通知の記載内容のご説明

- 「期間延長承認」と記載されている方
前年度に、「翌年度以降も全額免除または納付猶予の審査を希望」したことによって、引き続き承認されたものです。
- 「今後、免除申請が必要です。」と記載されている方
納付猶予は50歳未満の期間が対象となります。納付猶予承認期間以降（50歳以降）の期間については、保険料を納付するか、あらかじめ保険料免除の申請が必要です。
- 「継続審査申出受付済」と記載されている方
・今後は全額免除または納付猶予の審査を自動的に行いますので、免除申請を行う必要はありません。
・婚姻、離婚、配偶者が亡くなった等、配偶者の状況に変更があった場合は「国民年金保険料免除・納付猶予継続申請者の配偶者状況変更届」の提出が必要です。事実発生日から14日以内に届書の提出をお願いします。

保険料免除や納付猶予が承認された期間の年金額

保険料免除や納付猶予が承認された期間は、老後の年金を受けるための資格期間（支給資格期間）に算入されますが、保険料を全額納付した場合と比べて老後の年金額が低額になります。
※納付猶予の期間は、年金額に反映されません。

<免除等区分別の年金額イメージ>

免除等区分	年金額
全額納付	1
全額免除	8分の4
4分の3免除 ^(*)	8分の5
半額免除 ^(*)	8分の6
4分の1免除 ^(*)	8分の7
納付猶予	0（年金額に反映されません）

※一部免除の期間は、納付すべき一部の保険料額を納めないと未納と同じ扱いとなり、年金額および支給資格期間に反映されません。

年金額を増やす方法は裏面へ

国民年金の大切なお知らせです。

開封して内容をご確認ください。

「ねんきんネット」をご活用ください

「ねんきんネット」は、スマートフォン等から年金記録の確認や年金見込金額の試算などが行えるサービスです。利用登録は「マイナポータル」から簡単に行うことができます。

詳しくは「ねんきんネット」で検索
https://www.nenkin.go.jp/n_net/

ねんきんネット 検索

開封方法

①②の順に矢印の方向へゆっくりと開いてください。
（水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。）

③ ご案内は内側にあります。

見本

年金額を増やす「追納」制度

免除等を受けた期間は、10年以内であれば、保険料を後払い（追納）することができます。ただし、追納が遅くなると、保険料が上がりますので、早めの追納をお願いします。追納すると以下のメリットがあります。

1. 老後の年金額が一生にわたり増えます！
1年間分追納をすると、年金が年間5万円増えます。
○全額免除期間（学納特例）期間は約2万円増えます。
2. 社会保険料控除の対象となります！
追納保険料は社会保険料控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

追納制度の詳細は右記二次元コードから

4分の3、半額、4分の1の免除が承認された方

- ・後日送付される、免除後の保険料額による納付書で納付してください。
この保険料を納め忘れると、年金額および年金を受けるための期間に反映されない未納期間となりますので留意してください。
- ・保険料の納付方法には、一括で納める割引になる「前納制度」（納付書のみの対応）や、納め忘れない「口座振替」をご利用いただくこともできます。ご希望の際は、お近くの年金事務所へご相談ください。

免除等承認後に状況が変わった方

- ・免除等承認後に状況が変わった場合（失業、世帯主の変更など）は、承認結果を取り消して免除を再申請することができます。
- ・免除等の取消は、申出をした月の前月分からとなりますので、切替えをご希望の場合は、お早めにご手続きをお願いします。

「電子申請」特設ページ

免除申請を含む一部の国民年金の手続きはスマホから電子申請ができます。詳しくはこちらをご覧ください。

「追納制度」特設ページ

追納の申込書や「追納制度」等に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。

2506 1016 010



申請書等・通知書等⑱（免除・納付猶予）

国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間の変更申請書

事務センター長/ 所長	副事務センター長/ 副所長	グループ長/ 課(室)長	担当者

国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間の変更申請書

① 個人番号(または基礎年金番号)				② 生年月日				氏名			
				5. 昭和 7. 平成				(フリガナ)			
③ 変更前申請年月(始期)				④ 変更前申請年月(終期)							
7. 平成 9. 令和				7. 平成 9. 令和							
⑤ 変更後申請年月(始期)				⑥ 変更後申請年月(終期)				⑦ 変更申請年月日			
7. 平成 9. 令和				7. 平成 9. 令和				9. 令和			
備考											

- 基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。
- ①欄に基礎年金番号を記入した場合は基礎年金番号通知書のコピーまたは年金手帳（氏名の記載ページ）のコピー等を添付してください。

【個人番号（マイナンバー）により申請する際の添付書類について】

本人が窓口で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

① マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

② 身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど※2

※1 郵送で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

上記のとおり申請します。	市区町村	日本年金機構
令和 年 月 日		
日本年金機構理事長 あて		
住所		
氏名		
電話番号		

2204 1016 187



申請書等・通知書等^{②①}（学生納付特例）

国民年金保険料学生納付特例申請書

記入例

※ 学生納付特例の申請年度は4月から翌年3月までです。

国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 宛て 令和〇〇年〇〇月〇〇日
以下のとおり学生納付特例を申請します。
また、前年度分の収入内納付に該当しないことを申し立てします。
この申請に必要な本人に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の提供について、本府県（自治体等）を主として、および日本年金機構に提供します。
〒123-4567
(印) 〇〇市〇〇区〇〇 1-2-3
被保険者氏名: 国年 太郎

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄^(※1)
○提出年月日を記入してください。
○住居裏の住所を記入してください。

申請前に、記入もれ、記入誤りがないかを再度ご確認ください。
(記入もれや記入誤りが判明した場合は、書類の返戻やさかのぼって学生納付特例の承認が取り消し等となります。)

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は、10桁の番号（または基礎年金番号）欄に当該番号を記入してください。

① 基礎年金番号 (10桁の番号)	X X X X X X X X X X X X X X X X	② 生年月日	年 月 日	③ 性別	1 5 0 5 2 0
④ 氏名	(フリガナ) 国年 太郎	⑤ 電話番号	1 5 0 5 2 0	⑥ 住所	XX - XXXX - XXXX

「⑤申請期間」欄^(※2)
○年度を超えない範囲で記入してください。
(例: 令和7年4月から 令和8年3月まで)
年度単位での申請となるため、複数の年度分を申請する場合は、年度ごとに申請書を出してください。
なお、過去期間については、2年1カ月前まで申請することができます(20歳以上で学生である場合)。

⑦ 申請期間 (2桁の数字)	平成 7 年 4 月から 平成 8 年 3 月まで	⑧ 学校の名前	〇〇大学
⑨ 在学予定期間	(入学年月) 平成 〇〇 年 〇〇 月 から (卒業予定年月) 平成 〇〇 年 〇〇 月 まで	⑩ 学校の所在地	東京 〇〇 区 〇〇 町
⑪ 学生の区分	1. 学生(学位あり) 4. 研究生 2. 通学制・通信課程 5. その他 3. 特別奨学生 ()	⑫ 学生証の有効期限	平成 〇〇 年 〇〇 月 まで有効
⑬ 前年所得	1. なし 2. あり (128万円以下) 3. あり (128万円超) = 15歳以上19歳未満の扶養親族 【あり () 人・なし】	⑭ 特別認定区分 ^(※4)	1. 失業 平成 年 月 日 = 雇用保険加入(あり・なし) 2. 災害等 3. その他 ()

区分	申請期間	収入内納付
例1: 1区	令和7年4月～令和7年9月	収入内納付
例2: 2区	令和7年10月～令和7年12月	収入内納付
例3: 3区	令和8年1月～令和8年3月	収入内納付

「⑭在学予定期間」欄
○入学年月日から卒業予定年月を記入してください。

「⑦学校の名前」欄
○学校名を記入してください。
「⑧学校の所在地」欄
○都道府県名・市区町村名まで記入してください。
「⑨学生の区分」欄
○該当する区分に○を記入してください。該当する区分がない場合は「5. その他」に○を記入の上、()内に具体的に記入してください。
「⑩学生証の有効期限」欄
○学生証に記載された有効期限を記入してください。学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。
「⑪前年所得」欄^(※3)
○必ず記入してください。
○所得 = (収入 - 必要経費) > 0。
○「3. あり(128万円超)」に○を記入した場合は、16歳以上19歳未満の扶養親族【あり () 人・なし】についても○を記入し、「あり」の場合は16歳以上19歳未満の扶養親族の人数を記入してください。※ 前年度分を申請するときは、前々年所得について該当するものに○を記入してください。
「⑭特別認定区分」欄^(※4)
○失業・病気・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(開始日の翌日)を記入の上、失業前の雇用保険加入の「あり・なし」に○を記入し、証明書類(雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者証の写しなど)を添付してください。
なお、過去に同一の失業・病気・事業の廃止などの理由により学生納付特例等を申請し、失業した事実が確認できる証明書類を添付したことがある場合は、あらためて添付する必要はありません。
○災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。
○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金を受け取っていることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入した上で、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。
「⑮備考」欄
○申請期間中に海外転出入があった場合は、国名と転出入日を記入してください。
○申請を希望する年度の1月1日時点で海外に居住していた場合は、国名および転入日を記入してください。
(例: 令和7年4月から令和8年3月までのいずれかの期間の申請の場合は、令和7年1月1日時点について記入してください。
令和8年4月から令和9年3月までのいずれかの期間の申請の場合は、令和8年1月1日時点について記入してください。)
○申請を希望する年度中の一部の期間に際して、生活保護法による生活扶助以外の扶助等を受け取っている場合の申請については、その旨を記入してください。
○失業などの理由により学生納付特例を申請する場合で、「⑭特別認定区分」欄に記載した失業などに関する証明書類を過去に提出したことがある場合は、その旨を記入してください。(例: 失業などに関する証明書類提出済)
※ ⑮項目(本人等)の裏面(注意事項)の14番をお読みください。該当する場合に記入してください。

2506 1016 017



申請書等・通知書等^{②①}（学生納付特例）

学生納付特例取消申請書／不該当届

届書コード	届書
6 3 6 1	

事務局センター長/ 所長	副事務局センター長/ 副所長	グループ長/ 課(室)長	担当

国民年金保険料学生納付特例取消申請書／不該当届

① 個人番号(または基礎年金番号)				② 生年月日				氏名			
				5. 昭和 7. 平成				(フリガナ)			
③ 申請年月日				④ 取消/不該当区分				⑤ 学生納付特例不該当年月			
9. 令和				0: 取消 1: 不該当				7. 平成 9. 令和			
備考											

1. 基礎年金番号(10桁)で申請(届出)する場合は「①個人番号」に左詰めで記入してください。
2. ①欄に基礎年金番号を記入した場合は基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添付してください。
3. 取消申請書として提出いただく場合、⑤欄は記入不要です。

【個人番号(マイナンバー)により申請(届出)する際の添付書類について】

本人が窓口で申請書(届書)を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください^{※1}。

① マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)

② 身元(実存)確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど^{※2}

※1 郵送で申請書(届書)を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

※2 上記以外の②身元(実存)確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

上記のとおり申請(届出)します。	市区町村	日本年金機構
令和 年 月 日		
日本年金機構理事長 あて		
住所		
氏名		
電話番号		

2204 1016 101



申請書等・通知書等② (学生納付特例)

国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書

料金後納郵便
親展

見 本

差出人
〒

TEL

②
ご案内は内側にあります。裏面の「開封方法」をご覧ください。

基礎年金番号
山折り

第 年 月 日
号 日

日本年金機構理事長 印

国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書

国民年金保険料学生納付特例の申請を承認しました。承認期間は
年 月 日から 年 月 日までです。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、あなたの住所地の社会保険庁（地方厚生（支）局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の決定、以下同じ。）があったことを知った日から6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、審査請求の決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

学生納付特例が承認された方へ
～大切なお知らせ～

【承認期間について】
承認期間は年度ごととなりますので、毎年の申請が必要です。
来年度も在学予定の方については、4月以降に申請ハガキをお送りします。
なお、申請はスマホから行うこともできます。詳細は裏面をご覧ください。

【学生でなくなった場合は】
承認期間中に学生でなくなった場合は、「学生納付特例不該当届」を市（区）役所または町村役場に提出してください。

【承認された期間の年金額】
承認期間は、老齢年金を受けるための資格期間（受給資格期間）に算入されますが、年金額には反映されません。
なお、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納付すること（追納）で年金額を増やすことができます。
追納制度の案内は裏面へ

【障害基礎年金・遺族基礎年金について】
承認された期間中に、万が一ケガや病気で障害が残ったり、死亡といった不測の事態が起こった場合に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。

国民年金の大切な
お知らせです。

開封して内容をご確認ください。

「ねんきんネット」をご活用ください
「ねんきんネット」は、スマートフォン等から年金記録の確認や年金見込み額の試算などが行えるサービスです。利用登録は「マイナポータル」から簡単に行うことができます。

詳しくは「ねんきんネット」で検索
https://www.nenkin.go.jp/n_net/

ねんきんネット 検索

開封方法
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

年金額を増やす「追納」制度

学生納付特例を受けた期間は、10年以内であれば、保険料を後払い（追納）することができます。ただし、追納が遅くなると、保険料が上がりますので、早めの追納をお勧めします。追納すると以下のメリットがあります。

1. 老後の年金額が一生にわたり増えます！
1年間分追納をすると、年金が年間で約2万円増えます。

＜1年間分追納した場合の年金額の増加イメージ＞

追納 なし あり

2. 社会保険料控除の対象となります！
追納保険料は社会保険料控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

追納の申込書や「追納制度」等に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。

「追納制度」特設ページ

国民年金の手続きはスマホから

学生納付特例を含む一部の国民年金の手続きは、スマホでマイナポータルからいつでも簡単に電子申請ができます。今後の手続きの際にはぜひご利用ください。

＜電子申請の対象手続＞

○ 学生納付特例の申請 ○ 保険料免除・納付猶予の申請
○ 国民年金加入の届出 ○ 保険料口座振替の手続き など

電子申請の利用方法等に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。

「電子申請」特設ページ

年金制度のご案内

公的年金制度のメリットや、仕組みなどについて学べる動画などを日本年金機構ホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

動画のほか、資料などを掲載しています。詳しい内容は、こちらをご覧ください。

「年金について学ぼう」特設ページ



申請書等・通知書等^{②③}（学生納付特例）

国民年金保険料学生納付特例申請却下通知書

料金後納郵便 親展 見本 差出人 TEL ② ご案内は内側にあります。裏面の「開封方法」をご覧ください。	基礎年金番号 山折 第 年 月 日 谷折 日本年金機構理事長 印 国民年金保険料学生納付特例申請却下通知書 提出のあった国民年金保険料学生納付特例申請について審査した結果、 年 月から 年 月までの間の 国民年金保険料の学生納付特例申請は、以下の理由により却下します。 (理由) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、あなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の送付がされた日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省）に審査請求できます。 なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の議決。以下同じ。）があったことを知った日から3か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、審査請求の決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。
---	---

国民年金は、一人ひとりの将来の大きな支えになります。 あなたの年金 簡単便利な ねんきんネット で！ 「ねんきんネット」は、最新の年金記録の確認やさまざまな条件に応じた年金見込額の試算ができます。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイポータルからのご利用登録が便利です。 詳しくは「ねんきんネット」で検索 https://www.nenkin.go.jp/n_net/ ねんきんネット 検索 開封方法 見本 ①	国民年金の保険料納付は口座振替が便利でお得です。 ◎納めの忘れがなく確実です。 ○保険料があなたの預金口座から毎月自動的に引き落とされますので納めの忘れがなく確実です。 ◎手続きは簡単・無料です。 ○口座振替依頼書を金融機関の窓口にご提出ください。なお、申し込み手続きや引き落としには一切手数料はかかりません。 ◎手間と時間が省けます。 ○遅滞しがちな窓口へ毎月訪れる手間と時間が省けますので、忙しい方にはとても便利です。 ◎保険料が割引されます。 ○口座振替により、保険料を当月末引き落とし（早割）にすると、保険料が割引されお得です。 お手元の納付書は、納期限から2年または使用期限を過ぎると使用できなくなりますが、学生納付特例を申請した期間は、時効の更新により申請日から2年間、保険料を納付できる場合があります。2年を過ぎて保険料の納付を希望する場合は、年金事務所で納付書を再発行しますのでご連絡ください。	国民年金のポイント ◎国民年金は20歳から60歳になるまでのすべての人が加入し、保険料を納める制度です。 ◎国民年金は国が責任をもって運営する安定した制度です。 ○年金の給付は生涯にわたって保障されます。 ◎国民年金は、40年間保険料を納付して、満額の年金額816,000円[※]（令和6年度）が受け取れます。 ○年金（老齢年金）を受けるためには、原則として10年以上の保険料納付済期間（保険料免除期間等を含む）が必要です。 [※]令和21年4月2日以後生まれの方が受け取る場合の年金額となります。 ◎障害年金、遺族年金があります。 ○病気や事故で障害が残ったときに受け取れる障害年金や、被保険者により生計を維持されていた遺族（子のある配偶者または子）が受け取れる遺族年金があります。保険料が未納の場合、万一のときに障害年金や遺族年金が受け取れない場合がありますので、保険料は納期限までにすみやかに納付してください。 ◎保険料は確定申告の際、社会保険料控除として全額認められます。 XXXX XXXX XXXX
---	---	--



申請書等・通知書等^{②④}（法定免除）

国民年金保険料免除期間納付申出書

様式コード			
4	6	3	8



国民年金保険料免除期間納付申出書

日本年金機構理事長 あて 令和 年 月 日 以下のとおり、免除期間の納付を申し出ます。 住所：_____ 被保険者氏名：_____	市区町村 日本年金機構
---	----------------

基礎年金番号（１０桁）で申出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

A 被保険者	① 個人番号 (または基礎年金番号)	② 生年月日	5. 昭和 7. 平成 年 月 日
	③ 氏名 (フリガナ)	④ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他 - -

裏面の留意事項を確認したうえで、申出内容について記入してください。

B 申出内容	⑤ 免除期間納付 の申出(始期)	7. 平成 9. 令和 年 月	⑥ 免除期間納付 の申出(終期)	1. 指定しない(59歳11カ月まで) 2. 指定する(右欄を記入)	7. 平成 9. 令和 年 月
	⑦ 付加年金または 国民年金 基金加入状況	1. 現在、付加年金または国民年金基金に加入中 ですか。 2. 付加年金または国民年金基金に加入中の場 合、納付申出後も継続加入を希望しますか。	1. 付加年金に 加入している 2. 国民年金基金に 加入している 3. どちらも加入 していない 1. はい 2. いいえ		
	⑧ 備考				

下記内容を確認のうえ、右のチェックボックスにチェック[☑]を入れてください。

C 確認事項	1. 納付申出をした期間は、国民年金保険料の納付義務が発生します。	☐
	2. 納付申出をした過去期間は、原則としてさかのぼって免除に戻すことはできません。	☐
	3. 納付申出をしたことにより納付された国民年金保険料は、還付することはできません。	☐
	4. 納付申出をした期間は、付加年金又は国民年金基金に加入することができますが、これから付加年金又は国民年金基金に加入する場合は、さかのぼって加入することはできません。	☐



XXX - XXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

●今後、国民年金保険料の納付が必要となりますので、国民年金保険料納付書により、最寄りの金融機関等で納付してください。

また、保険料の納付が困難な場合は申請により、所得等の審査を行い保険料の納付が免除される申請免除制度があります。

XXXX - XXXX
 XXX
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX TEL XXXXXXXXXXXXXXX

[illegible]



申請書等・通知書等^{②⑥}（追納）

国民年金保険料追納申込書

様式コード			
4	6	2	4



国民年金保険料追納申込書

日本年金機構理事長 あて	令和	年	月	日
以下のとおり、追納を申し込みます。				
〒				
住所：_____				
氏名：_____				

日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で申し込みする場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

A. 被保険者	① 個人番号 (または基礎年金番号)		② 生年月日	5. 昭和															
	③ 氏名 (列挙)		④ 電話番号	1. 自宅															

追納を申し込む期間等について記入してください。

B. 申込内容	⑤ 追納申込期間 1 (自～至)	7. 平成				～	7. 平成				⑥ 分割区分	0. 全部一括	3. 3カ月分毎	⑦ 職員 記載欄
	⑧ 追納申込期間 2 (自～至)	9. 令和				～	9. 令和				1. 1カ月分毎	4. 4カ月分毎	⑧ 職員 記載欄	
	⑩ 追納申込期間 3 (自～至)	9. 令和				～	9. 令和				2. 2カ月分毎	6. 6カ月分毎	⑨ 職員 記載欄	
	⑫ 追納申込期間 4 (自～至)	9. 令和				～	9. 令和				0. 全部一括	3. 3カ月分毎	⑩ 職員 記載欄	
◆「⑪変更前氏名」欄「⑬氏名変更年月日」欄「⑭変更前住所」欄「⑮住所変更年月日」欄は、氏名や住所を変更した場合のみ記入してください。														
	⑪ 変更前氏名						⑬ 氏名変更 年月日	7. 平成						
	⑬ 変更前住所						⑮ 住所変更 年月日	9. 令和						
	⑰ 備考													

【留意事項】

- 追納は10年以内（※）となっています。10年経過間近である期間にかかる追納を希望する場合は、追納申込書を追納期限の直前に提出すると、期限までに追納できなくなる場合がありますので、お早めにご提出ください。
※ 例えば、免除等承認月が平成28年10月の場合、令和8年10月31日まで追納できます。
- 追納が承認された場合は、通知書と追納用納付書が送付されます。
- 追納は、追納が可能で一番古い保険料の月分から順番に追納用納付書で納めることになります。
※ 新しい月分を納められたときは、保険料を充当または還付することになります。
- 納付書に記載がある期限までに必ず納めてください。
※ 期限を超えたときは、納められた保険料を充当または還付することになります。

【個人番号（マイナンバー）により申し込みする際の添付書類について】

本人が窓口で申込書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※¹。

①マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど※²

※¹ 郵送で申込書を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

※² 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

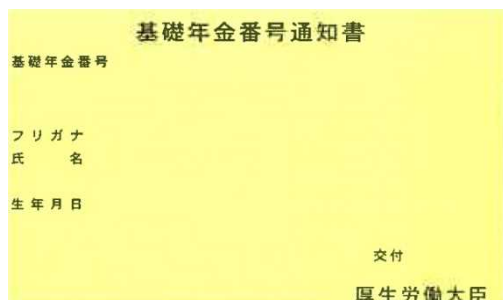




必要書類（申請免除・納付猶予）

必ず提出・添付するもの（全共通）

- 基礎年金番号通知書のコピーまたは年金手帳（氏名の記載のページ）



＜現在交付している基礎年金番号通知書＞



＜以前交付されていた年金手帳＞

- 印鑑（認め印でも可、スタンプ印は不可）

申請免除、納付猶予の場合に添付するもの

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

- 特例認定（失業等）での申請をする時は次の書類

＜失業したこと等により申請を行うときで雇用保険の被保険者であった方＞ ※以下のいずれか

- ✓ 雇用保険受給資格者証のコピー
- ✓ 雇用保険被保険者離職票等のコピー

＜事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方＞ ※以下のいずれか

- ✓ 総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよび申請した時の添付書類のコピー
- ✓ ＊履歴事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書
- ✓ ＊税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書または事業廃止届出書のコピー（受付印のあるもの）
- ✓ ＊保健所への廃止届出書（控）（受付印のあるもの）または廃止届証明書
- ✓ ＊その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実が確認できる書類（＊印の書類と併せて失業の状態にあることの申立てが必要。）

＜生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請する方＞

- ✓ その事実を確認できる公的機関の証明書のコピー

＜特別障害給付金を受け取っていることを理由に申請する方＞

- ✓ 受給資格者証のコピー

【特例免除の申請が可能な期間】 ※令和7年7月に申請する場合	
災害・失業等の事由が発生した年	特例免除の申請が可能な期間
令和3年（1月～12月）	令和5年6月～令和5年6月
令和4年（同上）	令和5年6月～令和6年6月
令和5年（同上）	失業等の前月～令和7年6月
令和6年（同上）	失業等の前月～令和8年6月

- ・失業した日は離職日の翌日です。（12月31日に離職したときは翌年が「失業等の事由が発生した年」となります。）
- ・申請時点から2年1カ月以上前の期間は時効により免除等の申請はできません。



必要書類（学生納付特例・法定免除）

学生納付特例制度の場合に添付するもの

- 国民年金保険料学生納付特例申請書
- 学生証（裏面も含む）のコピーまたは在学証明書の原本
 - ※ 在学期間がわかるもの
 - ※ 過去の年度分を申請する場合で、学生証では在学期間がわからない場合は、在学期間がわかる在学証明書を添付
- 特例認定（失業等）での申請をする時は次の書類
 - ＜失業したこと等により申請を行うときで雇用保険の被保険者であった方＞ ※以下のいずれか
 - ✓ 雇用保険受給資格者証のコピー
 - ✓ 雇用保険被保険者離職票等のコピー
 - ＜事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方＞ ※以下のいずれか
 - ✓ 総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよび申請した時の添付書類のコピー
 - ✓ ＊履歴事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書
 - ✓ ＊税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書または事業廃止届出書のコピー（受付印のあるもの）
 - ✓ ＊保健所への廃止届出書（控）（受付印のあるもの）または廃止届証明書
 - ✓ ＊その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実が確認できる書類（＊印の書類と併せて失業の状態にあることの申立てが必要。）
 - ＜生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請する方＞
 - ✓ その事実を確認できる公的機関の証明書のコピー

【特例免除の申請が可能な期間】 ※令和7年7月に申請する場合	
災害・失業等の事由が発生した年	特例免除の申請が可能な期間
令和3年（1月～12月）	令和5年6月～令和5年6月
令和4年（同上）	令和5年6月～令和6年6月
令和5年（同上）	失業等の前月～令和7年6月
令和6年（同上）	失業等の前月～令和8年6月

- 失業した日は離職日の翌日です。
（12月31日に離職したときは翌年が「失業等の事由が発生した年」となります。）
- 申請時点から2年1カ月以上前の期間は時効により免除等の申請はできません。

法定免除の場合に添付するもの

- 国民年金保険料免除理由（該当・消滅）届
- 生活保護受給票または生活保護受給証明（生活保護受給による法定免除の場合）

代理人がお越しになる場合に必要なもの（全共通）

- 委任状
- 窓口で代理でお手続きする方の身分を確認できるもの
（運転免許証、パスポート等）



必要書類見本（離職票）

離職票 - 1

様式第6号(1) 雇用保険被保険者 離職票 - 1 再交付 GEE. MM. DD (短)

交付番号 () 交付年月日 041005 99-99999999

帳票種別 16200 1. 被保険者番号 4800-010566-2 2. 資格取得年月日 4-200401 3. 離職年月日 5-040930 4. 被保険者種類 1 5. 再交付表示 ()

離職者氏名 コヨウ タロウ 性別 1 (1男) 生年月日 (元号-年月日) 4 010416 喪失原因 2 (1 期満以外の理由 2 20以内の期間 3 事業主の都合による解雇) 離職票交付希望 1 (1 再交付)

事業所番号 4801-001186-9 管轄区分 0 事業所名称 労働市場センター株式会社 産業分類 37 通信業

6. 個人番号 () 7. 番号複数取得チェック不要 () 8. 住居所管轄安定所 () 10. 認定日 (一般) ()

※ 9. 求職申込年月日 () 受給資格等決定年月日 () 12. 賞金日額 (区分-日額又は総額) 区分 (1 日額 2 総額) ()

11. 認定予定日 (高年齢・短期) () 14. 離職理由 () 17. 金融機関・店舗コード () 口座番号 ()

13. 所定給付日数の決定に係る対象者区分 (1~6) () 15. 求職番号 () 16. 特種表示区分又は遺族指定定期年月日 ()

18. 支払区分 () 19. 区分-氏名 (計) () 区分 (店額 分ちも書き 1 氏名変更) ()

備考 離職時年齢 33 歳 支払方法は未登録です。 公共職業安定所長印 ()

※ 所属長 () 次長 () 課長 () 係長 () 係 () 操作者 ()

基本手当日額 () 円 所定給付日数 () 日 支給番号 ()

求職者給付等払渡希望金融機関指定届 (切り取らないでください。)

届出者	フリガナ	コヨウ タロウ
1 氏名	雇用 太郎	
2 住所又は居所	富士古田市電ヶ丘2-4-3	
3 名称	〇〇銀行	本店 支店
4 銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	口座番号 (普通) 1 2 3 4 5 6 7	
5 ゆうちょ銀行	記号番号 (総合) -	

※公共職業安定所の印が無いものは無効となります。



必要書類見本（離職票）

離職票－2

離職年月日
を要確認

様式第6号（2）（第7条関係）

雇用保険被保険者離職票－2

① 被保険者番号	4800-010566-2	③ フリガナ	コウ タロウ	④ 離職年月日	令和 4 年 9 月 30 日
② 事業所番号	4801-001186-9	離職者氏名	雇用 太郎		
⑤ 名称	労働市場センター 株式会社		⑥ 離職者の住所又は居所	〒403-0014 富士吉田市竜ヶ丘2-4-3	
事業所所在地	東京都千代田区霞が関1-2-1		電話番号（0555）	23 - 8609	
電話番号	03-5253-1111				
住所	東京都練馬区上石神井4-8-4		※ 令和 4 年 10 月 5 日付で交付した離職票-1（交付番号 000000 番）に係る賃金支払状況である。		
事業主氏名	労働市場センター 株式会社 代表取締役 労働 邦一		センター 公共職業安定所長 公共職業安定所長印		
離職の日以前の賃金支払状況等					
⑧ 被保険者期間算定対象期間	⑨ ⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑫ 賃金 額	⑬ 備考		
⑧-1 一般被保険者等	⑨-1 短期雇用特別被保険者	⑩-1 ⑪-1 ⑫-1 ⑬-1			
離職日の翌日	10月1日	9月21日～離職日	10日	95,000	
9月1日～離職日	30日	8月21日～9月20日	31日	200,000	
8月1日～8月31日	31日	7月21日～8月20日	31日	200,000	
7月1日～7月31日	31日	6月21日～7月20日	30日	200,000	
6月1日～6月30日	30日	5月21日～6月20日	31日	200,000	
5月1日～5月31日	31日	4月21日～5月20日	30日	200,000	
4月1日～4月30日	30日	3月21日～4月20日	31日	200,000	
3月1日～3月31日	31日	月 日～月 日	日		
2月1日～2月28日	28日	月 日～月 日	日		
1月1日～1月31日	31日	月 日～月 日	日		
12月1日～12月31日	31日	月 日～月 日	日		
11月1日～11月30日	30日	月 日～月 日	日		
10月1日～10月31日	31日	月 日～月 日	日		
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日		
⑭ 賃金に関する特記事項	⑮ 欄の記載 有 無 ⑯ 欄の記載 有 無 ⑰ 聴 写真欄 3×2.4				

注 意

- 基本手当は受給資格者が、高年齢求職者給付金は高年齢受給資格者が、特例一時金は特例受給資格者が、それぞれ労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができないときに支給されるものであること。
 - 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとするときは、住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局に出頭し、求職の申込みをした上、この離職票-2及び離職票-1（別紙）を提出すること。
 - 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けないときでも、後日必要な場合があるから、少なくとも4年間は大切に保存すること。
 - この離職票-2を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた公共職業安定所に申し出ること。
- ※基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の受給手続を取られる方は、裏面のⅢ「支給を受けるための手続等」をご覧ください。

※公共職業安定所の印が無いものは無効となります。



必要書類見本（雇用保険受給資格者証）

雇用保険受給資格者証

様式第11号（第17条の2関係）（第1面、第2面）

雇用保険受給資格者証

（第1面）

1. 支給番号 48010-17-000109-7	2. 氏名 ヨシノ タカ		
3. 被保険者番号 4800-010566-2	4. 性別 男	5. 離職時年齢 27	6. 生年月日 4-010416
7. 求職番号 12345			
8. 住所又は居所			
9. 支払方法（記号（口座）番号・金融機関名・支店名） 安定所現金（G）			
10. 資格取得年月日 190401	11. 離職年月日 281231	12. 離職理由 40	
13. 60歳到達時賃金日額 6.666	14. 離職時賃金日額 6.666	15. 給付制限	
16. 求職申込年月日 290104	17. 認定日 1型-月	18. 受給期間満了年月日 291231	
19. 基本手当日額 4.747	20. 所定給付日数 90	21. 通算被保険者期間 090900	
22. 離職前事業所名 ロフトウシノウセンターがっしや 労働市場センター株式会社			
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示（災害時、一括、巡相、市町村） 0 0 0 0		

安定所連絡メッセージ1

安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所又は

管轄地方運輸局所在地

電話番号

〒177-0044

練馬区土石神井

03-3929-3311

見本

交付月日

センター

公共職業安定所長



注意事項

- この証は、第1面の受給期間満了年月日まで大切に保管してください。もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ線以外では折り曲げないでください。
- 失業の認定、又は失業等給付を受けようとするときは、この証を失業認定申告書その他関係書類に添えて原則として管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局長に提出してください。
- あなたが口座振込受給資格者である場合、支給金額欄の金額を、あらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振込む手続を、失業認定日に行いますので、その金融機関から支払を受けてください。この場合、その金融機関から支払を受けることができる日が、基本手当の支給日となります。
- 定められた失業の認定日に来所しないときは、基本手当の支給を受けることができなくなることがあります。
- 失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があったとき、又は自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出てください。
- 偽りその他不正の行為によって失業等給付を受けたり、又は受けようとしたときは、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の給付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に来所した失業の認定日に届書を提出してください。
- 第1面に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当（傷病手当）の支給を受けることができる最大限の日数です。
- 失業等給付に関する処分又は上記6の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に NNN 雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 雇用保険について分からないことがあった場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口で御相談ください。

被保険者番号

求職番号

（バーコード貼付欄）

支給番号

（バーコード貼付欄）

雇用保険説明会 年 月 日 出席済

（第2面）

2017. 1

※公共職業安定所の印が無いものは無効となります。

(参考資料) 前納する場合の期間および納付すべき額

(単位：円)

※ () 内は割引額

(1) 2年前納

前納する月	令和7年4月		(参考)
納付方法	納付書	口座振替	(毎月納付した場合)
定額	409,490 (△15,670)	408,150 (△17,010)	425,160
付加	9,250 (△350)	9,220 (△380)	9,600
定額+付加	418,740 (△16,020)	417,370 (△17,390)	434,760

(2) 早割 (1ヵ月) 口座振替のみ

前納する月	令和7年4月から 令和8年3月までの各月
定額	17,450 (△60)

(3) 1年前納

前納する月	令和7年4月	
納付方法	納付書	口座振替
定額	206,390 (△3,730)	205,720 (△4,400)
付加	4,710 (△90)	4,700 (△100)
定額+付加	211,100 (△3,820)	210,420 (△4,500)

(4) 6ヵ月前納

前納する月	令和7年4月および 令和7年10月	
納付方法	納付書	口座振替
定額	104,210 (△850)	103,870 (△1,190)
付加	2,380 (△20)	2,370 (△30)
定額+付加	106,590 (△870)	106,240 (△1,220)

(5) 令和8年3月までの期間のすべての全額保険料を納付書により前納する場合

前納 する月	令和7年							
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
定額	189,500 (△3,110)	172,550 (△2,550)	155,550 (△2,040)	138,490 (△1,590)	121,380 (△1,190)	104,210 (△850)	86,980 (△570)	69,700 (△340)
付加	4,330 (△70)	3,940 (△60)	3,550 (△50)	3,160 (△40)	2,770 (△30)	2,380 (△20)	1,990 (△10)	1,590 (△10)
定額+付加	193,830 (△3,180)	176,490 (△2,610)	159,100 (△2,090)	141,650 (△1,630)	124,150 (△1,220)	106,590 (△870)	88,970 (△580)	71,290 (△350)

前納 する月	令和8年		
	1月	2月	3月
定額	52,360 (△170)	34,960 (△60)	17,510 (△0)
付加	1,200 (△0)	800 (△0)	400 (△0)
定額+付加	53,560 (△170)	35,760 (△60)	17,910 (△0)

(参考資料) 前納する場合の期間および納付すべき額

(単位：円)

※ () 内は割引額

(6) 令和9年3月までの期間のすべての全額保険料を納付書により前納する場合

前納 する月	令和7年							
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
定額	393,260 (△14,390)	376,980 (△13,160)	360,650 (△11,980)	344,260 (△10,860)	327,820 (△9,790)	311,330 (△8,770)	294,780 (△7,810)	278,180 (△6,900)
付加	8,880 (△320)	8,500 (△300)	8,130 (△270)	7,760 (△240)	7,380 (△220)	7,000 (△200)	6,630 (△170)	6,250 (△150)
定額+付加	402,140 (△14,710)	385,480 (△13,460)	368,780 (△12,250)	352,020 (△11,100)	335,200 (△10,010)	318,330 (△8,970)	301,410 (△7,980)	284,430 (△7,050)

前納 する月	令和8年							
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
定額	261,520 (△6,050)	244,810 (△5,250)	228,040 (△4,510)	211,220 (△3,820)	193,940 (△3,180)	176,590 (△2,610)	159,190 (△2,090)	141,730 (△1,630)
付加	5,860 (△140)	5,480 (△120)	5,100 (△100)	4,710 (△90)	4,330 (△70)	3,940 (△60)	3,550 (△50)	3,160 (△40)
定額+付加	267,380 (△6,190)	250,290 (△5,370)	233,140 (△4,610)	215,930 (△3,910)	198,270 (△3,250)	180,530 (△2,670)	162,740 (△2,140)	144,890 (△1,670)

前納 する月	令和8年				令和9年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定額	124,220 (△1,220)	106,650 (△870)	89,020 (△580)	71,330 (△350)	53,580 (△180)	35,780 (△60)	17,920 (△0)
付加	2,770 (△30)	2,380 (△20)	1,990 (△10)	1,590 (△10)	1,200 (△0)	800 (△0)	400 (△0)
定額+付加	126,990 (△1,250)	109,030 (△890)	91,010 (△590)	72,920 (△360)	54,780 (△180)	36,580 (△60)	18,320 (△0)

(参考資料) 前納する場合の期間および納付すべき額

(7) 令和7年6月までの期間の4分の3保険料を前納する場合

前納する月	令和7年			
	3月	4月	5月	6月
前納額	51,870 (△260)	39,260 (△130)	26,220 (△40)	13,130 (△0)

(8) 令和8年3月までの間の4分の3保険料を前納する場合

前納する月	令和7年						令和8年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	116,640 (△1,530)	103,850 (△1,190)	91,020 (△890)	78,140 (△640)	65,220 (△430)	52,260 (△260)	39,260 (△130)	26,220 (△40)	13,130 (△0)

(9) 令和7年6月までの期間の半額保険料を前納する場合

前納する月	令和7年			
	3月	4月	5月	6月
前納額	34,600 (△170)	26,190 (△90)	17,490 (△30)	8,760 (△0)

(10) 令和8年3月までの間の半額保険料を前納する場合

前納する月	令和7年						令和8年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	77,820 (△1,020)	69,280 (△800)	60,720 (△600)	52,130 (△430)	43,520 (△280)	34,870 (△170)	26,190 (△90)	17,490 (△30)	8,760 (△0)

(11) 令和7年6月までの期間の4分の1保険料を前納する場合

前納する月	令和7年			
	3月	4月	5月	6月
前納額	17,300 (△90)	13,100 (△40)	8,750 (△10)	4,380 (△0)

(12) 令和8年3月までの間の4分の1保険料を前納する場合

前納する月	令和7年						令和8年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	38,910 (△510)	34,640 (△400)	30,360 (△300)	26,070 (△210)	21,760 (△140)	17,430 (△90)	13,100 (△40)	8,750 (△10)	4,380 (△0)

(参考資料) 国民年金保険料の変遷

保険料を納付する月分	定 額	
	35歳未満	35歳以上
昭和36年4月～昭和41年12月	100円	150円
昭和42年1月～昭和43年12月	200円	250円
昭和44年1月～昭和45年6月	250円	300円
昭和45年7月～昭和47年6月	450円	
昭和47年7月～昭和48年12月	550円	
昭和49年1月～昭和49年12月	900円	
昭和50年1月～昭和51年3月	1,100円	
昭和51年4月～昭和52年3月	1,400円	
昭和52年4月～昭和53年3月	2,200円	
昭和53年4月～昭和54年3月	2,730円	
昭和54年4月～昭和55年3月	3,300円	
昭和55年4月～昭和56年3月	3,770円	
昭和56年4月～昭和57年3月	4,500円	
昭和57年4月～昭和58年3月	5,220円	
昭和58年4月～昭和59年3月	5,830円	

保険料を納付する月分	定 額
昭和59年4月～昭和60年3月	6,220円
昭和60年4月～昭和61年3月	6,740円
昭和61年4月～昭和62年3月	7,100円
昭和62年4月～昭和63年3月	7,400円
昭和63年4月～平成元年3月	7,700円
平成元年4月～平成2年3月	8,000円
平成2年4月～平成3年3月	8,400円
平成3年4月～平成4年3月	9,000円
平成4年4月～平成5年3月	9,700円
平成5年4月～平成6年3月	10,500円
平成6年4月～平成7年3月	11,100円
平成7年4月～平成8年3月	11,700円
平成8年4月～平成9年3月	12,300円
平成9年4月～平成10年3月	12,800円
平成10年4月～平成14年3月	13,300円

保険料を納付する月分	定 額	半額免除 (平成14.4～)	4分の1免除 (平成18.7～)	4分の3免除 (平成18.7～)
平成14年4月～平成17年3月	13,300円	6,650円		
平成17年4月～平成18年3月	13,580円	6,790円		
平成18年4月～平成19年3月	13,860円	6,930円	10,400円	3,470円
平成19年4月～平成20年3月	14,100円	7,050円	10,580円	3,530円
平成20年4月～平成21年3月	14,410円	7,210円	10,810円	3,600円
平成21年4月～平成22年3月	14,660円	7,330円	11,000円	3,670円
平成22年4月～平成23年3月	15,100円	7,550円	11,330円	3,780円
平成23年4月～平成24年3月	15,020円	7,510円	11,270円	3,760円
平成24年4月～平成25年3月	14,980円	7,490円	11,240円	3,750円
平成25年4月～平成26年3月	15,040円	7,520円	11,280円	3,760円
平成26年4月～平成27年3月	15,250円	7,630円	11,440円	3,810円
平成27年4月～平成28年3月	15,590円	7,800円	11,690円	3,900円
平成28年4月～平成29年3月	16,260円	8,130円	12,200円	4,070円
平成29年4月～平成30年3月	16,490円	8,250円	12,370円	4,120円
平成30年4月～平成31年3月	16,340円	8,170円	12,260円	4,090円
平成31年4月～令和2年3月	16,410円	8,210円	12,310円	4,100円
令和2年4月～令和3年3月	16,540円	8,270円	12,410円	4,140円
令和3年4月～令和4年3月	16,610円	8,310円	12,460円	4,150円
令和4年4月～令和5年3月	16,590円	8,300円	12,440円	4,150円
令和5年4月～令和6年3月	16,520円	8,260円	12,390円	4,130円
令和6年4月～令和7年3月	16,980円	8,490円	12,740円	4,250円
令和7年4月～令和8年3月	17,510円	8,760円	13,130円	4,380円

— 年齢早見表 —（令和8年1月1日～12月31日）

和暦（年）	西暦（年）	年齢	和暦（年）	西暦（年）	年齢	和暦（年）	西暦（年）	年齢
昭和10	1935	91	昭和41	1966	60	平成8	1996	30
昭和11	1936	90	昭和42	1967	59	平成9	1997	29
昭和12	1937	89	昭和43	1968	58	平成10	1998	28
昭和13	1938	88	昭和44	1969	57	平成11	1999	27
昭和14	1939	87	昭和45	1970	56	平成12	2000	26
昭和15	1940	86	昭和46	1971	55	平成13	2001	25
昭和16	1941	85	昭和47	1972	54	平成14	2002	24
昭和17	1942	84	昭和48	1973	53	平成15	2003	23
昭和18	1943	83	昭和49	1974	52	平成16	2004	22
昭和19	1944	82	昭和50	1975	51	平成17	2005	21
昭和20	1945	81	昭和51	1976	50	平成18	2006	20
昭和21	1946	80	昭和52	1977	49	平成19	2007	19
昭和22	1947	79	昭和53	1978	48	平成20	2008	18
昭和23	1948	78	昭和54	1979	47	平成21	2009	17
昭和24	1949	77	昭和55	1980	46	平成22	2010	16
昭和25	1950	76	昭和56	1981	45	平成23	2011	15
昭和26	1951	75	昭和57	1982	44	平成24	2012	14
昭和27	1952	74	昭和58	1983	43	平成25	2013	13
昭和28	1953	73	昭和59	1984	42	平成26	2014	12
昭和29	1954	72	昭和60	1985	41	平成27	2015	11
昭和30	1955	71	昭和61	1986	40	平成28	2016	10
昭和31	1956	70	昭和62	1987	39	平成29	2017	9
昭和32	1957	69	昭和63	1988	38	平成30	2018	8
昭和33	1958	68	昭和64／ 平成元	1989	37	平成31／ 令和元	2019	7
昭和34	1959	67	平成 2	1990	36	令和 2	2020	6
昭和35	1960	66	平成3	1991	35	令和 3	2021	5
昭和36	1961	65	平成4	1992	34	令和 4	2022	4
昭和37	1962	64	平成5	1993	33	令和 5	2023	3
昭和38	1963	63	平成6	1994	32	令和 6	2024	2
昭和39	1964	62	平成7	1995	31	令和7	2025	1
昭和40	1965	61						

— 年齢早見表 —（令和7年1月1日～12月31日）

和暦（年）	西暦（年）	年齢	和暦（年）	西暦（年）	年齢	和暦（年）	西暦（年）	年齢
昭和9	1934	91	昭和40	1965	60	平成7	1995	30
昭和10	1935	90	昭和41	1966	59	平成8	1996	29
昭和11	1936	89	昭和42	1967	58	平成9	1997	28
昭和12	1937	88	昭和43	1968	57	平成10	1998	27
昭和13	1938	87	昭和44	1969	56	平成11	1999	26
昭和14	1939	86	昭和45	1970	55	平成12	2000	25
昭和15	1940	85	昭和46	1971	54	平成13	2001	24
昭和16	1941	84	昭和47	1972	53	平成14	2002	23
昭和17	1942	83	昭和48	1973	52	平成15	2003	22
昭和18	1943	82	昭和49	1974	51	平成16	2004	21
昭和19	1944	81	昭和50	1975	50	平成17	2005	20
昭和20	1945	80	昭和51	1976	49	平成18	2006	19
昭和21	1946	79	昭和52	1977	48	平成19	2007	18
昭和22	1947	78	昭和53	1978	47	平成20	2008	17
昭和23	1948	77	昭和54	1979	46	平成21	2009	16
昭和24	1949	76	昭和55	1980	45	平成22	2010	15
昭和25	1950	75	昭和56	1981	44	平成23	2011	14
昭和26	1951	74	昭和57	1982	43	平成24	2012	13
昭和27	1952	73	昭和58	1983	42	平成25	2013	12
昭和28	1953	72	昭和59	1984	41	平成26	2014	11
昭和29	1954	71	昭和60	1985	40	平成27	2015	10
昭和30	1955	70	昭和61	1986	39	平成28	2016	9
昭和31	1956	69	昭和62	1987	38	平成29	2017	8
昭和32	1957	68	昭和63	1988	37	平成30	2018	7
昭和33	1958	67	昭和64／ 平成元	1989	36	平成31／ 令和元	2019	6
昭和34	1959	66	平成 2	1990	35	令和 2	2020	5
昭和35	1960	65	平成3	1991	34	令和 3	2021	4
昭和36	1961	64	平成4	1992	33	令和 4	2022	3
昭和37	1962	63	平成5	1993	32	令和 5	2023	2
昭和38	1963	62	平成6	1994	31	令和 6	2024	1
昭和39	1964	61						

— 索引 —

カード No.	タイトル	概要
1	20歳になったとき	■ 加入手続きの方法は？ ■ 納付方法は？ ■ 納付が困難な場合 ■ 基礎年金番号通知書の見本は？
2	会社を退職したとき	■ 必要な手続きは？ ■ 納付方法は？ ■ 納付が困難な場合
3	配偶者の被扶養者でなくなり 切り替え手続きを行うとき	■ 必要な手続きは？ ■ 納付方法は？ ■ 納付が困難な場合
4	海外に居住するとき	■ 海外任意加入制度の内容 ■ お手続き窓口 ■ 納付方法 ■ 日本国内に転入した（帰国した）場合のお手続き ■ 任意加入をやめるとき
5	任意加入するとき	■ 年金額を増やすには ■ 納付方法 ■ 任意加入をやめるとき ■ 受給要件を満たすためには ■ 納付方法 ■ 任意加入をやめるとき
6	資格を喪失したとき	■ 必要な手続きは？ ■ 保険料 ■ 手続きに必要な書類
7	基礎年金番号通知書再交付申請	■ 基礎年金番号通知書 ■ 基礎年金番号通知書（表裏） ■ お手続き窓口 ■ 年金手帳 ■ 年金手帳（全体）
8	保険料額について	■ 国民年金の保険料 ■ 国民年金保険料の納付義務 ■ 納付方法
9	付加保険料と付加年金	■ 付加保険料 ■ 注意事項

カード No.	タイトル	概要
10	前納制度	■ 前納とは ■ 2年前納とは ■ 前納保険料額 ■ 手続き方法
11	金融機関・郵便局・コンビニ等の窓口で納付	■ 現金で納付するときは ■ 納付書見本 ■ 電子納付（ペイジー） ■ 注意事項
12	口座振替	■ 口座振替のメリット ■ 手続き方法 ■ 振替方法ごとの振替期間と振替日 ■ 口座振替の早割制度とは ■ 注意事項 ■ 「2年前納」と「2年前納（4月開始）」の違い
13	クレジットカード納付	■ 手続き方法 ■ 注意事項 ■ 「2年前納」と「2年前納（4月開始）」の違い
14	スマートフォンアプリ納付	■ スマートフォンアプリでの納付のメリット ■ 支払方法 ■ 納付方法 ■ 注意事項

－ 索引 －

カード No.	タイトル	概要
15	申請免除・納付猶予制度	■ 制度のご説明 ■ 対象となる方 ■ 年金を受け取る時はどう違うの？ ■ 手続き ■ 審査基準 ■ 免除・納付猶予・学生納付特例の承認期間 ■ 来年度以後は？ ■ 手続き後は？ ■ 将来の年金額を増やすには？
16	学生納付特例制度	■ 学生納付特例とは ■ 対象となる方 ■ 年金を受け取る時はどう違うの？ ■ 手続き ■ 将来の年金額を増やすには？ ■ 手続き後は？ ■ 卒業後に国民年金保険料が払えないときは？
17	法定免除制度	■ 法定免除とは ■ 対象となる方 ■ 年金の給付はどうなるの？ ■ 手続き ■ 免除ではなく、引き続き支払いたいときは？
18	保険料負担と年金額の関係は？	■ 保険料負担と年金額の関係
19	追納について	■ 「追納」とは？ ■ いくら納めればいいのか？ ■ 手続き ■ 注意点
20	事務処理誤りにかかる特例制度	■ 事務処理誤りにかかる特例制度とは ■ 申出ができる主な事例 ■ 特例保険料 ■ 注意点 ■ 事務処理誤りにかかる特例制度を利用する時は？ （参考）特定事由等該当申出書
21	産前産後期間の保険料の免除	■ 産前産後期間の免除制度とは ■ 対象となる方 ■ 年金を受け取る時はどう違うの？ ■ 手続き
22	社会保障協定とは	■ 社会保障協定の目的 ■ 日・中社会保障協定の概要 ■ 日・中社会保障協定の手続き（適用証明書） ■ 市町村における留意点 ■ 被保険者資格取得・喪失に関する手続き（参考） ■ Q&A

カード No.	タイトル	概要
-	届書等・通知書等	■ 国民年金被保険者関係届書（申出書） ■ 国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書 ■ 国民年金第3号被保険者関係届 ■ 国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録（取消）届書 ■ 国民年金被保険者氏名・生年月日・性別変更（訂正）届 ■ 時効消滅不整合期間にかかる特定期間該当届 ■ 納付書の封筒見本 ■ 国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書 ■ 国民年金保険料口座振替開始（変更）のお知らせ および国民年金保険料口座振替額通知書 ■ 国民年金保険料口座振替額通知書 ■ 国民年金保険料口座振替辞退申出書 国民年金保険料預金口座振替辞退（取消）通知書 ■ 国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書 ■ 国民年金保険料クレジットカード納付開始（変更）・額 通知書 ■ 国民年金保険料クレジットカード有効性確認結果通知書 ■ 国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書
-	（参考資料） 前納する場合の期間 および納付すべき額	■ 前納する場合の期間および納付すべき額
-	（参考資料） 国民年金保険料の変遷	■ 国民年金保険料の変遷
-	年齢早見表	■ 年齢早見表

カード No.	タイトル	概要
-	申請書等・通知書等	■ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ■ 国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届 ■ 国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書 ■ 国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間の変更申請書 ■ 国民年金保険料学生納付特例申請書 ■ 学生納付特例取消申請書/不該当届 ■ 国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書 ■ 国民年金保険料学生納付特例申請却下通知書 ■ 国民年金保険料免除期間納付申出書 ■ 国民年金保険料免除理由消滅通知書 ■ 国民年金保険料追納申込書 ■ 国民年金保険料産前産後免除該当通知書
-	必要書類	■ 必ず提出・添付するもの（全共通） ■ 申請免除、納付猶予の場合に添付するもの ■ 学生納付特例制度の場合に添付するもの ■ 法定免除の場合に添付するもの ■ 代理人がお越しになる場合に必要なもの（全共通）
-	必要書類見本	■ 離職票－1 ■ 離職票－2 ■ 雇用保険受給資格者証